### 「日本語教育の参照枠」一次報告

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

令和2年11月20日



# 「日本語教育の参照枠」一次報告概要

## 「日本語教育の参照枠」

日本語の習得段階に応じて求められる日本 語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるように 評価のための枠組み 日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習,教授, 一口ッパ言語共通参照枠)\*を参考に, Ė 田田 るため O

### 一次報告の構成 日本語教育の参照枠」

指蒙巴

### 日本語能力の熱達度について6レベルで示したもの 全体的な尺度

日本語使用 を尊重する

-

に注目する

(言語活動別の熱達度を示す)

5つの言語活動

3多様な

言語を使って 「できること」

N

学習者を社会的存在と

目指すもの

して捉える

具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきのと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。 トを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果 仕事など, 直接的関係がある領域に関する, よく 使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。 方互いに緊張しないで熟 達した日本語話者とやの取りができるくらい流 ちょうかつ自然である。 仕事,学校,娯楽でふだん出合うような身近な話 題について, 共通語による話し方であれば, 主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話 範囲なら, 身近で日常の事柄についての情報交換 いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクス 自分の専門分野の技術的な議論も含めて, 具体的 題について,単純な方法で結び付けられた, のあるテクストを作ることができる。 買い替 ごく基本的な個人情報や家族情報, に向いることができる。 的な言葉遣いができる 7 B 2 B Ø V 2 執達した言語使用者 自立した言語使用者 基礎段階の言語使用者 欧州評議会 漢字の扱いについて Can do ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European 8 Can do:個別の団体・教育機関等が自由に作成する能力記述文 Framework of Reference for Languages) (‡, 「日本語教育の参照枠」として示す範囲 Can do 昭 용 分野別の能力記述文 (Gan do) 言語活動別の熟達度 能力記述文: CEFR Can 全体的な尺度

原絡

Can do

Can do

具体的

近所,

7

IJ

7

١J

罪や、

١J

話ずこ。

(発表)

(やりとり) IJ

話す

# 期待される効果

- 就労・留学等の分野別の能力記 日本語能力が求められる様々な分野で 具体的か つ効果的な教育・評価が可能になる。 共通の指標による評価が可能となり 国内外の試験間の通用性が高まる。 (Can do) が開発され,
- 国や教育機関を移動しても適切な日本 ができ IJ 受ける 4 語教育を継続し

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版(3時翻版)の訳文を基にし、CEFR補遺版 を参考に一部修正を加えた。

取りをすることができる。

め、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進 いる。また,CEFR は言語資格を承認する根拠にもなるた

ことにも役立っている。

10

によって,20年以上にわたる研究と検証の末に開発され, 2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されて

\*CEFR24

現場

### 「日本語教育の参照枠」一次報告 目 次

はじめに

I	「日本語教育の参照枠」に関する審議について	•••1			
1	現状と課題	• • • 1			
2	「日本語教育の参照枠」について	• • • 3			
3	「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてCEFRを参考とすることについて	· · · 5			
4	一次報告の検討範囲	• • • 6			
П	「日本語教育の参照枠」について	• • • 7			
1	構成	• • • 7			
2	日本語能力観と六つのレベル	• • • 15			
3	全体的な尺度	•••19			
4	言語活動別の熟達度	• • • 20			
5	CEFR活動 Can do 一覧	•••21			
6	CEFR方略 Can do・テクスト Can do 一覧	• • • 46			
7	CEFR能力 Can do 一覧	• • • 52			
8	漢字の扱いについて	• • • 62			
9	令和2年度以降の検討課題	• • • 64			
Ш	参考資料	• • • 66			
1	話し言葉の質的側面	• • • 67			
2	「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」	について			
		• • • 68			
3	「標準的なカリキュラム案 Can do」一覧(試案)	• • • 73			
4	JF日本語教育スタンダードについて	• • • 84			
5	分野別の言語能力記述文,「JF Can do」と「標準的なカリキュラム案 Can				
		• • • 86			
6	言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン	• • • 87			
7	「日本語教育の参照枠」一次報告の取りまとめまでの沿革	• • • 98			
	8 日本語教育小委員会等における検討状況				

### 〇 はじめに

本報告は、国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照することにより、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に応じた日本語教育の基準や目標を定めることが容易になるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すことを提言するものです。

我が国に在留する外国人は、令和元年度末現在で約293万人(総人口の約2.33%)に上り、日本で就労する外国人は令和元年10月末時点で約166万人となり、いずれも過去最高を記録しています。海外においても、世界の142か国・地域で日本語教育が行われ、海外の日本語学習者数は約385万人となっています。出身国・地域、文化、年齢、在留資格、職業、滞在目的等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育も多様化する一方で、それに対応した国内外における多様な学びの連関を図ることが課題となっています。

政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日決定、令和2年7月14日改訂)を取りまとめ、そこでは、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が日本人と同様に安心して生活することができるよう、より円滑な意思疎通の実現に向け、日本語を習得できるようにすることが極めて重要とされています。

令和元年6月28日には、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)が成立し、第1条において、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」が目的として掲げられました。また、同法第22条においては、「日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずる」旨の規定が盛り込まれました。

政府は、この法律に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を令和2年6月23日に閣議決定し、日本語教育の推進の基本的な方向や具体的施策例などの内容等を定めました。この中で、「ヨーロッパ言語共通参照枠」(以下、CEFRという。)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を作成することとしています。

一方,平成25年,文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)に、「論点3.日本語教育の標準と日本語能力の判定基準について」が盛り込まれました。これを踏まえ、令和元年度から日本語教育小委員会に「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」を設置し、「日本語教育の標準について」の審議を進め、今般「日本語教育の参照枠」一次報告の取りまとめに至ったものです。

本報告は三部構成になっています。

第 I 部では、「日本語教育の参照枠」の目指すものとして、「1 日本語学習者を社会的な存在として捉える」、「2 言語を使って「できること」に注目する」、「3 多様な日本語使用を尊重する」という三つの柱を示しました。その上で、CEFRを参考にA1からC2までの六つの日本語のレベルと、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」の五つの言語活動を設定する等の方針を示しました。

第Ⅱ部では、「日本語教育の参照枠」における包括的な指標として、日本語能力の熟達度を六つのレベルで示した「全体的な尺度」及び六つのレベルを五つの言語活動ごとに示した「言語活動別の熟達度」を掲載しました。また、社会的存在である言語使用者及び学習者が言語を学ぶ上での目標を具体的に示した「言語能力記述文(Can do)」について説明し、約500の「CEFR Can do」を一部修正の上、示しました。今後、生活、就労、留学などの分野別の言語能力記述文が作成され、追加されていくことが期待されます。

第Ⅲ部では、参考資料として、文化審議会国語分科会が示した「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、「標準的なカリキュラム案」という。)を基に作成した「標準的なカリキュラム案 Can do (試案)」のほか、独立行政法人国際交流基金が作成した J F 日本語教育スタンダードの「JF Can do」を、「分野別の言語能力記述文(Can do)」の例として収録しました。

今後,本報告が日本語教育の共通の指標として参照され,多様な日本語教育の現場で用いられ,国内外の日本語教育関係者や日本語学習者がお互いの教育実践をめぐる知見を共有し連携することにより、日本語教育の質の更なる向上が図られ、もって共生社会の実現に寄与することを望みます。

### I 「日本語教育の参照枠」に関する審議について

### 1 現状と課題

### (1) 日本語教育の標準や参照枠に関する現状

- 日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準や参照枠としては、文 化審議会国語分科会が取りまとめた「標準的なカリキュラム案」のほか、例えば、 独立行政法人国際交流基金がCEFRを参考に作成した日本語教育の方法及び学 習成果の評価の枠組みである「JF日本語教育スタンダード」がある。
- 国内では、文化審議会国語分科会が策定した「標準的なカリキュラム案」の活用が推進されている。海外では、独立行政法人国際交流基金が策定した「JF日本語教育スタンダード」の活用が推進されている。
- 現在,国内で実施されている日本語能力の判定試験(約20の機関・団体)は, 統一された日本語教育の標準や参照枠がないため,個々の指標に基づき,レベルや 判定基準等が設定されている。
- 日本語教育の標準や参照枠となる指標等は、国として統一的なものはなく、民間 等で個別に作られたものが活用されている。

### (2) 日本語教育の標準や参照枠に関する課題

- 我が国に在留する外国人は、令和元年末現在で 293 万人と過去最高を記録し、 人口比も2%を超えて増加傾向にある。在留外国人の定住化が進み、来日当初の生 活に必要な日本語や初期段階の日本語のみならず、教育や就労等に必要となる、多 様な分野の日本語が求められるようになってきている。
- 外国人等が日本での日常生活を安全・安心に送るために必要な日本語の教育内容として策定した「標準的なカリキュラム案」は、生活場面ごとに求められる能力が4技能(聞く、読む、話す、書く)別で示されているが、生活に必要な基本的な日本語場面が中心であり、また、言語行動の難易度に対する配慮は十分ではない。
- 特定技能等の在留資格では、入国要件等に一定の日本語能力が課せられている。 しかし、国としての日本語能力の統一的な指標は策定されていない。
- 外国人を雇用する産業界・経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考となる指標が整備されていない。

- 日本語を学ぶ外国人等や外国人を雇用する企業等が日本語能力の判定に必要な 試験を選びにくい状況にある。日本語教育の標準や参照枠が作成されることによ り、現在民間等でそれぞれの基準で実施されている日本語能力の判定試験の間で 通用する共通の参照基準として利用されることが期待される。
- ① 独立行政法人国際交流基金がCEFRを参考に策定した「JF日本語教育スタンダード」には、CEFRの6段階(A1, A2, B1, B2, C1, C2) のうち、高度なレベルに相当するC1, C2 レベルの日本語能力の Cando リスト については、CEFRが提示した Cando のみ挙げられている。
- 日本語教育の標準や参照枠が定められていないため、例えば、留学生にとって必要な日本語の知識や能力を測る試験で示された日本語能力のレベル判定基準が、そのまま「生活者としての外国人」の日本語能力評価や学習目標の指標として用いられてしまうことがあり、留学生とは異なる目的、場面で言語活動を行う人の日本語能力について、適切な判定がなされていない。
- 日本語による口頭コミュニケーション能力を判定するための大規模な試験が開発されていない。
- 世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を使用し、複数の社会に生きる人々が増えている。このような状況において、学習者が自らの日本語をはじめとする複数の言語の熟達度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めたりするための指標が有効であるが、現在、国内外で共通して参照できる日本語に関する指標は存在しない。

2

<sup>1</sup> 言語能力記述文(言語を使ってできることを「~できる」という形で示した文)の一覧。なお、JF 日本語教育スタンダードが提供している Can do には、CEFR の Can do 日本語訳に基づいた 493 項目 (CEFR Can do) と国際交流基金が作成した 552 項目の Can do (JF Can do) がある。(詳細は参考資料4参照。)

### 2 「日本語教育の参照枠」について

### (1)「日本語教育の参照枠」が目指すもの

- 「日本語教育の参照枠」は、国内外における日本語教育の質の向上を通して、 共生社会の実現に寄与することを目的とする。
- 「日本語教育の参照枠」は、言語・文化の相互理解・相互尊重を前提とし、日本 語教育に関わる全ての人が日本語の学習・教育などに関して参照する枠組みであ り、学習・教育の内容や方法の画一化を図るものではない。
- 世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を使用し、複数の社会に生きる人々が増えている。また、学習方法も多様性を増している。このような状況において、日本語学習者が自らの日本語の習熟度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て自律学習を進めたりするための指標を提示することは有効である。
- 日本語教育に関わる全ての関係者が「日本語教育の参照枠」を参照することにより、共通の枠組み、記述レベル、指標を持ち、互いの知見を共有し連携することは日本語教育の質の向上につながる。
- 多文化共生社会に向けて、外国人と接する一般の日本人にも「日本語教育の参照枠」の内容を分かりやすく示し、外国人の日本語能力について理解を深めることも重要である。
  - ・ 以下の三つを「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱として考えることとする。

### 1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

### (2)「日本語教育の参照枠」を作成するに当たっての方針

- ○「日本語教育の参照枠」の理念を分かりやすく示す。
- 「日本語教育の参照枠」の作成に当たっては、CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討する。
- 日本語の参照レベルとして、CEFRを参考に、基礎段階の言語使用者のレベルをAとし、自立した言語使用者のレベルをB、熟達した言語使用者のレベルを Cとする三段階とし、それぞれを二分割して全部で6レベルとする。
- CEFRでは、コミュニケーション言語活動を受容、産出、やり取り、仲介の四つから構成されるものとして示し、言語活動として、受容的言語活動:「聞くこと」、「読むこと」、産出的言語活動:「話すこと(発表²)」、「書くこと」、相互行為的言語活動:「話すこと(やり取り)」等を設定し、6レベルにわたって示している。「日本語教育の参照枠」においても同様の言語活動を設定する。
- 日本語の特徴である漢字に関する扱いについては、別に取り上げることとする。
- 同じく日本語の特徴である待遇表現(敬語等)については、CEFRの社会言語能力についての言及と結び付けて扱うこととする。

### 「日本語学習者を社会的存在として捉える」とは、どういうことか?

「日本語教育の参照枠」では、学習者を社会の一員として人々と関係を持ちながら、日本語を使って様々な課題を解決しようとする存在として捉えます。なぜこのようなことを、言語教育観の柱として示しているのでしょうか。

例えば日本語を教える際にも,ある文法事項を実際の言語使用の場面などと関係なく教える,全員に同じ漢字・語彙を教えるなど,多くの場合,教える側の事情によって,学習者を異なりのない均一な存在として捉えてしまうことはないでしょうか。

そうではなく、学習者が置かれている様々な背景や社会的な状況に応じて、生活の中で必要な表現や話し方、漢字・語彙を学ぶ、仕事で求められる技能を優先的に伸ばすといったことが大切です。特に成人の場合は既に持っている知識や経験を生かして学ぶことができるのです。このように一人一人異なる状況に応じた学びを支えるための枠組みとして「日本語教育の参照枠」は編まれました。

社会と教室を隔てることなく、学習者一人一人の豊かな多様性を生かし、日本語を通した学びの場を人と人が出会う社会そのものとすることによって、共生社会の実現を目指す。それが、「日本語学習者を社会的存在として捉える」という言葉に込められた意味なのです。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> CEFR英文原典では"spoken production"と記されており、同日本語訳(2014 年追補版)(欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版、吉島茂、大橋理枝(訳・編)朝日出版社)では、これを「表現」と訳出している。CEFRが示している言語能力記述文の中には、例えば、「話すこと(やり取り)」の言語活動で、「信念、意見、賛成、反対を丁寧に表現できる。」など、「~表現できる。」という表現が使われているものがいくつかある。本報告書では、このような言語能力記述文中の「表現」と「話すこと(表現)」を区別するために、「話すこと(発表)」とした。

なお、この場合の「発表」とは、まとまりのある発言(出来事・経験についての説明、聴衆を前にした演説、公 共の場でのアナウンスなど)のことである。

### 3 「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてCEFRを参考とすることについて

- CEFRは欧州評議会によって、20年以上にわたる研究と検証の末に開発され、 2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは 言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流 動性を促進することにも役立っている。
- CEFRは、言語の枠や国境を越えて、外国語の運用能力を同一の基準で測ることができる国際的な枠組みであり、学習者、教授する者及び評価者が、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら、学び、教え、評価できるように開発された。
- 〇 CEFRのレベルはA1, A2, B1, B2, C1, C2に分かれており、その言語を使って「具体的に何ができるか」という形で言語力を表す言語能力記述文を用いて分かりやすく示されている。
- 既に様々な分野でCEFRが指標として使用されている。
  - ・独立行政法人国際交流基金がCEFRの考え方に基づき、日本語教育の方法及び学習成果の評価の枠組みである、JF日本語教育スタンダードを開発し、主に海外における日本語教育において普及・活用されている。
  - ・令和元年8月には、法務省告示をもって定める日本語教育機関に対する抹消基準として、課程修了者の7割以上が3年連続でCEFRのA2相当以上の日本語能力を習得できない場合が適用されている。
  - ・外国人を雇用する企業が、CEFRを参照し、外国人の日本語レベルを示した独自の言語能力 記述文を作成し、評価指標とするなど活用が広がっている。
  - ・平成24年からNHKの語学番組のレベル表記に使用されている。
  - ・日本国内の大学と海外の大学との交換留学の際の言語能力を示す指標にも活用されている。
  - ・ヨーロッパだけでなく、中国や韓国などのアジアの国々の言語能力試験においても参照されて いる。
- 以上のことから,「日本語教育の参照枠」の作成に当たっては, CEFRの実践 の成果や課題を踏まえて検討することが適当である。
- CEFR補遺版 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Companion Volume with New Descriptors) が 2018年に公開され,2020年に改定版が公開された。補遺版では言語能力記述文等 が追加・補完されているが、今回の「日本語教育の参照枠」一次報告の検討に当たっては、まず第1段階としてCEFRの2001年版を主に参考として検討することにする3。

5

<sup>3 10</sup>ページでの説明のとおり、CEFR補遺版において明確に変更された点については検討を行った。

### 4 一次報告の検討範囲

- (1)「日本語教育の参照枠」の一次報告として、下の四つについて検討を行う。
  - 「日本語教育の参照枠」の理念を示す。
  - CEFRを参考に参照枠としての日本語のレベル概要を示す。
- 「標準的なカリキュラム案」,「JF日本語教育スタンダード」を参考に, 6 レベル別, 五つの言語活動別(受容的言語活動:「聞くこと」,「読むこと」,産出的言語活動:「話すこと(発表)」,「書くこと」,相互行為的言語活動:「話すこと(やり取り)」)についての言語能力記述文を作成する。
- 漢字に関する扱いについて取り上げる。
- (2) 一次報告は、令和2年度に広く意見募集を行った上で、取りまとめることとする。

### (3) 一次報告の骨子

- ① 現状と課題
- ② 「日本語教育の参照枠」について
- ③ 「日本語教育の参照枠」の枠組みとしてCEFRを参考とすることについて
- ④ 一次報告の検討範囲
- ⑤ 構成
- ⑥ 日本語能力観と六つのレベル
- ⑦ 全体的な尺度
- ⑧ 言語活動別の熟達度
- ⑨ CEFR活動 Can do 一覧
- ⑩ CEFR方略・テクスト Can do 一覧
- ① CEFR能力 Can do 一覧
- ② 漢字の扱いについて
- ③ 令和2年度以降の検討課題

参考資料

### Ⅱ「日本語教育の参照枠」について

### 1 構成

### (1)「日本語教育の参照枠」とは

- 「日本語教育の参照枠」とは、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人が参照できる、日本語学習、教授、評価のための枠組みである。
- 「日本語教育の参照枠」を参照することにより期待される効果は、以下のとおりである。

### ① 社会

- ・日本語学習者の周囲の人々(家族、友人、職場の人、地域住民等)による日本語 学習者の日本語能力の熟達度の把握が可能となり、日本語学習者を支える環境が 醸成される。
- ・日本語教育に関わる全ての人が共通の指標を参照し、お互いの知見を共有し連携 することで、日本語教育全体の質の向上につながる。

### ② 行政機関

・国や地方公共団体等が地域日本語教育の目標や方針,教育内容を設定するために 参照することにより,自立した言語使用者として必要となる日本語の学習環境の 整備につながる。

### ③ 教育機関・日本語教師

- ・分野別の言語能力記述文が整備されることにより、日本語教育機関が各分野に応じた学習目標の設定ができ、必要な日本語能力の習得につなげることができる。
- ・日本語教師が日本語学習者の熟達度を客観的に把握し、具体的な教育活動の設計 や評価が可能になる。

### ④ 試験機関

・学習・教育内容の多様化が進む中,各試験が判定する日本語能力についての共通 の指標を整備することによって,複数の日本語能力の判定試験の間の通用性が高 まる。

### ⑤ 日本語学習者

- ・日本語学習者が自らの日本語能力の熟達度を客観的に把握したり、具体的な学習 目標を設定して自律的に学習を進めたりすることができるようになる。
- ・日本語学習者が国や居住地,教育機関を移動しても,共通の尺度での日本語能力 証明が行えることにより,適切な日本語教育を継続的に受けることにつながる。

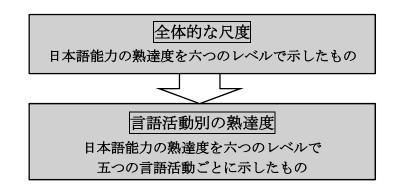
### (2) 言語教育観の三つの柱

- 「日本語教育の参照枠」では、3ページのとおり、言語教育観として三つの柱を挙 げており、全ての指標はこの考えに基づいて示されている。
  - ① 学習者を社会的存在として捉える。
  - ② 言語を使って「できること」に注目する。
  - ③ 多様な日本語使用を尊重する。
- この三つの言語教育観の柱は、CEFRにおいて、社会的存在(social agents)、 部分的能力(partial competences)、複言語主義(plurilingualism)として示され ている概念を参考にしつつ、日本語教育の文脈から捉え直したものである。
- これら三つの概念を基盤としてCEFRは、行動中心アプローチ(action-oriented approach)を示している。行動中心アプローチとは、多様な背景を持つ言語の使用者及び学習者を、生活、就労、教育等の場面において、様々な言語的/非言語的な課題(tasks)¹を遂行する社会的存在として捉える考え方のことである。
- 行動中心アプローチにおける言語教育の目標とは、言語の使用者及び学習者がそれぞれの社会で求められる課題を遂行できるようになることである。したがって、 学習者は、文法や語彙の難易度、言語活動間のバランスにかかわらず、課題を遂行するために必要な事柄から学ぶことができる。

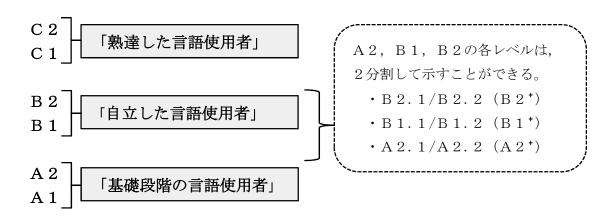
<sup>1</sup> 課題には、社会の中で目的を持って行う言語的/非言語的行動の全てが含まれる。買い物をすること、交通機関を利用すること、娯楽として映画や読書を楽しむこと、地域社会・学校・職場などでよりよい人間関係を構築すること、職を得て働き収入・やりがいを得ていくこと、教育を受け教養を身に付けることなど、多岐にわたる。

### (3) 言語熟達度に関する二つの指標

○ 言語教育観の三つの柱の次に示すのは、CEFRにおいては、共通参照レベル (Common Reference Levels) として示されている「全体的な尺度  $(19 \,^{\circ} \,^{\circ})^{\circ}$ 」、 「言語活動別の熟達度  $(20 \,^{\circ} \,^{\circ})^{\circ}$ 」という二つの指標である。これらは「日本語教育の参照枠」における最も包括的な指標である。



○ 「全体的な尺度」とは、日本語能力の熟達度をCEFRと同様に、A1からC2 の六つのレベルに分け、各レベルで日本語を使ってどのようなことができるかにつ いての概要を、言語能力記述文で示したものである。



○ 「全体的な尺度」の次に位置する指標は、「言語活動別の熟達度」である。これは「全体的な尺度」を「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」の五つに分けて、それぞれの言語活動とレベルにおいて、どのようなことができるのかを示したものである。この指標は、日本語教師だけでなく、日本語学習者が自分の日本語能力を把握するためにも活用できる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「全体的な尺度」,「言語活動別の熟達度(自己評価表)」の訳は,欧州評議会(2014) 『外国語の学習, 教授,評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版,吉島茂,大橋理枝(訳・編)朝日出版社を一部修 正し,使用した。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> CEFRでは"self-assessment grid"と記されており、同日本語版(2014年追補版)では、これを「自己評価表」と訳出している。本報告書では、自己評価表としての機能を重視しつつも、この指標が示している内容により注目し、「言語活動別の熟達度」という名称に改めた。

- CEFR共通参照レベルでは、「話すこと」を「話すこと(やり取り)」と「話すこと(発表)」に分けている。それは相手の様子を見ながら、あるいは助けを借りながら行う「やり取り」と、ある程度まとまった産出を行う「発表」とでは、必要とされる能力の範囲が異なるという考え方に基づいているためである。
- さらに、「言語活動別の熟達度」と対になる指標として、語彙や文法的正確さ、流 ちょうさなどの言語能力についての熟達度を示した「話し言葉の質的側面」がある。 この「話し言葉の質的側面」については、各指標を簡潔に提示するため、参考資料 2 (67ページ) に示した。
- 「日本語教育の参照枠」では、CEFRに基づく「全体的な尺度」、「言語活動別の熟達度」の中に見られる「母語話者」という表現を修正した。言語教育観の柱として「母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。」(3ページ)ということを掲げているためである。2018年に公開されたCEFR補遺版においても「母語話者」という表現は修正されており、修正後の文言についてはCEFR補遺版を参考に、「熟達した日本語話者」と言い換えた。

### (4) 言語能力記述文

- 言語能力記述文とは、社会的存在である言語の使用者及び学習者が、生活、就労、 教育等の場面で遂行していく必要がある課題を、言語を学ぶ上での目標として具体 的に示したものである。
- 言語能力記述文は、言語を使ってできることについて、「~できる」という形で示された文である。個別の言語能力記述文を Can do (Can do statements の略) と呼ぶこともある。
- 「日本語教育の参照枠」では、二つの指標の次に位置するものとして、4種類(活動、方略、テクスト、能力)の言語能力記述文を示している。これらの言語能力記述文は、言語活動においては「広報・アナウンスや指示を聞くこと」、「説明書を読むこと」、「情報の交換」、「長く一人で話す:経験談」、「通信」など、言語能力においては「文法的正確さ」、「音素の把握」などのCEFRと同様のカテゴリーを設けており、言語能力記述文を検索する際に参照される。

	言語活動についての言語能力記述文		
活動 Can do	「聞く」、「読む」、「話す(やり取り)」、「話す(発表)」、「書く」の五つの言語活動ごとに「広報・アナウンスや指示を聞くこと」、「説明書を読むこと」、「情報の交換」、「長く一人で話す:経験談」、「通信」などのカテゴリーを設けている。		
	言語使用の際のストラテジーについての言語能力記述文		
方略 Can do	方略とは、分からない言葉を推測したり、質問したり、あるいは聞き取りにくい言葉について聞き返したりするなどの行動を指す。CEFRでは、「モニタリングと修正」、「手掛かりの発見と推論(話し言葉と書き言葉)」、「発言権の取得・保持」、「説明を求めること」などのカテゴリーがある。		
	一まとまりの表現を扱うことについての言語能力記述文		
テクスト Can do	話し言葉,書き言葉についての一まとまりの表現を扱う能力(要約,言い換え,書き写し)を示した言語能力記述文。「ノート取り(講義やセミナー)」、「テクストの処理」というカテゴリーを設けている。		
	言語能力、社会言語能力、言語運用能力についての言語能力記述文		
能力 Can do	「使用語彙領域」,「文法的正確さ」,「音素の把握」,「正書法の把握」,「社会言語能力」,「発言権」,「話題の展開」,「話し言葉の流ちょうさ」,「叙述の正確さ」などのカテゴリーを設けている。		

○ 「日本語教育の参照枠」では、以下の三つの Can do を示している。

### ① CEFR Can do

CEFR2001 年版に収録されている言語能力記述文。活動 Can do, 方略 Can do, テクスト Can do, 能力 Can do の4種類から成る。これらは、ヨーロッパ諸言語が共通して参照できる言語能力記述文として開発されたものであるが、日本語教育においても参照できるものである。

### ② 標準的なカリキュラム案 Can do

「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」4を基に作成した言語能力記述文であり、国内で「生活者としての外国人」が日常生活上で遭遇する場面を言語能力記述文として示したもの。本報告では試案として参考資料3で示す。

### ③ JF Can do<sup>5</sup>

独立行政法人国際交流基金が開発した「JF日本語教育スタンダード」(参考資料4参照)に収録されている言語能力記述文。共生社会の基盤を成すコミュニケーションを当事者間の相互行為とみなし、「相互理解のための日本語」という理念に基づいて、主に、海外の日本語教育の現場を想定して開発されたもの。言語活動についての言語能力記述文から成る。活動 Can do のカテゴリーの名称については、CEFRを基に変更が行われている。

- 〇 次ページ図1のとおり① CEFR Can do は「日本語教育の参照枠」,② 標準的なカリキュラム案 Can do と③ JF Can do は「分野別の言語能力記述文 (Can do)」として示す。なお,①~③で示された言語能力記述文は,飽くまでも例示である。
- したがって、「日本語教育の参照枠」の使用者は、「全体的な尺度」、「言語活動別の熟達度」、「言語能力記述文(CEFR Cando)」のレベルに基づいて、現場に合わせた新たな言語能力記述文(「分野別の言語能力記述文(Cando)」、「現場 Cando」)を作成することができる。
- 今後は、国内外の多様な現場で作成される、就労、就学・進学、学術研究、あるいは子育で等6、広範な分野において参照でき、一定の質が保たれた言語能力記述文を追加していくことを予定している。

(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm:令和2年9月20日閲覧)

<sup>4</sup> 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な 内容について審議し、平成22年に報告としてまとめたもの。68ページの参考資料2に概要を掲載。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> JF Can do については、CEFR Can do とともに国際交流基金が運営する「みんなの Can do サイト」(https://jfstandard.jp/cando/top/ja/render.do: 令和2年6月12日閲覧) で閲覧できる(要利用登録)

<sup>6</sup> 児童生徒に対する日本語指導については、母語や認知能力の発達に十分に配慮する必要がある。文部科学省では、児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするための「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA

### 1. 「日本語教育の参照枠」とは

日本語の習得段階に応じて, 求められる日本 語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等 が適切かつ継続的な日本語教育を受けられるよ うにするための、日本語教育に関わる全ての人 が参照できる。日本語学習、教授、評価のため の枠組み。作成に当たっては、ヨーロッパ言語 共通参照枠 (CEFR: Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)を参考とした。

### 目指すもの 1. 日本語学習者を 社会的存在として 捉える 2. 言語を使って 3. 多様な 「できること」 日本語使用 に注目する を尊重する

2. 「日本語教育の参照枠」一次報告の構成

### 「日本語教育の参照枠」として示す範囲 抽象的 全体的な尺度 日本語能力の熟達度について全体的な尺度を6レベルで示したもの 漢字 (19ページ) 0) 言語活動別の熟達度 62ページ 扱いに 日本語能力の熟達度を5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取 り) 」「話す (発表) 」「書く」) ごとに6レベルで示したもの (20^゚ージ) つい 言語能力記述文: CEFR Can do 7 日本語を使ってどんなことができるかを「~できる」という表現で示した文 活動Can do, 方略Can do, テクストCan do, 能力Can do (21-61ページ) 具体的 分野別の言語能力記述文 (Can do) 生活 就労 留学 00 Can do

### 《期待できる効果》

(2) 行政機関

日本語教師

Can do

(1) 社会 :・日本語学習者の周囲の人々(家族,友人,職場の人,地域住民等)による日本語学習者の日本語能力の 熟達度の把握が可能となり、日本語学習者を支える環境が醸成される。行政による支援方針が明確になる。

現場 Can do: 個別の団体・教育機関等が自由に作成する能力記述文

・共通の指標を持ち、お互いの知見を共有し連携することで、日本語教育全体の質の向上につながる。

Can do

:・国や地方公共団体等が地域日本語教育の目標や方針,教育内容を設定するために参照することにより,

自立した言語使用者として必要となる日本語の学習環境の整備につながる。

:・日本語教師が日本語学習者の熟達度を客観的に把握し、具体的な教育活動の設計や評価が可能になる。 (3) 教育機関・

Can do

・分野別の能力記述文が整備されることにより、各領域に応じた学習目標の設定ができ、必要な日本語能 力の習得につなげることができる。

(4) 試験機関 :・複数の日本語能力の判定試験間における通用性が高まる。

(5) <u>日本語学習者:・自らの日本語能力の熟達度を客観的に把握し、具体的な学習目標を設定して自律的に学習を進めること</u> ができ、日本語能力の向上につながる。

・国や居住地、教育機関を移動しても、適切な日本語教育を継続的に受けることができる。

### 国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

- これらの言語能力記述文は、日本語によるコミュニケーションを行うための行動 目標となり、教師はそれに沿ったコースデザインや学習活動の設計に生かし、学習 者は自身の日本語能力を評価するために活用できる。
- また、複数の教育機関や企業等が共通の指標や言語能力記述文を参照することにより、学習者は、転居や転職によって日本語を学ぶ場が変わったとしても、継続的な日本語学習が可能となる。

### 児童生徒に対する日本語指導と「日本語教育の参照枠」

一口に児童生徒に対する日本語指導と言っても、国内の学校で第二言語として日本語を学ぶ国籍に関わらない「外国につながる子供たち」、海外の中等教育機関で外国語として日本語を学ぶ生徒たち、あるいは海外の補習授業校などで継承語として日本語を学ぶ「日本につながる子供たち」など、その姿は多様です。子供の身体の中で育まれる言葉と文化は、年齢、言語・文化的背景、住んでいる地域などによって異なり、子供一人一人にとって最適な指導を考えていく必要があると言えるでしょう。

欧州評議会は、ヨーロッパ言語ポートフォリオが子供向けの言語能力記述文<sup>7</sup>として関連付けられるかどうかの検証を7歳から 10 歳までと、11 歳から 15 歳までに分けて行なっています。その結果、現時点では関連付けられない言語能力記述文が多くあり、特に7歳から 10 歳までの C レベルの言語能力記述文のほとんどが、この年齢層のコミュニケーションニーズと関連性がない認知的・社会的成熟度を示していること、11 歳から 15 歳も多くの能力記述文が子供の発達や知識に応じて修正が必要であることを報告しています。

このように、児童生徒に対する日本語指導には、子供の発達に応じた言語能力記述文が必要となり、 「日本語教育の参照枠」に示された言語能力記述文を参照する際には、それらが児童生徒の指導に適切か どうかを慎重に見極める必要があります。

### (5) 漢字の扱いについて

- 日本語の特徴である漢字の扱いについての考え方を案として示した。CEFRは 主にヨーロッパ言語を念頭に置いた共通参照枠であるため、日本語がCEFRを参 照する際は、漢字学習についての指針などを別に定める必要がある。
- 一次報告では、漢字学習における基本的な考え方と、ヨーロッパ各国の中等教育機関の修了試験と国内の地域日本語教育における漢字の扱いについての考え方を示した。漢字の扱いについては、今後も検討を行っていく予定である。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 子供向けの言語能力記述文: Collated representative samples of descriptors of language competences developed for young learners (aged 7-10 and 11-15 years)
https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages/bank-of-supplementary-descriptors (令和 2 年 9 月 4 日閲覧)

### 2 日本語能力観と六つのレベル

### (1)「日本語教育の参照枠」における日本語能力観

- 「日本語教育の参照枠」における日本語の熟達度は、基礎段階であるA1から、 熟達段階であるC2までの六つのレベル、さらに、「聞くこと」、「読むこと」、「話す こと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」の五つの言語活動別に示すこ とができる。
- 「日本語教育の参照枠」では、五つの言語活動をバランスよく学んでいくことよりも、個人にとって必要なことから学んでいくことを重視する。
- 例えば、五つの言語活動能力の全てがB1であるという「B1レベルの学習者」 という存在は、想定可能であったとしても、実際の日本語能力には言語活動によっ てばらつきがあることの方が多い。
- したがって、「やり取りはB1ではあるが、書くことはA2である」と捉える方が 現実に即していると言える。社会生活において求められる日本語能力は、学習者が 置かれている状況やライフスタイルによって異なる。
- 例えば、接客業などの対人サービスに携わる者には、読み書き能力よりも口頭能力において高い能力が求められる傾向がある(図2)。また、翻訳業などに携わる者には高い読み書き能力が求められる。そのような状況に応じて日本語能力を伸ばしていくことになる(図3)。
- 図2,図3は例示である。また、就労場面で口頭能力が優先的に必要とされるとしても、生活者としては読み書き能力が必要とされる場面がある。このように生活の場面ごとに、どのような能力を優先して学んでいくのかということについて、学習者の目的に応じて言語活動別に考えていく必要がある。
- 多様な言語的背景を持つ人々と共に暮らしていくことが求められる社会においては、日本語学習者一人一人の日本語能力について、「できること」に注目することが重要であることから、「日本語教育の参照枠」では、熟達度を言語活動別に捉えていくための指標を示している。

図2:口頭能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)

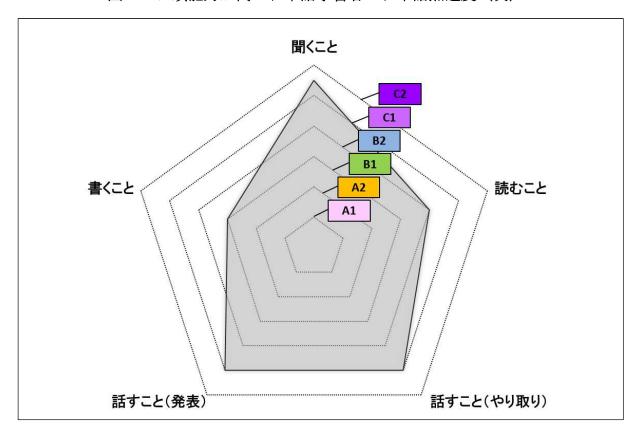
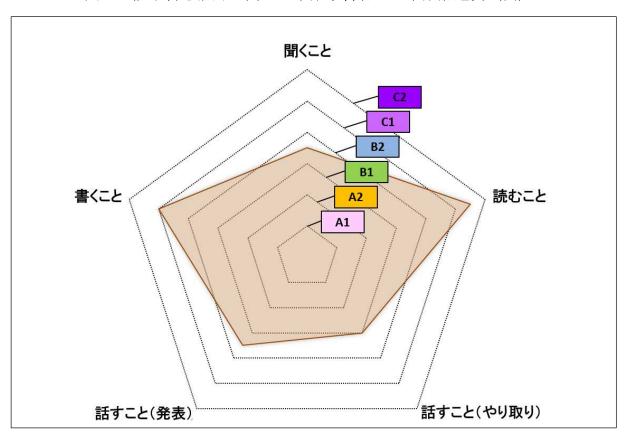


図3:読み書き能力が高い日本語学習者の日本語熟達度(例)



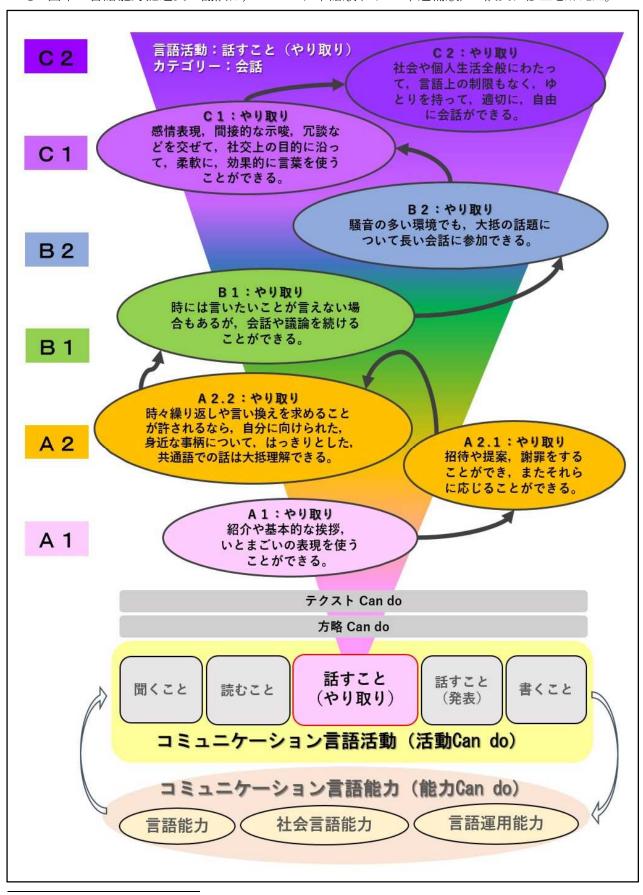
### (2)「日本語教育の参照枠」における日本語熟達度

- 図4は,「日本語教育の参照枠」における日本語熟達度を示したものである。五 つの言語活動はコミュニケーション言語活動と呼ばれ,言語に関する知識や技能で あるコミュニケーション言語能力と相互に補完し合う関係にある。
- 五つの言語活動は、「理解すること(「聞くこと」「読むこと」)」、「話すこと(「やり取り」、「発表」)」、「書くこと」に整理できる。
- 図4は、五つの言語活動のうち「話すこと(やり取り)」の熟達度が上がっていく様子を示したものである。初めは自己紹介や基本的な挨拶の表現を使うのみであったのが、熟達度が上がっていくにつれ、やり取りの幅が広がり様々なことができるようになっていく。
- A2, B1, B2については,図4のA2.1, A2.2の言語能力記述文のように,熟達度は言語活動の種類やカテゴリーによって,一つのレベルを二分割して示されることがあり,一つのレベルの中でも,熟達度をより細かく把握することができる。
- 加えて、実際の言語活動は、聞き返しや言い換えなどの方略を駆使して行われる。また、話し言葉であれ、書き言葉であれ、一まとまりのテクスト(ニュース、講演、講義 、新聞、雑誌、メール)を理解したり要約したりする際には、そのための技能を駆使することになる。
- 「日本語教育の参照枠」では、日本語学習者が社会によりよく参加していくため に、実生活において日本語を使ってどのようなことができるかに注目する。したが って、日本語学習においては、個別の語彙や文法ではなく、日本語学習者が実生活 において、日本語でできるようになりたいと思う言語活動についての言語能力記述 文(活動 Can do)を学習目標に設定する。
- 図4で示す言語能力記述文の間を結ぶ矢印のとおり、熟達度は直線的に上昇し続けるだけでない。例えば、仕事が忙しく日本語を学ぶ時間が取れないときには下降する場合もあるし、一定の熟達度に達した後、伸び悩むこともある。
- 日本語能力の熟達度は、日本語学習者の努力だけではなく、周囲のサポートによっても左右される場合がある。図4、「A2.2:やり取り」の言語能力記述文のように、やり取りの相手が発言の内容を繰り返したり、言い換えたり、あるいは共通語®で話すことによってできるようになる言語活動もある。したがって、言語能力記述文は日本語教師と日本語学習者だけではなく、日本語教育に関わる全ての人々が参照し、日本語学習者の支援に活用していくことも重要である。

<sup>8 「</sup>日本語教育の参照枠」では方言と区別して共通語を示した。共通語とは、国内において異なる地域社会に属する人や未知の人などとの意思疎通に必要となる全国に共通する言葉であり、全国共通語とも呼ばれる。一方、日本語には地方の伝統文化や地域社会の豊かな人間関係を担う言葉としての方言がある。こうした日本語の多様性を尊重した上で、ここでは相手や場面に応じて共通語と方言を使い分けることも社会言語能力の一側面として必要な能力と捉えている。

### 図4:「日本語教育の参照枠」における日本語の熟達度、「話すこと(やり取り)」の場合

○ 図中の言語能力記述文の翻訳は、CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>9</sup>の訳文に修正を加えた。



<sup>9</sup> 欧州評議会(2014)『外国語の学習,教授,評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版,吉島茂,大 橋理枝(訳・編)朝日出版社

### 3 全体的な尺度

○ 「日本語教育の参照枠」では日本語能力の熟達度について、CEFR<sup>10</sup>に掲載されている「共通参照レベル:全体的な尺度」に準じた六つのレベル及び言語能力記述文を設定することとする。なお、翻訳については、CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>11</sup>の訳文を基にし、CEFR補遺版 <sup>12</sup>を参考に一部修正を加えた。

熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
した言語使用者	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細なテクストを作ることができる。その際テクストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法を使いこなせていることがうかがえる。
自立した言	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
した言語使用者	B1	仕事,学校,娯楽でふだん出合うような身近な話題について,共通語による話し方であれば,主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな,大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について,単純な方法で結び付けられた,脈絡のあるテクストを作ることができる。経験,出来事,夢,希望,野心を説明し,意見や計画の理由,説明を短く述べることができる。
基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報,買い物,近所,仕事など,直接的関係がある領域に関する,よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら,身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や,直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
)言語使用者	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

<sup>10</sup> Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment

<sup>11</sup> 欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版, 吉島茂, 大橋理枝 (訳・編) 朝日出版社

<sup>12</sup> Council of Europe (2018) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Companion Volume with New Descriptors

### 言語活動別の熟達度

「日本語教育の参照枠」では言語活動別の熟達度について,CEFR13に掲載されている「共通参照レベル:自己評価表」に準じたレベル及び言語能力記述文を設定する。レベルと言語活動の軸は「日本語教育の参照枠:全体的な 3度に合わせて転換した。翻訳については。CEFR日本語版(2014 年追補版)14 の訳文を基にし。CEFR補書版 15 を参考に一部修正を加えた。  $\bigcirc$ 

#/= I.	フット		明瞭な、流ちょうな文章を適切な文体で書くことができる。 とができる。 効果的な論理構造で事情を説明し、その重要 点を読み手に気付かせ、記憶にとどめさせるよ うに、複雑な内容の手紙、レポート、記事を書く ことができる。 仕事や文学作品の概要や評を書くことができる。	適当な長さで幾つかの視点を示して,明瞭な構成で自己表現ができる。 自分が重要だと思う点を強調しながら,手紙やエッセイ,レポートで複雑な主題を扱うことができる。 読者を念頭に置いて適切な文体を選択できる。	興味関心のある分野内なら、幅広くいろいろな 話題について、明瞭で詳細な説明文を書くこと ができる。 エッセイやレポートで情報を伝え、一定の視点 に対する支持や反対の理由を書くことができ る。 手紙の中で、事件や体験について自分にとっ ての意義を中心に書くことができる。	身近で個人的に関心のある話題について, つながりのあるテクストを書くことができる。 私信で経験や印象を書くことができる。	直接必要のある領域での事柄なら簡単に短いメモやメッセージを書くことができる。 短い個人的な手紙なら書くことができる:例えば礼状など。	新年の挨拶など短い簡単な葉書を書くことができる。 例えばホテルの宿帳に名前, 国籍や住所といった個人のデータを書き込むことができる。
えた。		発表	状況にあった文体で、はっきりとすらすらと流ちように記述や論述ができる。 効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる。	複雑な話題を,派生的話題にも立ち入って詳しく論ずることができ,一定の観点を展開しながら,適切な結論でまとめ上げることができる。	自分の興味関心のある分野に関連する限り, 幅広い話題について,明瞭で詳細な説明をすることができる。 時事問題について,いろいろな可能性の長所,短所を示して自己の見方を説明できる。	簡単な方法で語句をつないで,自分の経験 や出来事,夢や希望,野心を語ることができる。 意見や計画に対する理由や説明を簡潔に示すことができる。 物語を語ったり,本や映画のあらすじを話し, それに対する感想・考えを表現できる。	家族, 周囲の人々, 居住条件, 学歴, 職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。	どこに住んでいるか, また, 知っている人たちについて, 簡単な語句や文を使って表現できる。
基にし,CEFR補遺版 15を参考に一部修正を加えた。 <b>ギナーレ</b>		やり取り	慣用表現、口語体表現をよく知っていて、いかなる会話や議論でも努力しないで加わることができる。 ものを流ちょうに表現し、詳細に細かい意味のニュアンスを伝えることができる。 表現上の困難に出合っても、周りの人がそれにほとんど気が付かないほどに修正し、うまく繕うことができる。	言葉を殊更探さずに流ちように自然に自己表現ができる。 社会上, 仕事上の目的に合った言葉遣いが, 意のままに効果的にできる。 自分の考えや意見を正確に表現でき, 自分の発言を上手に他の話し手の発言に合わせることができる。	流ちょうに自然に会話をすることができ, 熟達した日本語話者と普通にやり取りができる。 身近なコンテクスト(文脈・背景)の議論に積極的に参加し, 自分の意見を説明し, 弁明できる。	当該言語圏の旅行中に最も起こりやすい大抵の状況に対処することができる。 例えば,家族や趣味,仕事,旅行,最近の出来事など,日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について,準備なしで会話に入ることができる。	単純な日常の仕事の中で,情報の直接のやJ取りが必要ならば,身近な話題や活動について話合いができる。 通常は会話を続けていべだけの理解力はないのだが、短い社交的なやJ取りをすることはできる。	相手がゆっくり話し、繰り返したり,言い換えたりしてくれて,また自分が言いたいことを表現するのに助け船を出してくれるなら,簡単なやり取りをすることができる。 直接必要なことやごく身近な話題についての簡単な質問なら,聞いたり答えたりできる。
, CEFR日本語版 (2014年追補版) 14の訳文を基にし, <b>踊めオスーレ</b>		読むこと	抽象的で, 構造的にも言語的にも複雑な, 例えばマニュアルや専門的記事, 文学作品のテクストなど, 事実上あらゆる形式で書かれた言葉を容易に読むことができる。	長い複雑な事実に基づくテクストや文学テクストを,文体の違いを認識しながら理解できる。 自分の関連外の分野での専門的記事も長い技術的説明書も理解できる。	筆者の姿勢や視点が出ている現代の問題についての記事や報告が読める。 現代文学の散文は読める。	非常によく使われる日常言語や,自分の 仕事関連の言葉で書かれたテクストなら 理解できる。 起こったこと,感情,希望が表現されてい る私信を理解できる。	ごく短い簡単なテクストなら理解できる。 広告や内容紹介のパンフレット、メニュ 一、予定表のようなものの中から日常の 単純な具体的に予測が付く情報を取り出 せる。 簡単で短い個人的な手紙は理解できる。	例えば,掲示やポスター,カタログの中のよく知っている名前,単語,単純な文を理解できる。
合わせて転換した。翻訳については, 	1	聞くこと	生であれ放送されたものであれ,自然な速さで話されても,その話し方の癖に慣れる時間の余裕があれば,どんな種類の話し言葉も,難な〈理解できる。	たとえ構成がはっきりしなくて,関係性が暗示されているに過ぎず,明示的でない場合でも,長い話が理解できる。 特別の努力なしにテレビ番組や映画を理解できる。	長い会話や講義を理解することができる。 また,もし話題がある程度身近な範囲であれば,議論の流れが複雑であっても理解できる。 大抵のテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。 共通語の映画なら,大多数は理解できる。	仕事, 学校, 娯楽でふだん出合うような身近な話題について, 明瞭で共通語による話し方の会話なら要点を理解することができる。 話し方が比較的ゆっくり, はっきりとしているなら, 時事問題や, 個人的若しくは仕事上の話題についても, ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。	(ごく基本的な個人や家族の情報,買い物,近所,仕事などの)直接自分につながりのある領域で最も頻繁に使われる語彙や表現を理解することができる。短い,はつきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	はっきりとゆっくり話してもらえれば,自分,家族,すぐ周りの具体的なものに関する聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。
,	7 \	12		2 2	B2	<u> </u>	A A S A S A S A S A S A S A S A S A S A	4 To Jan
2	<u></u>	型		記使 用 世	自立した。	n語使用者		言語使用者

### 5 CEFR活動 Can do 一覧

○ 下の表はCEFR<sup>16</sup>で公開されている五つの言語活動別の言語能力記述文(活動 Can do) の一覧である。それぞれの言語能力記述文は、レベルごとに【包括的な聴解】などのカテゴリーと共に示している。なお、翻訳については、 CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>17</sup>の訳文を基にし、CEFR補遺版<sup>18</sup>を参考に一部修正を加えた。

### 理解すること

### 聞くこと

### (1)【包括的な聴解】

C2

C1

熟達した日本語話者にかなり速いスピードで話されても,生であれ,放送であれ,どんな種類の 話し言葉も実質的に容易に理解できる。

(2)【聴衆の一人として生で聞くこと】

口語表現や方言的な慣用表現, なじみの薄い専門用語を利用した専門の講義やプレゼンテーションを理解できる。

### (1)【包括的な聴解】

特に耳慣れない話し方をする話者の場合には、時々細部を確認しなければならない場合があるが、自分の専門外の抽象的で複雑な話題についての長い発話にも十分に付いていける。

(2)【包括的な聴解】

幅の広い慣用表現や口語体表現が理解できる。言語使用域の移行を正しく認識できる。

(3)【包括的な聴解】

構造がはっきりしていない場合, または内容の関係性が暗示されているだけで, 明示的でない場合でも, 長い発話を理解できる。

(4)【他の話者同士の対話の理解】

抽象的で複雑,かつ未知の話題でも,グループ討議やディベートでの第三者間の複雑な話合いを容易に理解できる。

(5)【聴衆の一人として生で聞くこと】

大抵の講義,議論,ディベートが比較的容易に理解できる。

(6)【広報・アナウンスや指示を聞くこと】

例えば、駅やスポーツ・スタジアムのような所での、聞き取れないほど音質が悪い、ゆがみのあるアナウンスから、特定の情報を引き出すことができる。

(7)【広報・アナウンスや指示を聞くこと】

取扱い説明やごく身近な製品説明やサービスについての複雑な専門的情報が理解できる。

(8)【音声メディアや録音を聞くこと】

幾つか共通語どおりではない表現があっても,録音され,放送された広範囲な音声素材を理解できる。事柄に対する話し手の,言葉に表れない姿勢や,話し手の間の関係など,細かい点が聞き取れる。

(9)【テレビや映画を見ること】

相当数の俗語や慣用表現のある映画が理解できる。

<sup>16</sup> Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment.

<sup>17</sup> 欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版,吉島茂,大橋理 枝(訳・編)朝日出版社

<sup>18</sup> Council of Europe (2018) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion Volume with New Descriptors

### 理解すること

### 聞くこと

### (1)B2.2【包括的な聴解】

生であれ、放送であれ、身近な話題でなくとも、個人間、社会、学問、職業の世界で通常出合う話題について、共通語で話されれば理解できる。周囲の極端な騒音、不適切な談話構成や慣用表現だけが理解を妨げる。

(2)B2.1【包括的な聴解】

自分の専門分野での技術的な議論を含めて、共通語で話されれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも,内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

(3)B2.1【包括的な聴解】

もし話題がそれなりに身近なもので、話の方向性が何らかの標識で明示的に示されていれば、長い話や複雑な議論の流れでも理解できる。

(4) B2.2【他の話者の対話の理解】

熟達した日本語話者同士の活気に富んだ会話に付いていくことができる。

(5)B2.1【他の話者対話の理解】

自分の話し方を全く変えない熟達した日本語話者との議論に上手に加われないかもしれないが、 少し努力すれば、自分の周りで話されていることのほとんどを聞き取ることができる。

(6) B2【聴衆の一人として生で聞くこと】

内容的にも言語的にも複雑な講義,話,報告,そのほかの学問的/専門的なプレゼンテーションの要点は理解できる。

(7) B2【広報・アナウンスや指示を聞くこと】

共通語で普通のスピードで話されていれば、具体的なことでも抽象的なことでも、アナウンスやメッセージを理解できる。

(8) B2.2【音声メディアや録音を聞くこと】

社会,専門,学問の世界でふだん出合うもので,共通語で録音されたものは理解できる。また,情報の内容だけでなく,話し手の視点や事柄に対する姿勢が聞き取れる。

(9) B2.1【音声メディアや録音を聞くこと】

共通語で話されているほとんどのラジオドキュメンタリーや、録音·放送された音声素材を理解できる。話し手の心情や調子などが聞き取れる。

(10)B2【テレビや映画を見ること】

大抵のテレビのニュースや時事問題の番組が理解できる。

(11)B2【テレビや映画を見ること】

共通語による言葉遣いのドキュメンタリー, 生のインタビュー, トークショー, 演劇, 大部分の映画を理解できる。

B2

### 理解すること

### 聞くこと

(1) B1.2【包括的な聴解】

毎日やふだんの仕事上の話題について、簡単な事実関係の情報を理解できる。もし、大体が耳慣れた発音で、明瞭に話されていれば、一般的なメッセージも具体的な詳細も理解できる。

(2) B1.1 【包括的な聴解】

短い物語も含めて、仕事、学校、余暇などの場面でふだん出合う、ごく身近な事柄について、共 通語で明瞭に話されたものなら要点を理解できる。

(3) B1【他の話者同士の対話の理解】

もし、話が共通語で、発音もはっきりしていれば、自分の周りでの長い議論の要点を普通に理解 できる。

(4) B1.2【聴衆の一人として生で聞くこと】

もし、ごく身近なテーマと内容で、プレゼンテーションが簡潔で明確な構成を持っているならば、自分の専門の範囲で講義や話を理解できる。

(5) B1.1 【聴衆の一人として生で聞くこと】

もし、はっきりと共通語で発音されるならば、ごく身近な話題についての簡単な短い話の要点を 理解できる。

**B1** (6) B1 【広報・アナウンスや指示を聞くこと】

毎日使っている機器・設備の取扱い説明のような、簡単な専門的情報を理解することができる。 詳細な指示を理解できる。

(7) B1【広報・アナウンスや指示を聞くこと】

詳細な指示を理解できる。

(8) B1.2【音声メディアや録音を聞くこと】

はっきりとした共通語で話された、個人的に興味がある話題であれば、録音され、放送された音声素材の大部分の情報の内容を理解できる。

(9) B1.1【音声メディアや録音を聞くこと】

比較的ゆっくりとはっきりと話された,ごく身近な話題に関するラジオの短いニュースや,比較 的簡単な内容の録音された素材なら,主要な点は理解できる。

(10) B1.2【テレビや映画を見ること】

話し方が比較的ゆっくりと、はっきりとしていれば、インタビュー、短い講演、ニュースレポートなど本人の関心事である話題について、多くのテレビ番組の内容を大方理解できる。

(11) B1.2【テレビや映画を見ること】

映像と人の行動が話の大筋を伝え、はっきりとした簡潔な言葉で話されていれば、かなりの映画が理解できる。

(12) B1.2【テレビや映画を見ること】

話し方が比較的ゆっくりとはっきりとしていれば、身近な話題についてのテレビ番組の要点をつかむことができる。

	理解すること
	聞くこと
A2	(1) A2.2【包括的な聴解】 もし、はっきりとゆっくりとした発音ならば、具体的な必要性を満たすことが可能な程度に理解できる。 (2) A2.1【包括的な聴解】 もし、発話がはっきりとゆっくりとした発音ならば、最も直接的な優先事項の領域(例,ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、その地域の地理、仕事・雇用)に関連した句や表現が理解できる。 (3) A2【他の話者同士の対話の理解】 ゆっくりと、はっきりとした議論なら、自分の周りで議論されている話題は大方分かる。 (4) A2【広報・アナウンスや指示を聞くこと】 短い、はっきりとした、簡単なメッセージやアナウンスの要点は聞き取れる。 (5) A2【広報・アナウンスや指示を聞くこと】 徒歩や公共交通機関を使ってXからYまでどうやって行くのかという簡単な説明は理解できる。 (6) A2【音声メディアや録音を聞くこと】 ゆっくりとはっきりと話されれば、予測可能な日常の事柄に関する、短い録音の一節を理解し、必要な情報を取り出すことができる。 (7) A2.2【テレビや映画を見ること】 映像と実況説明がほとんど重なるならば、出来事や事故を伝えるテレビのニュース番組の要点が分かる。 (8) A2.1【テレビや映画を見ること】 事実報道のテレビニュースの話題が変われば、そのことに気が付き、内容を大まかに理解できる。
A1	<ul><li>(1)【包括的な聴解】</li><li>意味が取れるように間を長くおきながら、非常にゆっくりと注意深く発音してもらえれば、発話を理解できる。</li><li>(2)【広報・アナウンスや指示を聞くこと】</li><li>当人に向かって、丁寧にゆっくりと話された指示なら理解できる。短い簡単な説明なら理解できる。</li></ul>

	理解すること
	読むこと
C2	<ul><li>(1)【包括的な読解】 抽象的で構造的に複雑な、若しくは口語表現の非常に多い文学、及び文学以外の書き物を含めて、書かれた言葉のあらゆる形式を実質的に理解できる。</li><li>(2)【包括的な読解】 意味や文体の微妙な違いを味わい、明示的な意味と同時に暗示的な意味も味わいながら、幅広</li></ul>
C1	い分野にわたって、長い複雑なテクストを理解できる。  (1)【包括的な読解】 長くて複雑なテクストでも、難しい節を繰り返して読めるのであれば、自分の専門に関係がなくても、中身を詳細に理解できる。  (2)【通信文を読むこと】
	辞書を時々使えば、どんな種類の通信文でも理解できる。 (3) 【情報や議論を読むこと】 社会、専門、学問の分野で出合う可能性のある、ある程度長い、複雑なテクストを詳細な点まで理解できる。意見表明だけでなく、含意された意見や立場も含めて詳細な点まで理解できる。 (4) 【説明書を読むこと】 もし難しい箇所を読み返すことができれば、それが自分の専門分野に関連していなくても、新しい機械や使用手順についての長い複雑な説明を細かいところまで理解できる。
B2	<ul> <li>(1) B2【包括的な読解】</li> <li>適切な参考資料を選択して使いながら、様々な目的やテクストの種類に合わせて、読むスピード、読み方を変えながら、独力でかなりのところまで読み解ける。広汎な語彙力を持っているが、頻度の低い慣用句には幾らか手こすることもある。</li> <li>(2) B2【通信文を読むこと】</li> <li>自分に興味のある分野に関連した通信文を読んで、すぐに主要点が把握できる。</li> <li>(3) B2【世情を把握するために読むこと】</li> <li>ざっと目を通しただけで、長い複雑なテクストの重要事項を見定めることができる。</li> <li>(4) B2【世情を把握するために読むこと】</li> <li>幅の広い専門的な話題についての情報や記事、レポートの内容やその重要度をすぐに見抜き、綿密な読解の価値があるどうかを決めることができる。</li> <li>(5) B2.2【情報や議論を読むこと】</li> <li>自分の専門分野の非常に専門的な資料から、情報、考え、意見を読み取ることができる。</li> <li>(6) B2.2【情報や議論を読むこと】</li> <li>専門用語の意味を確認するために辞書を使うことができれば、自分の専門外であっても専門記事が理解できる。</li> <li>(7) B2.1【情報や議論を読むこと】</li> </ul>

(8) B2【説明書を読むこと】

長い複雑な説明を理解できる。

筆者が特別の立場や視点から取り上げた、現代の問題に関する記事やレポートを理解できる。

もし難しい箇所を読み返すことができれば、条件や警告の詳細までも含めて、自分の関係分野の

### 理解すること 読むこと (1) B1【包括的な読解】 簡潔な事実関係のテクストで、自分の専門分野や興味の範囲内のものは、十分に主題を理解でき る。 (2) B1【通信文を読むこと】 個人の手紙を読んで、出来事、感情、希望の表現を理解することができ、定期的にペンフレンド と文通できる。 (3) B1.2【世情を把握するために読むこと】 必要な情報を見付けるために長いテクストにざっと目を通し、テクストの様々な部分や別のテク ストから, 特定の課題遂行のための情報を収集できる。 (4) B1.1 【世情を把握するために読むこと】 **B1** 手紙、パンフレット、短い公文書のような日常の資料の中から重要な情報を探し出し理解でき る。 (5) B1.2【情報や議論を読むこと】 主張のはっきりした論説的テクストの主要な結論を把握できる。 (6) B12【情報や議論を読むこと】 必ずしも詳しくはなくとも、提示された問題への対応に関する議論の筋道が分かる。 (7) B1.1 【情報や議論を読むこと】

身近な話題についての簡単な新聞記事から重要点を取り出すことができる。

機器について、はっきりと書かれた簡潔な説明を理解できる。

(8) B1 【説明書を読むこと】

### 理解すること

### 読むこと

(1) A2.2 【包括的な読解】

非常によく用いられる,日常的,若しくは仕事関連の言葉で書かれた,具体的で身近な事柄なら, 短い簡単なテクストが理解できる。

(2) A2.1【包括的な読解】

よく使われる語で書かれた、国際的共通語彙もかなり多い、短い簡単なテクストが理解できる。

(3) A22【通信文を読むこと】

身近な話題についての日常の手紙やファックス(照会,注文,確認など)の基本的なタイプのものが理解できる。

(4) A2.1【通信文を読むこと】

A2

短い個人の手紙は理解できる。

(5) A2【世情を把握するために読むこと】

広告、趣意書、メニュー、参考書目録、時刻表のような、簡単な日常の資料の中から予測可能な 特定の情報を見つけることができる。

(6) A2【世情を把握するために読むこと】

リストの中から特定の情報を見定めて、必要とされる情報を抜き出すことができる。(例えば、サービスや小売店を探すために「タウンページ(電話帳)」を使う。)

(7) A2【世情を把握するために読むこと】

日常の看板や提示を理解することができる。例えば、公の場所では、道路、レストラン、鉄道の駅などの看板、職場では説明、指示、危険警告などの掲示が理解できる。

(8) A2 【情報や議論を読むこと】

手紙,パンフレット,新聞の短い事件記事のような,簡潔なテクストの中から特定の情報を取り 出すことができる。

(9) A2.2【説明書を読むこと】

簡単な言葉で表現されていれば、例えば安全のためなどの規則が理解できる。

(10)A2.1【説明書を読むこと】

公衆電話のような日常生活で見る機器についての簡潔な説明を理解できる。

(1)【包括的な読解】

非常に短い簡単なテクストを、身近な名前、単語、基本的な表現と一つずつ取り上げて、必要であれば、読み直したりしながら、一文一節ずつ理解することができる。

(2)【通信文を読むこと】

はがきの短い簡単なメッセージを理解することができる。

**A1** (3) 【世情を把握するために読むこと】

日常のよくある状況下で、簡単な掲示の中から身近な名前や語、基本的な表現が分かる。

(4) 【情報や議論を読むこと】

簡単な情報文の内容や、簡潔な記述分の概要を把握することができる。特に視覚的な補助があれば、更に容易に概要が把握できる。

(5) 【説明書を読むこと】

(例えば、XからYへ行くための) 短い、簡潔に書かれた方向指示を理解できる。

### やり取り

### (1)【総合的な口頭発話】

慣用的な表現や口語表現をかなり使いこなすことができ、コノテーション(含意)まで気がつく。かなり的確に修飾を加えることによって正確に細かいニュアンスまで伝えることができる。表現しにくいところを上手に回避して発話を再構成できるし、対話の相手は修復がなされたことにはほとんど気が付かない。

### (2)【対話相手の理解】

なじみのない言い方に慣れる機会があれば,自分の専門分野を超えた専門家の抽象的な複雑な 話題でも,話し相手が言ったことを理解できる。

### C2 (3) 【会話】

社会や個人生活全般にわたって、言語上の制限もなく、ゆとりを持って、適切に、自由に会話ができる。

(4)【公式の議論とミーティング】

複雑な論題についての議論で自己主張できる。他の話者と比べても引けを取らず、明確で説得力のある議論ができる。

(5)【インタビューすること、インタビューを受けること】

極めて上手に対話の一方を務めることができる。他の話者と比べても引けを取らず、インタビューする人かインタビューを受ける人として、堂々と、努力することなく流ちょうに話や対話を組み立てることができる。

### (1)【一般的な話し言葉のやり取り】

ほとんど努力する必要がないくらい,らくらくと流ちょうに,自然に言いたいことを表現できる。幅の広い語彙が使いこなせ、間接的な表現を使って即座に対話の隙間を埋めることができる。見て分かるような表現探しや、回避の方略はほとんどない。概念的に難しい話題だけが自然でスムーズな言葉の流れを邪魔する。

(2) 【対話相手の理解】

自分の専門分野外の話題についての専門家による抽象的な、複雑な話を詳しく理解できる。ただ、なじみのない話し方の場合は特に、時々詳細を確認する必要はある。

(3)【会話】

感情表現,間接的な示唆,冗談などを交ぜて,社交上の目的に沿って,柔軟に,効果的に言葉を 使うことができる。

(4)【非公式の議論(友人との)】

抽象的で複雑でよく知らない話題でも、グループ討議では第三者間の複雑な対話を容易に理解 し、そこに加わることができる。

(5)【公式の議論とミーティング】

抽象的かつ複雑で身近でない話題でも、ディベートに容易に付いていくことができる。

(6) 【公式の議論とミーティング】

説得力を持って公式に主張を展開でき、質問やコメントに応じ、複雑な筋立ての対抗意見にも、 流ちょうに自然に適切に応えることができる。

(7) 【インタビューすること、インタビューを受けること】

インタビューする人としてもインタビューを受ける側としても、インタビューに完全に参加することができる。助け船を出さなくとも、なめらかに議論点を発展させることができ、間投詞やあいづちもうまく使える。

C1

### やり取り

(1) B2.2【一般的な話し言葉のやり取り】

一般的、学術的、職業上、若しくは余暇に関する幅広い話題について、流ちょうに、正確に、そして効果的に言葉を使うことができ、考えと考えの間の関係をはっきりとさせることができる。 言いたいことが表現できない様子もまずなく、文法も正確で、その場にふさわしい丁寧さで、自然にコミュニケーションできる。

(2) B2.1【一般的な話し言葉のやり取り】

熟達した日本語話者を相手に、お互いにストレスを感じさせることなく、普通の対話や関係が維持できる程度に、流ちょうに自然に対話できる。個人的に重要な出来事や経験を強調して、関連説明をし、根拠を示して自分の見方をはっきりと説明し、主張・維持できる。

(3) B2【対話相手の理解】

騒音のある環境でも共通語による話し言葉で自分に言われたことを詳細に理解できる。

(4) B2【会話】

騒音の多い環境でも、大抵の話題について長い会話に参加できる。

(5) B2【会話】

熟達した日本語話者との対話でも、相手を不用意にいらつかせたり、おかしがらせたりすること なく、相手が熟達した日本語話者同士で会話している時とは別の振る舞いをしなくて済むくらい に、互いの関係を維持できる。

### B2 (6) B2【会話】

気持ちのありようを伝え、出来事や経験の持つ個人的重要性を強調することができる。

(7) B2.2 【非公式の議論(友人との)】

熟達した日本語話者同士の活発な議論に付いていくことができる。

(8) B2.2 【非公式の議論(友人との)】

正確に自分の考えや意見を表現できる。また、説得力を持って議論の複雑な道筋を提示し、それに反応できる。

(9) B2.1 【非公式の議論(友人との)】

身近な状況での非公式の議論に積極的に参加し、コメントすること、視点をはっきり示すこと、 代替案を評価すること、仮説を立て、また他の仮説に対応することができる。

(10) B2.1 【非公式の議論(友人との)】

話し方をふだんと全く変えない複数の熟達した日本語話者との議論に加わるのは難しいかもしれないが、多少の努力をすれば議論の中で言われていることが大部分理解できる。

(11)B2.1【非公式の議論(友人との)】

関連説明、論拠、コメントを述べることによって、議論で自分の意見を説明したり、維持したりできる。

(12) B2.2【公式の議論とミーティング】

活発な議論に付いていき、支持側と反対側の論理を的確に把握できる。

(13) B2.2【公式の議論とミーティング】

自分の考えや意見を正確に表現できる。また、複雑な筋立ての議論に対し、説得力を持って見解 を提示し、対応できる。

### やり取り

(14) B2.1 【公式の議論とミーティング】

日常・非日常的な公式の議論に積極的に参加できる。

(15) B2.1 【公式の議論とミーティング】

自分の専門分野に関連した事柄なら、議論を理解し、話し手が強調した点を詳しく理解できる。

(16) B2.1 【公式の議論とミーティング】

自分の意見を述べ、説明し、維持することができる。代案を評価し、仮説を立て、また他人が立てた仮説に対応できる。

(17) B2【目的達成のための協同作業】

詳細な使用説明を確実に理解できる。

(18) B2【目的達成のための協同作業】

他人に仲間に入るように誘ったり、意見を述べるように促したりすることによって、作業を先 に進めることに貢献できる。

(19) B2【目的達成のための協同作業】

原因や結果を推測し、異なるアプローチの利点と不利な点を比較考量しながら、論点や問題の 概略をはっきりと述べることができる。

(20) B2.2 【製品やサービスを得るための取引】

交通違反の不当な呼出し状、アパートでの損害に対する金銭的責任、事故に関する責任のような争いの解決のためにうまく交渉の話合いができる。

(21) B2.2【製品やサービスを得るための取引】

補償案件の概観を述べ、満足が得られるような説得力のある言葉遣いができ、こちらの譲歩の 限界をはっきりと表明することができる。

(22) B2.1 【製品やサービスを得るための取引】

問題が起きたことを説明し、業者や客の方が譲歩の義務があることをはっきりとさせることが できる。

(23) B2.2【情報の交換】

B2

自分の職業上の役割に関するどのような事柄についても、複雑な情報や助言を理解・交換する ことができる。

(24) B2.1【情報の交換】

信頼を得られる程度に情報を詳しく伝えることができる。

(25) B2.1【情報の交換】

どのような手順で遂行するか、明確な細かい指示を与えることができる。

(26) B2.1 【情報の交換】

多くの情報源からの情報と論拠を統合して報告できる。

(27) B2.2【インタビューすること、インタビューを受けること】

インタビューを滑らかに効果的に行うことができる。相手の興味深い返答を取り上げ、用意し た質問を自発的に変えるなどして、更に興味深い答えを引き出すことができる。

(28) B2.1【インタビューすること、インタビューを受けること】

インタビューを受けるとき、相手に助けてもらったり、水を向けてもらわなくても、イニシアティブを取ってアイデアを伸長、伸展させることができる。

### やり取り

### (1)B1.2【一般的な話し言葉のやり取り】

自分の関心や専門分野に関連した、身近な日常的および非日常的な問題について、自信を持って話合いをすることができる。情報を交換、チェックし、確認できる。余り日常的でない状況にも対処し、問題のありかを説明できる。映画、書籍、音楽などの抽象的な文化的話題について、自分の考えを表現できる。

### (2)B1.1【一般的な話し言葉のやり取り】

単純な形だが幅広く言葉を使え、旅行中に遭遇する可能性のあるほとんどの状況に対処できる。 身近な話題の会話に準備なしでも加わることができる。身近で個人的関心のある事柄、又は日常 生活に関連する話題(例えば、家族、趣味、仕事、旅行、時事問題)について個人的な意見を表 明したり、情報を交換したりできる。

### (3) B1【対話相手の理解】

時には特定の単語や表現の繰り返しを求めることもあるが、日常的会話で自分に向けられたはっ きりと発音された話は理解できる。

### (4) B1【会話】

身近な話題についての会話なら準備なしに参加できる。

### (5) B1【会話】

時には特定の単語や表現の繰り返しを求めることもあるが、日常的会話で自分に向けられたはっきりと発音された話は理解できる。

### (6) B1【会話】

時には言いたいことが言えない場合もあるが、会話や議論を続けることができる。

### B1 (7) B1【会話】

驚き、幸せ、悲しみ、興味、無関心などの感情を表現し、また相手の感情に反応することができる

### (8)B1.2【非公式の議論(友人との)】

もし対話者が、非常に慣用句的な語法を避け、はっきりと発音してくれれば、一般的な話題について自分の周りで言われていることのほとんどを理解できる。

### (9)B1.2【非公式の議論(友人との)】

音楽や映画などの抽象的または文化的話題についての自分の考えが表現できる。問題のありかを説明できる。

### (10)B1.2【非公式の議論(友人との)】

他人の見方に対して簡単なコメントができる。

### (11)B1.2【非公式の議論(友人との)】

何をしたいか、どこに行きたいか、誰を選べばよいか、又はどちらを選べばよいか、などを議論し、代案を比較対照できる。

### (12)B1.1【非公式の議論(友人との)】

もし、共通語による言葉遣いではっきりと発音された話であれば、友人との非公式の議論の要点 を大方理解できる。

### (13)B1.1【非公式の議論(友人との)】

興味ある話題について議論する際に、自分の個人的見方や意見を示したり、尋ねたりすることができる。

#### やり取り

(14)B1.1【非公式の議論(友人との)】

どこに行くか、何をしたいか、イベントをどのように準備するか(例:外出)などの、実際的な問題や問いの解決に関して、自分の意見や反応を相手に理解させることができる。

(15)B1.1【非公式の議論(友人との)】

信念、意見、賛成、反対を丁寧に表現できる。

(16)B1【公式の議論とミーティング】

もし対話相手が、非常に慣用句的な言葉遣いを避け、はっきりと発音してくれれば、自分の専門 分野に関連した話の概略を理解できる。

(17)B1【公式の議論とミーティング】

ディベートに参加するのは難しいが、視点ははっきりと示すことができる。

(18)B1【公式の議論とミーティング】

共通語による言葉遣いではっきりとした発音であれば、事実に関した情報をやり取りしたり、指示を受けたり、実際的な問題の解決策を論じたりする、定例の公式の議論に参加することができる。

(19) B1.2【目的達成のための協同作業】

相手の話し方が速かったり長い場合には、繰り返しや説明を求めることもあるが、言われたことは理解できる。

(20) B1.2【目的達成のための協同作業】

問題のありかを説明し、次に何をすべきか検討し、代案を比較対照できる。

(21) B1.2【目的達成のための協同作業】

他人の見方に対して簡単なコメントができる。

(22) B1.1【目的達成のための協同作業】

B1

言われたことは大抵理解でき、必要なときにはお互いの理解を確認するために、言われたことの 一部を繰り返すことができる。

(23) B1.1【目的達成のための協同作業】

自分の意見や反応を、次にすべきことや問題解決策との関連で、簡単に理由を挙げて説明して、 理解させることができる。

(24) B1.1【目的達成のための協同作業】

仕事の進め方についての意見を言うよう他人を促すことができる。

(25) B1 【製品やサービスを得るための取引】

旅行中に起きそうな大抵のこと、旅行の打合せなどのやり取りに対処することができ、外国を訪問中に関係当局と対応できる。

(26) B1【製品やサービスを得るための取引】

店や郵便局、銀行で、例えば、気に入らなかった品を返品するなどの、余り日常では起きない状況に対処することができる。苦情を言うことができる。

(27) B1【製品やサービスを得るための取引】

例えば、知らない目的地に行くのに降りる駅を乗客に尋ねるなど、実際の旅行中や、旅行代理店 で旅行の手配に際して起きる大抵の状況に対処することができる。

(28) B1.2 【情報の交換】

ある程度の自信を持って,自分の専門分野の身近な日常,また非日常的事柄について,集めた事 実情報を,交換,チェックし,確認できる。

#### (29) B1.2【情報の交換】

細かい指示をしながら、やり方を説明することができる。

(30) B1.2【情報の交換】

短い物語,記事,スピーチ,討議,インタビュー,ドキュメンタリーをまとめ、自分の意見を示すことができる。また更に細部に関する質問に答えることができる。

(31) B1.1【情報の交換】

事実に基づく簡単な情報を見付け出し、人に伝えることができる。

(32) B1.1 【情報の交換】

詳細な説明を求め、理解できる。

(33) B1.1 【情報の交換】

更に細かい情報を得ることができる。

B1 (34) B1.2【インタビューすること、インタビューを受けること】

インタビューや診察(例:医者に症状を説明する)で正確さは限られるものの,必要とされる具体的な情報を提供することはできる。

(35) B1.2【インタビューすること、インタビューを受けること】

もし相手が答えを早口で言ったり,長かったりすると,時には繰り返しを求めることもあるが, 情報をチェックし,確認しながら用意されたインタビューをやり遂げることはできる。

(36) B1.1【インタビューすること,インタビューを受けること】

インタビューや協議(例:新しい話題を始める)で、対話の相手に頼るところが大きいものの、 幾らかイニシアティブを取ることができる。

(37) B1.1 【インタビューすること、インタビューを受けること】

組み立てられたインタビューをやり遂げるために、あらかじめ用意した質問用紙を使うことができ、相手の答えを受けてそれに続くような質問を幾つかは出すことができる。

#### やり取り

#### (1)A2.2【一般的な話し言葉のやり取り】

もし必要がある場合に相手が助けてくれれば、あらかじめ決まっているような状況、短い会話でなら、比較的容易に対話ができる。余り苦労しなくても日常での簡単なやり取りができる。予測可能な 日常の状況ならば、身近な話題についての考えや情報を交換し、質問に答えることができる。

# (2) A2.1【一般的な話し言葉のやり取り】

仕事や自由時間に関わる身近な日々の事柄について,直接的で簡単な情報交換を必要とする通常の課題ならコミュニケーションできる。非常に短い社交的なやり取りには対応できるが,自分から会話を進められるほどの理解はない。

(3) A2.2【対話相手の理解】

余り苦労せずに簡単な日常のやり取りを何とかできるぐらいの理解はできる。

(4) A2.2【対話相手の理解】

時々繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、 はっきりとした、共通語での話は大抵理解できる。

(5) A2.1【対話相手の理解】

簡単な日常会話で、自分に対してはっきりとゆっくりと、直接言われたことを理解できる。もし、 話し手の方が面倒がらねば、分かるようにしてもらえる。

#### A2 (6) A2.2【会話】

挨拶、別れ、紹介、感謝などの社会的関係を確立することができる。

(7) A2.2【会話】

時々繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、 はっきりとした、共通語での話は大抵理解できる。

(8) A2.2【会話】

簡単な言葉で自分の感情を表現することができるし、感謝も表現できる。

(9) A2.1【会話】

非常に短い社交的なやり取りには対応できるが、自分から会話を進ませられるほどには理解できていない場合が多い。それでも、相手の方が面倒がらねば、分かるようにしてもらえる。

(10) A2.1【会話】

挨拶をするのに簡単な日常の丁寧な形式を使うことができる。

(11) A2.1【会話】

招待、提案、謝罪をすることができ、またそれらに応じることができる。

(12) A2.1【会話】

好き嫌いを言うことができる。

(13) A2.2 【非公式の議論(友人との)】

ゆっくりと、はっきりした議論なら、通常自分の周りで議論されている話題は大方分かる。

(14) A2.2【非公式の議論(友人との)】

晩や週末にすることを論じることができる。

#### やり取り

(15) A2.2 【非公式の議論(友人との)】

提案を行ったり、出された提案に対して反応できる。

(16) A2.2【非公式の議論(友人との)】

他の人の意見に賛成や反対ができる。

(17) A2.1 【非公式の議論(友人との)】

はっきり、ゆっくりと、自分に直接向けられた発話ならば、日常的で実際的な問題を簡単に論じることができる。

(18) A2.1 【非公式の議論(友人との)】

何をしたいのか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができる。

(19) A2.2【公式の議論とミーティング】

議論がゆっくりとはっきりなされれば、自分の専門分野に関連した公式の議論での話題の動き・変化を大方理解できる。

(20) A2.2【公式の議論とミーティング】

直接自分に向けられた質問ならば、実際的問題についての関連情報をやり取りし、自分の意見を示すことができるが、自分の意見を述べる際には、人の助けを借り、必要に応じて鍵となるポイントを繰り返してもらわねばならない。

A2 (21) A2.1 【公式の議論とミーティング】

もし必要な場合に鍵となるポイントを繰り返してもらえるならば、公的な会合で直接自分に向けられた質問に対して自分の考えを言うことができる。

(22) A2.2【目的達成のための協同作業】

理解できない場合は、単に繰り返しを求めるだけで、余り苦労せずに簡単な日常の課題にうま く対処できる程度に理解できる。

(23) A2.2【目的達成のための協同作業】

提案したり、出された提案に応じたり、指示を求めたり出したりしながら、次にすることを検 討できる。

(24) A2.1【目的達成のための協同作業】

話に付いていっていることを分からせることができる。もし話し相手が面倒がらなければ、必要なことを分かるようにしてもらえる。

(25) A2.1 【目的達成のための協同作業】

簡単な表現を使って日常の課題に関するやり取りができ、物を要求したり、与えたり、簡単な情報を得たり、次にすることを話し合うことができる。

(26) A2.2 【製品やサービスを得るための取引】

旅行、宿泊、食事、買い物のような毎日の生活での普通の状況に対処することができる。

(27) A2.2【製品やサービスを得るための取引】

簡単で特別専門的でない普通の内容であれば、旅行会社から必要な情報を入手できる。

(28) A2.1 【製品やサービスを得るための取引】

日常品やサービスを求めたり、提供したりできる。

#### やり取り

(29) A2.1 【製品やサービスを得るための取引】

旅行や、バス、列車、タクシーなどの公共の交通機関についての簡単な情報を得ることができる。 行き方を聞いたり、教えたりすることができる。切符を買うことができる。

(30) A2.1【製品やサービスを得るための取引】

疑問点を質問し、店、郵便局、銀行で簡単な用を済ますことができる。

(31) A2.1【製品やサービスを得るための取引】

量や数、値段などの情報を与えたり、取得することができる。

(32) A2.1【製品やサービスを得るための取引】

欲しいものを言い、値段を聞いて簡単な買い物ができる。

(33) A2.1【製品やサービスを得るための取引】

食事を注文することができる。

(34) A2.2【情報の交換】

あまり苦労しないで簡単な日常の対話をこなしていくだけの理解はできる。

(35) A2.2【情報の交換】

毎日の実際的な要求に対処できる。事実に基づく簡単な情報を見付け出し、人に伝えることができる。

(36) A2.2【情報の交換】

A2 翌僧や日堂の仕事について質

習慣や日常の仕事について質問をし、答えることができる。

(37) A2.2【情報の交換】

娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。

(38) A2.2【情報の交換】

簡単な説明や指示を与えたり、理解することができる。例:どこかへの行き方を説明する。

(39) A2.1 【情報の交換】

直接的な情報交換を求めたり、日常の簡単な課題についてやり取りしたりすることができる。

(40) A2.1 【情報の交換】

身近な日常的作業について情報をある程度まで交換できる。

(41)A2.1【情報の交換】

仕事中や自由時間にすることについて質問をしたり、答えたりすることができる。

(42)A2.1【情報の交換】

地図や図面を参照しながら目的地を聞いたり、答えたりすることができる。

(43)A2.1【情報の交換】

個人的な情報を求めたり、提供したりできる。

(44) A2.2【インタビューすること、インタビューを受けること】

もし時々説明を求めたり、自分が言いたいことを表現する手助けが得られれば、インタビューで自分の言いたいことを相手に理解させられるし、身近な話題についての考えや情報を伝えることができる。

(45) A2.1【インタビューすること、インタビューを受けること】

インタビューで簡単な質問に答えたり、簡単な意見表明をしたりすることができる。

#### やり取り

#### (1)【一般的な話し言葉のやり取り】

簡単な方法でやり取りができるが、ゆっくりとした繰り返し、言い換え、修正に全般的に頼ってコミュニケーションすることになる。簡単な質疑応答はできる。すぐに回答が必要な事柄やごく身近な話題についてなら、話も始められ、応答もできる。

#### (2)【対話相手の理解】

こちらの事情を理解してくれるような話し相手から、はっきりとゆっくりと、繰り返しを交え ながら、直接自分に向けられた話ならば、具体的で単純な必要性を満たすための日常の表現を 理解できる。

#### (3)【対話相手の理解】

自分に向けられた,注意深く,ゆっくり表現された質問や指示を理解できる。短い簡単な指示 を理解できる。

# (4)【会話】

紹介や基本的な挨拶、いとまごいの表現を使うことができる。

(5)【会話】

人が元気かどうかを聞き、近況を聞いて、反応することができる。

(6)【会話】

A1

こちらの事情を理解してくれるような話し相手から、はっきりとゆっくりと、繰り返しを交え ながら、直接自分に話が向けられれば、具体的で単純な、必要性を満たすための日常的な表現 を理解できる。

(7)【目的達成のための協同作業】

注意深く、ゆっくりと表現された質問や説明なら理解できる。短い簡潔な指示を理解できる。

- (8) 【目的達成のための協同作業】 人に物事を要求したり、与えたりすることができる。
- (9)【製品やサービスを得るための取引】 人に物事を要求したり、与えることができる。
- (10) 【製品やサービスを得るための取引】 数や量、費用、時間を扱うことができる。
- (11)【情報の交換】

自分に向けられた,注意深く,ゆっくり表現された質問や説明が理解できる。短い簡潔な指示 を理解できる。

(12) 【情報の交換】

簡単な質問を聞いたり、答えたりすることができる。直接必要なこと、若しくはごく身近な話題についての簡単なことを、自分から言ったり、相手の言ったことに反応できる。

(13) 【情報の交換】

自分自身や他人の住まい, 知人, 所有物などについて質問を受けたり, 答えたりすることができる。

#### (14) 【情報の交換】

「来週」、「前の金曜日」、「11 月には」、「3 時」などの表現を用いて時を知らせることができる。

(15) 【インタビューすること、インタビューを受けること】

個人的なことについて、慣用句的な言葉遣いもなく、ごくゆっくりとはっきりと話してもらえるなら、簡単かつ直接的な質問に答えることができる。

#### 発表

#### (1) 【総合的な口頭発話】

聞き手が要点を記憶,あるいは後で思い出す際の足掛かりになるような,論理的な構造を持った, 流れのよい,構成のしっかりしたスピーチができる。

(2)【長く一人で話す:経験談】

明瞭で滞りなく、詳しく、多くは記憶に残るような経験談ができる。

(3)【聴衆の前での講演】

C2

C1

話題について知識のない聴衆に対しても、自信を持ってはっきりと複雑な内容を口頭発表できる。聴衆の必要性に合わせて柔軟に話を構造化し、変えていくことができる。

(4) 【聴衆の前での講演】

難しい、あるいは敵意すら感じられる質問に対処することができる。

(1) 【総合的な口頭発話】

複雑な話題について、明瞭かつ詳細な記述やプレゼンテーションができる。下位テーマをまとめ たり、一定の要点を展開しながら、適当な結論に持っていったりすることができる。

(2)【長く一人で話す:経験談】

複雑な内容を明瞭かつ詳細に述べることができる。

(3)【長く一人で話す:経験談】

洗練された記述と語りができる。下位テーマをまとめ、要点の一つを展開して、適切な結論で終わらせることができる。

(4) 【公共アナウンス】

細かいニュアンスを正確に伝えるために強弱、イントネーションを付けて、楽々と、かつ流ちょうにアナウンスができる。

(5)【聴衆の前での講演】

複雑な話題について、明確なきちんとした構造を持ったプレゼンテーションができる。補助事項、理由、関連事例を詳しく説明し、論点を展開し、立証できる。

(6)【聴衆の前での講演】

聴衆からの不意の発言にも対応することができる。ほとんど苦労せずに自然に反応できる。

#### 発表

#### (1) B2.2 【総合的な口頭発話】

記述とプレゼンテーションを明確かつ体系的に展開できる。要点を見失わずに,関連する詳細情報を付け加えて,内容を補足できる。

(2) B2.1 【総合的な口頭発話】

自分の関心のある分野に関連した、広範囲な話題について、明確かつ詳細に記述、プレゼンテーションができる。事項を補足しながら、関連事例を挙げて、主張を強化、展開することができる。

(3) B2【長く一人で話す:経験談】

自分の関心のある分野に関連した広範囲な話題について、明確で詳しく述べることができる。

(4) B2.2【長く一人で話す: 論拠を述べること】

適切に要点を強調し, 重要な関連のある補足事項を詳しく取り上げて, 整然と論拠を展開できる。

(5) B2.1【長く一人で話す: 論拠を述べること】

はっきりとした議論を展開できる。補助的視点や関連事例を詳細に補足し、自分の見解を展開し、話を続けることができる。

(6) B2.1【長く一人で話す: 論拠を述べること】

理路整然と論拠を並べ挙げることができる。

(7) B2.1【長く一人で話す: 論拠を述べること】

幾つかの選択肢の利点と不利な点を挙げて、話題となる問題の視点を説明できる。

(8) B2【公共アナウンス】

B2

聞き手に何のストレスも不快さも与えることがなく,一般的な話題のほとんどについて,明快に 流ちょうに,ごく自然にアナウンスができる。

(9) B2.2 【聴衆の前での講演】

はっきりとした,体系的に展開したプレゼンテーションができる。その際,重要な要点や,関連 する詳細事項を補足的に強調することができる。

(10) B2.2 【聴衆の前での講演】

あらかじめ用意されたテクストから自然に離れて、聴衆が喚起した興味ある事柄に対応できる。 そこで非常に流ちょうに楽に表現ができる。

(11) B2.1 【聴衆の前での講演】

事前に用意されたプレゼンテーションをはっきりと行うことができる。ある見方に賛成,反対の 理由を挙げて,幾つかの選択肢の利点と不利な点を示すことができる。

(12) B2.1 【聴衆の前での講演】

一連の質問に、ある程度流ちょうに自然に対応ができる。話を聞く、あるいは話をする際に聴衆 にも自分にも余分な負担を掛ける。

#### 発表

#### (1)B1【総合的な口頭発話】

自分の関心のある様々な話題のうちのどれかについて、ほどほどの流ちょうさで、ある程度の長さの、簡単な記述やプレゼンテーションができる。その際、事柄の提示は直線的に並べるにとどまる。

(2)B1【長く一人で話す:経験談】

自分の関心事で、なじみのある様々な話題について、簡単に述べることができる。

(3)B1【長く一人で話す:経験談】

事柄を直線的に並べていって、比較的流ちょうに、簡単な語り、記述ができる。

(4) B1【長く一人で話す:経験談】

自分の感情や反応を記述しながら、経験を詳細に述べることができる。

(5) B1【長く一人で話す:経験談】

予測不能の出来事(例えば事故など)を、順序立てて詳細に述べることができる。

(6) B1【長く一人で話す:経験談】

本や映画の筋を順序立てて話し、それに対する自分の考えを述べることができる。

(7) B1【長く一人で話す:経験談】

B1 夢や希望,野心を述べることができる。

(8) B1【長く一人で話す:経験談】

現実や想像上の出来事を述べることができる。

(9) B1 【長く一人で話す:経験談】

物語を語ることができる。

(10)B1.2【長く一人で話す: 論拠を述べること】

ほとんどの場合、明確な議論が構築でき、他人が付いていくのに苦労しない。

(11)B1.1【長く一人で話す: 論拠を述べること】

意見、計画、行動について短い理由や説明ができる。

(12)B1【公共アナウンス】

自分の分野に関連する話題について、練習しておけば短いアナウンスができる。アクセントとイントネーションには、かなり外国語なまりの部分もあるが、それでもはっきりと分かりやすい。

(13)B1【聴衆の前での講演】

自分の専門でよく知っている話題について、事前に用意された簡単なプレゼンテーションができる。ほとんどの場合、聴衆が難なく話に付いていける程度に、はっきりとしたプレゼンテーションをすることができ、また要点をそこそこ正確に述べることができる。

(14) B1 【聴衆の前での講演】

質問には対応できるが、そのスピードが速い場合は、もう一度繰り返すことを頼むこともある。

#### 発表

(1)A2【総合的な口頭発話】

人物や生活・職場環境,日課,好き嫌いなどについて,単純な記述やプレゼンテーションができる。その際,簡単な語句や文を並べることができる。

(2) A2.2【長く一人で話す:経験談】

事項を列挙して簡単に述べたり、物語ることができる。自分の周りの環境、例えば、人や場所、仕事、学習経験などの日常を述べることができる。

(3) A2.2【102: 長く一人で話す:経験談】 出来事や活動の要点を短くのべることができる。

(4) A2.2【長く一人で話す:経験談】

計画、準備、習慣、日課、過去の活動や個人の経験を述べることができる。

(5) A2.2【長く一人で話す:経験談】

簡単な記述的な言葉を用いて、事物や所有物について短く述べたり、それらを比較できる。

(6) A2.2【長く一人で話す:経験談】 好きか嫌いかを述べることができる。

(7) A 2.1 【長く一人で話す:経験談】

家族、住居環境、学歴、現在やごく最近までしていた仕事を述べることができる。

(8) A2.1【長く一人で話す:経験談】

簡単な言葉で人や場所、所有物を述べることができる。

(9)A2【公共アナウンス】

聞き手が集中して聞いてくれれば、練習した上で、予測可能で身近な内容の事柄について、短いアナウンスができる。

(10)A2.2【聴衆の前での講演】

自分の毎日の生活に直接関連のある話題については、リハーサルして短いプレゼンテーションができる。意見、計画、行動に対して、理由を挙げて短く述べることができる。

(11) A2.2 【聴衆の前での講演】

話し終えた後、限られた数の簡単な質問に対処することができる。

(12)A2.1【聴衆の前での講演】

身近な話題について,リハーサルをして,短い基本的なプレゼンテーションができる。

(13)A2.1【聴衆の前での講演】

質問を繰り返し言ってもらい、回答するのに何らかの助け船を出してくれる人がいるなら、話 し終えた後から出される簡単な質問に答えることができる。

(1)【総合的な口頭発話】

人物や場所について、単純な語句を並べて、述べることができる。

(2)【長く一人で話す:経験談】

自分について、自分が何をしているか、自分が住んでいる場所を、述べることができる。

(3)【聴衆の前での講演】

非常に短い,準備して練習した言葉を読み上げることができる。例えば,話し手の紹介や乾杯の 発声など。

A2

A1

#### 書くこと

#### (1) 【総合的な書く活動】

適切で印象的な文体と論理的な構成を用いて、明瞭に調子よく、複雑なテクストを書くことができる。読者には重要な点が分かるようになっている。

#### (2)【創作】

C2

C1

明瞭ですらすらと流れるように、そのジャンルに適切な文体で書き、読み手を完全に引き込むことができる。

(3)【レポートやエッセイ】

明瞭で流れるような、複雑なレポート、記事、エッセイを書き、事例を説明したり、提案や文学 作品の批評文を書くことができる。

(4) 【レポートやエッセイ】

読者に重点が分かるように、適切で効果的に論理を構成することができる。

#### (1) 【総合的な書く活動】

複雑な話題について、明瞭にきちんとした構造を持ったテクストを書くことができる。関連性のある重要点を強調して、補助的事項、理由、関連する詳細な事例を付け加えて、論点を展開し、それを維持していくことができる。最後に、適切な結論で終わることができる。

#### (2)【創作】

読者として想定した相手にふさわしい、自分の、しかも自然な文体で、自信を持って、明瞭かつ 詳細な、的確な構成と展開を持つ記述文や創作文が書ける。

(3) 【レポートやエッセイ】

複雑な話題について、明瞭な構造で、きちんと記述し、重要な関連事項を強調しながら、書くことができる。

(4) 【レポートやエッセイ】

補助的な観点、理由、関連する事例を詳細に加えて、特定の視点からの論を展開し、ある程度の長さの文が書ける。

(5)【一般的な、書かれた言葉でのやりとり】

自分が述べたいことをはっきりと正確に表現することができ、相手に対して、柔軟に効果的に対 応することができる。

(6)【通信】

個人的な通信の中で、自分が伝えたいことをはっきりと正確に表現することができ、感情表現や、 ほのめかしや、冗談を交えながら、柔軟で効果的な言葉遣いができる。

#### 書くこと

(1)B2【総合的な書く活動】

いろいろな情報や議論をまとめて評価した上で、自分の関心がある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細なテクストを書くことができる。

(2) B2.2【創作】

実際,若しくは想像上の出来事や経験について,複数の見解を相互に関連付け,当該のジャンルの書記習慣に従って,明瞭かつ詳細に記述文を書くことができる。

(3) B2.1【創作】

自分が関心を持つ様々な話題について、明瞭、詳細に書くことができる。

(4) B2.1【創作】

映画や本、演劇の評を書くことができる。

(5) B2.2【レポートやエッセイ】

(6) B2.2【レポートやエッセイ】 いろいろな考えや問題の解決法を評価することができる。

(7) B2.1【レポートやエッセイ】

エッセイやレポートを書くときに、根拠を提示しながら、ある視点に賛成や反対の理由を挙げ、 様々な選択肢の利点と不利な点を説明できる。

(8) B2.1【レポートやエッセイ】 いろいろなところから集めた情報や議論をまとめることができる。

(9) B2【一般的な書かれた言葉でのやりとり】

ニュースや視点を効果的に書き表し、他の人の書いたものにも関連付けることができる。

(10) B2【通信】

感情の度合いを伝え、出来事や経験の持つ個人的な重要性を強調しながら、相手の近況や考え方などに言及する手紙を書くことができる。

#### 書くこと

#### (1)B1【総合的な書く活動】

ー連の短い別々になっている要素を一つの流れに結びつけることによって, 自分の関心が及ぶ身近な話題について結束性のある簡単なテクストを書くことができる。

#### (2)B1【創作】

自分が関心を持つ身近な話題について、複雑でないが、詳しく記述することができる。

#### (3)B1【創作】

単純につなぎ合わせたテクストで感情や反応を記述し、経験したことを書くことができる。

#### (4)B1【創作】

現実のことであれ想像上のことであれ、最近行った旅行や出来事を記述できる。

#### (5)B1【創作】

物語を書くことができる。

#### (6)B1.2【レポートやエッセイ】

関心を持つ話題についての短い簡単なエッセイを書くことができる。

#### (7)B1.2【レポートやエッセイ】

自分の専門範囲の日常的若しくは非日常的な事柄について、集めた事実情報を基に、総括し、報告できる。また、それに対し、ある程度の自信を持って自分の意見を提示することができる。

#### **B1** (8) B1.1【レポートやエッセイ】

日常的な事実を述べ、行動の理由を説明するために、極めて短い報告文を標準的な常用形式に沿って書くことができる。

#### (9) B1【一般的な書かれた言葉でのやりとり】

具体的な話題だけでなく、抽象的な話題についても情報や意見を伝えることができる。情報をチェックし、問題について適度の詳しさで尋ねたり、説明したりできる。

#### (10) B1【一般的な書かれた言葉でのやりとり】

直接的に関連のある簡単な情報を求めたり伝えたりする個人的な手紙、覚書を書くことができ、 自分が重要だと思う点を相手に理解させることができる。

#### (11) B1.2【通信】

出来事を伝え、音楽や映画のような抽象的、文化的話題についても、自分の意見を表現する個人 的な手紙を書くことができる。

#### (12) B1.1【通信】

経験、感情や出来事を多少詳細に記した個人的な手紙を書くことができる。

#### (13) B1.2【記録,メッセージ,書式】

問合せや、問題を説明したメッセージを記録できる。

#### (14) B1.1【記録,メッセージ,書式】

自分の日常生活の中で重要な役割を果たす友人たち、サービス関係者、教師や他の人々に、直接 伝える情報を簡単なメモに書き、重要と考える点を分かるよう伝えることができる。

#### 書くこと

#### (1)A2【総合的な書く活動】

「そして・しかし・なぜなら」などの簡単な接続詞でつなげた簡単な表現や文を書くことができる。

#### (2)A2.2【創作】

自分の周りにある日々のいろいろな事柄、例えば、人物、場所、仕事や学習経験などについて、 つながりのある文を書くことができる。

(3) A 2.2【創作】

出来事、過去の活動、個人的な経験の記述を短い文で書くことができる。

# A2 (4) A2.1【創作】

家族、生活環境、学歴、現在又は最近の仕事について、簡単な句や文を連ねて書くことができる。

(5) A2.1【創作】

短く簡単な想像上の人物伝や、人物を題材にした簡単な詩を書くことができる。

(6) A2【一般的な書かれた言葉でのやりとり】

必要な分野の事柄について、決まり文句を用いて、短い簡単な覚書を書くことができる。

(7)A2【通信】

感謝と謝罪を表現するごく簡単な個人的な手紙を書くことができる。

(8) A2【記録, メッセージ, 書式】

もし、繰り返しや言い直しを求めることが可能なら、短い、簡単なメッセージを受け取ることが できる。

(9) A2【記録、メッセージ、書式】

直接必要なことの用件についての短い、簡単なメモやメッセージを書くことができる。

#### (1) 【総合的な書く活動】

簡単な表現や文を単独に書くことができる。

(2)【創作】

自分自身や想像上の人々について、どこに住んでいるか、何をする人なのかについて、簡単な句 や文を書くことができる。

A1 (3) 【一般的な書かれた言葉でのやりとり】

書面で個人的な具体的情報を求めたり、伝えることができる。

(4)【通信】

短い簡単なはがきを書くことができる。

(5) 【記録, メッセージ, 書式】

ホテルの予約用紙などに,数,日付,自分の名前,国籍,住所,年,生年月日,入国日などを書くことができる。

# 6 CEFR方略 Can do・テクスト Can do 一覧

○ 下の表はCEFR<sup>19</sup>で公開されている方略及びテクストについての言語能力記述文(方略 Can do, テクスト Can do) の一覧である。翻訳については、CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>20</sup>の訳文を基にした。なお、方略 Can do, テクスト Can do についてCEFR補遺版<sup>21</sup>では、大幅な改定が行われた。CEFR補遺版で示されたものについては、今後掲載を検討することとする。

#### (1) 産出的言語活動の方略についての言語能力記述文

- CEFRでは、産出的言語活動(やり取り、発表、書くこと)の方略とは、「能力を総動員 し、種々の能力のバランスを取り一つまり長所を生かし、弱点にさりげなく対処しー課題の 性質と手持ちの能力を一致させることである。」としており、次の3点について例示的な尺度 を示している。
  - ・計画:リハーサル,活用できる資源の探し出し,聴衆への配慮,課題の適正化, メッセージの修正
  - ・補償:言い直し、言い換え、一般化、L1(第一言語)の表現を「外国語化」すること
  - ・モニタリングと修正:自分のコミュニケーションの成功をモニターすること、自己修正

レベル	計画
C2	B2 と同じ。
C1	B2 と同じ。
B2	発言内容及びその表現方法について計画を立てることができる。また, 受け手に与える影響を考えることができる。
	B1.2 新しい言葉の組合せや表現を稽古したり試したりして,相手からフィードバックを得ることができる。
B1	B1.1 伝えたいことの要点を伝達する仕方を考えることができる。その際, 使える言語能力を総動員して, 表現のための手段が思い出せる, あるいは見付かる範囲内にメッセージの内容を限定する。
A2	自分のレパートリーの中から適切な表現形を思い出して,使ってみることができる。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

<sup>19</sup> Council of Europe(2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment

<sup>20</sup> 欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版, 吉島茂, 大橋理枝(訳・編) 朝日出版社

<sup>21</sup> Council of Europe (2018) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Companion Volume with New Descriptors

レベル	補償	
C2	すぐには思い出せない言葉を同等の表現で置き換えることができ、余りにも流ちょうにそれを行うで聞いている側はほとんど気が付かない。	
C1	B2 と同じ。	
B2	語彙やテクスト構成上の空白を補う間接的な表現や言い換えを使うことができる。	
B1	B1.2 直接当てはまる言葉は思い出せないが、そのものの具体的な特徴を定義できる。 B1.2 自分の言いたかったことを、類似の意味を持つ表現を使って言い換えることができる。(例:バス=人を運ぶトラック)	
	B1.1 伝えたい概念に類似した意味を持つ,簡単な言葉を使い,聞き手にそれを正しい形に「修正」してもらうことができる。 B1.1 母語を学習対象言語の形に変えて使ってみて,相手に確認を求めることができる。	
A2	A2.2 手持ちの語彙の中から不適切な言葉を使っても、言いたいことをはっきりとさせるためにジェスチャーを使うことができる。	
	A2.1 直接, その物自体を指し示して, 伝えたいことを相手に分からせることができる。(例:「これをください」)	
A1	利用できる言語能力記述文はない。	

レベル	モニタリングと修正
C2	難しいところを元に戻って言い直したり、言い換えが非常になめらかにでき、対話の相手はそれにほとんど気が付かないぐらいである。
C1	難しいところは元に戻って言い直し、全く話の流れを途切れさせることなく、本来言いたかったことの言い換えができる。
B2	特に意識している場合や、誤解を引き起こしてしまった場合、言い損ないや誤りを修正することができる。 自分のよくする間違いが分かっていて、その点に関して発言の際、意識的にモニタリングすることができる。
	もし対話相手から問題を指摘されたなら、誤解を招くような表現や時制などの混乱を修正できる。
B1	自分が使った言語形式が正しいかどうか確認することができる。 コミュニケーションが失敗したときは、別の方略を用いて出直すことができる。
A2	利用できる言語能力記述文はない。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

# (2) 受容的言語活動の方略についての言語能力記述文

○ CEFRでは、受容的言語活動(聞くこと、読むこと)の方略とは、「その場にふさわしい コンテクスト(文脈・背景)や世界に関する知識を特定して、その過程において適切なスキーマ(既に知っていることについてのまとまり)と想定されるものを活性化することである。」としている。例示的な尺度は以下の通りである。

レベル	手掛かりの発見と推論(話し言葉と書き言葉)
C2	C1 と同じ。
C1	コンテクスト上の, 文法的, 語彙的手掛かりから, 相手の態度や気持ち, 意図を推測し, 何が次に来るかよく予測できる。
B2	要点の把握を含め、理解のために多様な方略を駆使でき、コンテクスト上の手掛かりから理解の当否を確かめることができる。
B1	自分の関心や専門に関連するテクストの中で、なじみのない単語の意味を文脈から推測できる。 話題が身近なものであれば、時には知らない単語の意味を文脈から推定し、文の意味を推論できる。
A2	日常の具体的な内容や話題の短いテクストや,発話の全体の意味を手掛かりに,知らない単語のおおよその意味を文脈から引き出すことができる。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

# (3) 相互行為活動(やり取り)の方略についての言語能力記述文

- CEFRでは、相互行為活動(やり取り)の方略について、「やり取りは、複数の人物が合同でディスコース(談話構成)を構築するときの特有の言語行為だけではなく、受容的言語行為と産出的言語行為の両方に関連している」とし、以下の三つの例示的な尺度を示している。
  - ・発言権の取得 / 保持
  - ・協力
  - ・説明を求めること

レベル	発言権の取得 / 保持		
C2	C1 と同じ。		
C1	ディスコース機能の中のいつでも使える範囲から,自分の発言の前置きにふさわしい言い回しを適切に選び,発言の機会を獲得できる。また話の内容を考えている間も,発言権を維持できる。		
B2	適切な表現を使って議論に途中から入り込むことができる。上手に発言権を取って、会話を始め、続け、終えることができる。必ずしもスマートとは言えないが、会話を始めること、適切なときに発言権を取り、必要なときに会話を終わらせることができる。手持ちの言い回し(例えば「それは難しい問題ですね…」等)を使って、言うべきことを言葉にする間、時間を稼ぎ、発言権を保ち続けることができる。		
B1	B1.2 適切な言い回しを使って、なじみのある話題についての議論に途中からでも加わることができる。		
	B1.1 なじみのある話題や,個人的興味のある話題なら,対面での簡単な会話を始め,続け,終らせることができる。		
A2	A2.2 簡単なやり方で,短い会話を始め,続け,また終えることができる A2.2 簡単な対面での会話を始め,続け,終えることができる。		
	A2.1 発話権を取るため、保持するために何らかの言語行動を取ることができる。		
A1	利用できる言語能力記述文はない。		

レベル	協力
C2	C1 と同じ。
C1	巧みに自分の話を他の話し手の話に関連付けることができる。
B2	相手の反応や意見,推論に対応して,フィードバックを与え,議論の進展に寄与できる。 身近な範囲の議論なら,自分の理解したことを確認したり,他の人の発言を誘ったりして,議論の進展に寄与できる。
B1	B1.2 会話や議論を進めるために,基本的な言葉や方略の中から持っているものを利用できる。 B1.2 議論の中で合意点を要約し,話の焦点を整えることができる。
	B1.1 誰かが述べたことを部分的に繰り返して,互いの理解を確認し,計画どおり話が展開するのに寄与できる。他の人を話合いに誘い入れることができる。
A2	理解していることを身振りで示すことができる。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

レベル	説明を求めること
C2	B2 と同じ。
C1	B2 と同じ。
B2	相手の発言を正しく理解したかどうかを確認するための質問ができ、曖昧な点の説明を求めることができる。
B1	誰かが今言ったことの意味を明らかにするよう、又は詳しく説明するよう人に求めることができる。
A2	A2.2 分からないときは、繰り返してもらうよう単純な表現で頼むことができる。 A2.2 手持ちの表現を使って、理解できていないキーワードや表現の意味の説明を求めることができる。 る。
	A2.1 理解できないと言うことができる。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

# (4) テクストタイプ

○ CEFRでは、テクストについて、「それが話される場合でも書かれる場合でも、一まとまりの言語表現を指すために用いられる。言語使用者/学習者はテクストを受容し、産出し、交換するのである。」と説明している。テクストタイプには、話し言葉(公共放送、演説、講義、プレゼンテーション、スポーツ解説、ニュース放送など)と書き言葉(書籍、雑誌、新聞、使用説明書、教科書、漫画、レポート、論文など)がある。」とし、下のような例示的尺度を示している。

レベル	ノート取り(講義やセミナーなど)
C2	話の含意やほのめかしに気付き、それらをメモし、さらに実際に使った表現をノートに取ることができる。
C1	自分の興味関心のある分野の話題の講義で、詳細なノートを取ることができる。記録された情報が 非常に詳細で、話された内容を忠実に再現しているから、他の人にもそのノートが役立つ。
B2	言葉そのものに集中しすぎて、情報を時には聞き逃す傾向もあるが、身近な話題で明確に組み立てられた講義なら理解でき、重要だと感じた点をノートに取ることができる。
B1	B1.2 もし話題が自分の興味関心の範囲であり、話がはっきりとしていて、組立てがしっかりしていれば、後で自分が使うためには十分精確なノートを講義中に取ることができる。
ום	B1.1 もし話題が身近で、簡単な言葉で表現されており、はっきりとした発音で共通語による話し言葉で話されれば、簡単な講義を聴きながら、重要な点をリストにすることができる。
A2	利用できる言語能力記述文はない。
A1	利用できる言語能力記述文はない。

レベル	テクストの処理
C2	異なる情報源からの情報をまとめ、論点や主張を整理して、まとまりのある全体的結論を示すことができる。
C1	長い、難しいテクストを要約することができる。
B2	事実や、想像上のことを記述した様々なテクストを要約し、対照的な観点や主要テーマについてコメントしたり、議論することができる。主張、論争、議論を含むニュース、インタビュー、ドキュメンタリーからの抜粋を要約することができる。映画や劇の粗筋と流れをまとめることができる。
B1	幾つかの情報源からの短い断片的な情報を他人のために要約することができる。 語調や,順序は元のままで,短い文章の一節を簡単な形に言い換えることができる。
A2	A2.2 学習者の限られた能力と経験の範囲内で、短いテクストからのキーワード、表現、短い文を抜き出して、書くことができる。
	A2.1 印刷物か,明瞭に手書きされた短いテクストを書き写すことができる。
A1	標準的な様式で印刷された単語,または短いテクストを書き写すことができる。

# 7 CEFR能力 Can do 一覧

○ CEFR<sup>22</sup>では、コミュニケーション言語能力を構成する能力として、言語能力、社会言語能力、言語運用能力の三つを挙げて、それぞれ言語能力記述文を示している。「日本語教育の参照枠」では、この三つの能力に関する言語能力記述文(能力 Cando)を示す。なお、翻訳については、CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>23</sup>の訳文を基にし、CEFR補遺版<sup>24</sup>を参考に一部修正を加えた。

#### (1) 言語能力

- 言語能力は、以下の六つの能力に分類される。
  - 語彙能力
- ② 文法能力
- ③ 意味的能力

- ④ 音声能力
- ⑤ 正書法の能力
- ⑥ 読字能力
- CEFRでは、①~⑥についての言語能力記述文を示す前に、「一般的な使用可能言語の範囲」として以下の指標を示している。

		言語構造的能力 / 使える言語の範囲
熟達した言語使用者	C2	正確に自分の考えを言語化したり、特定の点を強調したり、区別したり、曖昧さを除いたりするために、包括的で確実な、非常に幅広く習熟した言語の範囲を利用することができる。発言内容を制限する必要は全く感じられない。
	C1	自分が言いたいことを明確に言語化するために、幅広い使用可能な言語の範囲から適切な表現を選ぶことができ、その内容を制限する必要がほとんどない。
自立した言語使用者	B2	B2.2:自分自身が言いたいことを明確に述べることができ、その内容を制限している感じを与えることはそれほどない。
		B2.1:言葉を探していることをそれほど感じさせずに、明確な描写や、自分の視点の表明、議論の組立てが十分に可能なだけの言語の幅を持っており、複雑な文構造で使えるものもある。
	B1	B1.2: 予想外の状況を描写できるだけの十分な言語の幅を持っており、ある程度の正確さで考えや問題の主要点を説明することができ、抽象的な内容や、音楽や映画といった文化的な内容に関しても考えを述べることができる。
		B1.1:何とか生活できるだけの言語能力は持っている。語彙的な幅の狭さのために発言内容に繰り返しが生じたり、なかなか内容を言語化できなかったりすることもあるが、多少詰まったり回りくどかったりはしても、家族や趣味や、興味のあること、仕事、旅行、そして時事問題などについて、述べることができるだけの語彙を持っている。

<sup>22</sup> Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment

<sup>23</sup> 欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版, 吉島茂, 大橋理枝(訳・編)朝日出版社

<sup>24</sup> Council of Europe (2018) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Companion Volume with New Descriptor

		ı
基礎段階の言語使用者		A2.2:大抵の場合,言いたいことを内容的に妥協・制限したり,言葉を探したりする必要
	A2	があるが、予測可能な日常的な状況に本人が対応するために必要な、基本的な言語
		のレパートリーを持っている。
		A2.1:身辺状況,毎日繰り返して行われること,必要な事物,要求,情報の請求など,
		具体的な欲求を満たすために必要な、簡潔な日常的表現が作れる。
		A2.1:基本的な構文を使うことができ,幾つかの単語や覚えた言い回しを使って,自分
		自身や他人について, 職業, 特定の場所, 持ち物などに関してコミュニケーションでき
		<b>వ</b> 。
		A2.1:覚えた短い言い回しや,限られたレパートリーを駆使して,生活していく上で予測
		可能な状況に対処できる。しかし予想外の状況では、コミュニケーションが成り立たなか
		ったり,あるいは誤解を生んだりすることが多い。
	٨٨	非常に基本的な範囲で,自分自身に関することや,具体的な要求を満たすための単
	A1	純な表現を知っている。

# ① 語彙能力

○ CEFRでは、語彙能力を、「言語の語彙知識と、その語彙を使いこなす力で、語彙 的な要素と文法的な要素から成る」とし、語彙知識の広さと、その知識を使いこなす能 力については、次のような例示的尺度があるとしている。

レベル	使用語彙領域		
C2	定型表現や口語表現も含め、非常に幅広い語彙のレパートリーを使うことができる。コノテー		
02	ション(含意)に対する意識もある。		
	広い語彙レパートリーを使いこなせるし、言い換えで語彙の不足を埋めることができる。言葉を		
C1	探したり,回避方略の使用がはっきりと分かることはない。定型表現や口語表現の使い方も上		
	手である。		
	本人の専門分野や大部分の一般的な話題に関して、幅広い語彙を持っている。語彙に不足		
B2	があるために、時々詰まったり、間接的な表現をすることもあるが、頻繁な繰り返しを避けて、		
	言い方を変えることができる。		
	家族, 趣味や関心, 仕事, 旅行, 時事問題など, 本人の日常生活に関わる大部分の話題に		
B1	ついて、多少間接的な表現を使ってでも、自分の述べたいことを述べられるだけの語彙を持		
	っている。		
	A2.2:なじみのある状況や話題に関して,日常的な生活上の交渉·取引を行うのに充分な語		
A2	彙を持っている。		
AZ	A2.1:基本的なコミュニケーションの要求を満たすことができるだけの語彙を持っている。生		
	活上の単純な要求に対応できるだけの語彙を持っている。		
A1	特定の具体的な状況に関して,基本的な単語や言い回しのレパートリーを持っている。 ただし		
A 1	それらの間のつながりはない。		

レベル	語彙の使いこなし				
C2	一貫して正しく、適切に語彙が使用できる。				
C1	時にはささいな言い間違いがあるが、大きな語彙上の誤りはない。				
B2	語彙的な正確さは一般的に高い。多少の混乱や間違った単語の選択もコミュニケーションを 邪魔しない範囲である。				
B1	複雑な考えや、非日常的な話題や状況に関して何かを述べようとすると、大きな誤りをすることがあるが、初歩的な語彙は使いこなせる。				
A2	具体的な日々の要求に関する狭いレパートリーの語を使うことができる。				
A1	利用できる言語能力記述文はない。				

# ② 文法能力

○ CEFRでは、文法能力を、「ある言語の文法全体に関する知識を持ち、またそれを使う能力であると定義できる。」としている。

レベル	文 法 的 正 確 さ					
C2	(例えば、これから言うことを考えているときや、他人の反応をモニターしているようなときといった)他のことに注意を払っているときでも、複雑な言葉について常に高い文法駆使力を維持している。					
C1	常に高い文法的正確さを維持する。誤りは少なく,見付けることは難しい。					
B2	B2.2:高い文法駆使力がある。時には「言い間違い」や、文構造での偶然起こした誤りや些細な不備が見られる場合があるが、その数は少なく、後で見直せば訂正できるものが多い。					
	B2.1:比較的高い文法駆使力が見られる。誤解につながるような間違いは犯さない。					
B1	B1.2:なじみのある状況では、割合正確にコミュニケーションを行うことができる。多くの場合高いレベルでの文法駆使能力があるが、母語の影響が明らかである。誤りも見られるが、本人が述べようとしていることは明らかに分かる。					
	B1.1:比較的予測可能な状況で、頻繁に使われる「繰り返し」やパターンのレパートリーを、割合正確に使うことができる。					
A2	いくつかの単純な文法構造を正しく使うことができるが、依然として決まって犯す基本的な間違いがある—例えば、時制を混同したり、性・数・格などの一致を忘れたりする傾向がある。しかし、本人が何を言おうとしているのかは大抵の場合明らかである。					
A1	学習済みのレパートリーの中から、限られた、幾つかの単純な文法構造や構文を使うことはできる。					

# ③ 意味的能力

○ CEFRでは、意味的能力を「学習者が持っている意味の組織構造についての意識や意味の把握の能力に関わるもの」としている。また、意味的能力は、語彙意味論、 文法意味論、語用意味論の三つの領域によって構成されているとしている。 なお、意味的能力についての言語能力記述文はない。

# ④ 音声能力

○ CEFRでは、音声能力を「音声に関する様々な要素について知覚し、創造することができる知識と技能である。」としている。

レベル	音素の把握			
C2	C1と同じ			
C1	より微妙なニュアンスを表現するために、イントネーションを変化させたり、文の特定部分を正しく強調することができる。			
B2	はっきりとした,自然な発音やイントネーションを身に付けている。			
B1	時には外国語なまりが目立ったり,発音の間違いもあるが,大体よく理解できるくらいに発音は明瞭である。			
A2	話の相手から時々,繰り返しを求められることもあり,明らかな外国語なまりが見られるものの,大体の場合,発音は理解できる程度にははっきりとしている。			
A1	非常に限られたレパートリーの、学習・練習済みの単語や言い回しなら、当人の言語を聞き慣れている熟達した日本語話者であれば、多少努力すれば理解できる。			

# ⑤ 正書法の能力

○ CEFRでは、正書法の能力を「文字テクストの受容及び創造の際に必要であり、 文字テクストを構成する記号に関する知識と、それを使う技能である。」としてい る。

# ⑥ 読字能力

○ CEFRでは、読字能力について、「言語使用者があらかじめ準備されたテクストを音読したり、文字で最初に目にした単語を発話の中で使わなければいけない場合には、文字で書かれたものを正しく発音できなければならない。」と説明している。

レベル	正書法の把握				
C2	正書法の誤りなしに文章を書くことができる。				
C1	レイアウト,段落切り,句読点の打ち方が統一されており,読者にとって読みやすい。 つづりは,時々ささいな間違いがある以外は正確である。				
B2	標準的なレイアウトや段落切りの慣習に従って、ある程度の長さのはっきりと理解できる文章を書くことができる。 母語の影響を見せることもあるが、つづりや句読点の打ち方はかなり正確である。				
B1	読者が理解できる、ある程度の長さの文章を書くことができる。 つづりや句読点,レイアウトなどは,ほとんどの場合読者を混乱させない程度に正確である。き る,ある程度の長さの文章を書くことができる。				
A2	日常的な話題に関する短い文を書き写すことができる。例えば、道順の説明など。 当人が話す語彙に含まれる短い単語の音声を、(完全に標準的なつづりではない場合もあるが)割合に正確に文字化することができる。				
A1	例えば、簡単な記号や指示、日常的な物の名前、店の名前やふだん使う定型表現など、な じみのある単語や言い回しを書き写すことができる。 当人の住所、国籍やその他の個人的な情報を正確に書くことができる。				

# (2) 社会言語能力

○ CEFRでは、社会言語能力を、「言語使用の社会的な次元に対処するために必要な知識と技能である。」とし、例示的な尺度を示している。

レベル	社会言語的な適切さ					
C2	慣用句的表現や口語表現をうまく使いこなせ、コノテーション(含意)も分かっている。 熟達した日本語話者が言語を使用する際の実質的に全ての社会言語的、および社会文化 的な意味を十分に理解し、適切に応じることができる。 社会文化的、及び社会言語的な違いを考慮しながら、日本語話者と自分自身の生活地域 の言語の話者との間を、効果的に仲介することができる。					
C1	幅広い慣用句的な表現や口語表現を認識することができ、言葉の使用域の変化も理解できる。しかし、特に聞き慣れないなまりの場合、時々細部を確認する必要があるかもしれない。 俗語や慣用句がかなり使われている映画の筋を追うことができる。 感情表現、間接的な示唆、冗談などを交ぜて、社交上の目的に沿って、柔軟に、効果的に言葉を使うことができる。					
	B2.2:公式の言葉遣いでも、くだけた言葉遣いでも、その場や会話の参加者に応じた適切な言葉遣いで、はっきりと理解できる。礼儀正しい言葉遣いで、自分自身の述べたいことを自信を持って言うことができる。					
B2	B2.1:話の速度が速く、口語的であっても、ある程度の努力をして、グループ討議に付いていくことができ、また参加することができる。 B2.1:熟達した日本語話者との対人関係を維持できるが、その際、当人の意図に反して熟達した日本語話者がおかしがったり、いらつくことはなく、また熟達した日本語話者が当人と話す際、熟達した日本語話者同士の場合と違った話し方をしなくてすむ。 B2.1:言語化する際に深刻な誤りを犯すことなく、いろいろな場面で自分自身の述べたいことを表現することができる。					
B1	中立的な, ごく一般的な言葉遣いで, 幅広い言語機能を遂行し, 対応できる。 明示的な礼儀慣習を認識しており, 適切に行動できる。 目標言語の文化と当人自身の文化との間の, 慣習, 言葉遣い, 態度, 価値観や信条につい て, 最も重要な違いに対する認識があり, それを配慮することができる。					
A2	A2.2:例えば、簡単な形で情報を交換、請求したり、意見や態度を表明したりするなどの、基本的な言語機能を実行でき、また応じることができる。 A2.2:最も簡単な、一般的な表現や、基本的な慣習に従って、単純な形ではあるが、効果的に交際を維持することができる。 A2.1:日常的に使われる挨拶や呼び掛けなど、礼儀正しい言葉遣いで、短い社交的な会話					
A1	を行うことができる。招待や提案、謝罪などを行ったり、それらに応じることができる。 挨拶やいとまごい、紹介、``please"「~してください」、``thank you"「どうもありがとう」、`` sorry"「すみません」などの、最も簡単な日常的に使われる丁寧な言葉遣いで、基本的な社 交関係を確立することができる。					

# (3)言語運用能力

# ① ディスコース (談話構成)能力

CEFRでは、ディスコース(談話構成)能力を、「言語使用者/学習者が、一連の一貫した発話を創造できるように文を配列する能力である。」として、以下の四つの尺度を示している。

・場面に応じた柔軟性 ・発話の順番 (発言権) ・話題の展開 ・一貫性と結束性

レベル	柔軟性				
C2	強調したり、その場の状況や聞き手などに応じて変化を付けたり、曖昧さをなくすために、様々				
02	な言語形式を使って、発言を言い直す幅広い柔軟性がある。				
C1	B2.2:と同じ。				
	B2.2:その場の状況や, 聞き手に応じて, 内容, 話し方を調節することができ, その場の状況に				
B2	ふさわしい丁寧さの言葉遣いができる。				
DZ	B2.1:会話で通常見られる流れ、話し方、強調の変化に適応することができる。				
	自分が述べたいことを表現する仕方に変化を付けることができる。				
	B1.2:難しい場面においてさえも,型通りの表現を余り多用せず,表現を順応させることができ				
B1	<b>వ</b> 。				
	B1.1:簡単な言語を幅広く柔軟に使って, 述べたいことを多く表現できる。				
	A2.2:限られた範囲でだが、語彙的な差し替えを行って、十分練習した、覚えている言い回し				
A2	を使って特定の状況に合わせることができる。				
	A2.1:既に学習済みの言い回しの組合せを変えて、使える表現を増やすことができる。				
A1	利用できる言語能力記述文はない。				

レベル	発言権					
C2	C1 と同じ。					
C1	ディスコース機能の中のいつでも使える範囲から, 自分の発言の前置きにふさわしい言い回し					
	を適切に選び、発言の機会を獲得できる。また話の内容を考えている間も、発言権を維持でき					
	<u> </u>					
	適切な表現を使って討論に途中から入り込むことができる。					
	上手に発言権を取って、談話を始め、続け、終えることができる。					
B2	必ずしもスマートとは言えないが,談話を始めること,適切なときに発言権を取り,必要なときに					
کا	会話を終わらせることができる。					
	手持ちの言い回し(例えば「それは難しい問題ですね…」等)を使って,言うべきことを言葉にす					
	る間、時間を稼ぎ、発言権を保ち続けることができる。					
	B1.2:適切な言い回しを使って,なじみのある話題についての議論に途中からでも加わることが					
B1	できる。					
01	B1.1:なじみのある話題や,個人的興味のある話題なら,対面での簡単な会話を始め,続け,					
	終わらせることができる。					
	A2.2:簡単なやり方で,短い会話を始め,続け,また終えることができる。					
A2	A2.2:簡単な対面での会話を始め、続け、終えることができる。					
	A2.1:発言権を得るために何らかの言語行動を取れる。					
A1	利用できる言語能力記述文はない。					

レベル	話題の展開				
C2	C1 と同じ。				
C1	洗練された描写や語りができる。そして,下位テーマをまとめ,要点の一つを展開して,適切な 結論で終わらせることができる。				
B2	論拠となる詳細関連事項や具体例などによって自分の主要な論点を補強して、明快な描写 や語りをすることができる。				
B1	事柄を直線的に並べていって,比較的流ちょうに,簡単な語りや記述ができる。				
A2	ポイントを簡単に並べ上げる形で、物事を語ったり事物を記述できる。				
A1	利用できる言語能力記述文はない。				

レベル	一貫性と結束性						
C2	様々な構成パターンや,幅広い結束手段を十分かつ適切に利用して,一貫性があり,結束性のあるテクストを作り出すことができる。						
C1	様々な構成パターン,接続表現,結束手段が使え,上手に構成された,明快で流ちょうな話をすることができる。						
B2	B2.2:複数の考えの間の関係を明確にするために、様々な結合語を効果的に使うことができる。 B2.1:限定的な範囲ではあるが、様々な結束手段を使って、自分の発話を、明快な、結束性のあるディスコースへ作り上げることができるが、長く話すとなると若干の「ぎこちなさ」があるかも						
	しれない。						
B1	短めの, 単純で, バラバラな成分をいろいろ結び合わせて, 直線的に並べて, つながりを付けることができる。						
A2	A2.2:最も頻繁に出現する接続表現を使って、単純な文をつなげ、物事を語ったり、描写することができる。						
	A2.1:「そして」,「でも」,「~から」のような簡単な接続表現を用いて語句の間につながりを付けることができる。						
A1	「そして」や「それで」のような,非常に基本的な並列の接続表現を用いて単語や語句をつなげることができる。						

# ② 機能的能力

CEFRでは、機能的能力を、「ディスコースやテクストがコミュニケーション中で果たす特定の機能・目的とその使用法とに関するものである。」としている。そして、学習者/使用者の機能的な成功を決定する二つの一般的な質的要因についての尺度を示している。

- ・流ちょうさ:はっきりと発音し、会話を続け、行き詰まった時に対処できる力
- ・ 叙述の正確さ: 意図した意味を明らかにするために考えや事柄を言語化できる力

レベル	話し言葉の流ちょうさ						
C2	自分の言いたいことを,長い発話でも,自然で,苦労なく,詰まらずに,流れるように,表現することができる。滞るのは,考えを表現するために最適な言葉を考えたり,適切な例や説明を探そうとしたりする時だけである。						
C1	自分自身の述べたいことを流ちょうかつ無理なく自然に、ほとんど苦労せずに述べることが可能である。ただ、概念的に難しい内容に関してのみ、自然で滑らかな言葉の流れが損なわれる。						
B2	B2.2:無理なく自然に、コミュニケーションを行うことができ、長く、複雑な一連の発話であっても、非常に流ちょうで、表現に余裕があることが見られる。						
	B2.1:比較的一定の速さを保って発話を行うことができる。 言い方の型や表現を探す際に詰まることがあっても,目立って長い間が空くことは少ない。 B2.1:互いに無理することなく,ある程度の流ちょうさで,無理なく自然に,熟達した日本語話者と普通にやり取りができる。						
B1	B1.2:自分の表現したいことを,比較的容易に表現できる。言語化する際に,間が空いたり,「袋小路」に入り込んだりはするものの,他人の助けを借りずに発話を続けることができる。						
	B1.1:ある程度の長さの,理解可能な発話を行うことができるが,制限を受けない自由な発話で比較的長いものになると特に,談話を続けていくときに文法的及び語彙的に正確であろうとして間が空いたり,発話の修復を行うのが目立つ。						
	A2.2:話し始めて言い直したり,途中で言い換えたりすることが目立つが,短い発話であれば自分の述べたいことを理解してもらえる。						
A2	A2.1:言葉に詰まったり,話し始めて言い直すことが目立って多いが,なじみのある話題であれば,あまり困難なく言いたいことを言葉に表現でき,短いやり取りを行うことができる。						
A1	適切な表現を探したり、余りなじみのない言葉を言おうとするとき、また話の流れの修復のために、間が多く空くが、非常に短い、単独の、多くはあらかじめ準備しておいた発話を行うことができる。						

レベル	叙述の正確さ					
C2	例えば、程度の副詞や、限定を表す節などの修飾語句を、幅広く、比較的正しく使うことって、意味の微妙なあやを正確に伝えることができる。自分が主張したい主な点を、聞き、 理解できるような形で表現することができる。 強調したり、区別したり、曖昧さを排したりすることができる。					
C1	内容の確実性/不確実性,信頼性/疑問性,可能性などに対応した修飾語句を付けて,意見や叙述を正確に述べることができる。					
B2	信頼を得られる程度に情報を詳しく伝えることができる。					
	B1.2:概念や問題の主要な点を, 比較的正確に表現することができる。					
B1	B1.1:直接関わりのあることについては、簡単かつ分かりやすい形で情報を伝えることができ、自分が最も大切だと思う点を、聞き手に理解させることができる。 B1.1:自分が主張したい主な点を、聞き手が理解できるような形で表現することができる。					
A2	なじみのある事柄や型にはまった事柄であれば、限られた情報を、簡単かつ分かりやすい形で交換して、自分が述べたいことを伝えることができるが、その他の場面では大抵内容的に妥協しなければならない。					
A1	利用できる言語能力記述文はない。					

# 8 漢字の扱いについて

- ヨーロッパ言語共通参照枠は文字どおり、ヨーロッパ言語間における共通参照枠であり、日本語教育に適用が可能かについては検証が必要である。ただし、受容能力については、言語能力記述文の中には検討を要すものがあるものの、全体的には日本語教育にも適用可能であるという報告(野口・大隅・熊谷・島田 2019)が出ている。したがって「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについては、この報告を前提として検討を行う。
- 「日本語教育の参照枠」はCEFRを参照しているが、日本語の特徴の一つである漢字についての言及がないため、国内外の状況を視野に収めた上で、漢字学習及び指導についての指針を取りまとめる必要がある。
- 日本社会で生活する者にとっては、安全安心に文化的な生活を送る上で、漢字に対する一定の理解が必要であることから、漢字学習の方針 <sup>25</sup> を示すことが必要ではないか。
- 学習者が学ぶべき漢字や熟語は、学習者の置かれた状況や年齢、生活スタイル によって大きく異なる。よって、全ての学習者が一律に学ぶべき漢字のレベルご との単漢字数、熟語数を定めることは難しいのではないか。
- 学習目標は個別の漢字や熟語ではなく、「住所を漢字で書く」という言語活動のような形で学習目標設定を行うことがよいのではないか。また、漢字を読むことについては、書くこととは分けた形での目標設定が必要ではないか。
- 漢字については、CEFRの正書法の能力、読字能力などを参考に言語能力の 一つとして捉え、レベル別の大まかな枠組みを示すのがよいのではないか。
- 対象別の漢字に関する言語能力記述文を作成するには、対象グループの言語活動調査を行い、各分野で必要になる漢字の抽出を行った上で、漢字 Can do を作成することが適当ではないか。
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における漢字学習及び指導については、地域の日本語教室で目的、目標に応じた指導実践がある。

<sup>25</sup> 漢字学習の方針を示すための参考資料として,文化庁国語課が実施した「漢字出現頻度数調査(3)」(平成19年)がある。この調査によると,出現頻度上位の457字で新聞,雑誌に出現する漢字の約7割を占め, 1,063字で出現する漢字の約9割を占めるという結果が出ている。

#### 〈実践例〉

大阪府「「生活の漢字」を考える会」:

- ・易しい漢字から学ぶのではなく、生活上で必要な漢字を語彙として扱う「漢字語」を 生活場面から学ぶ活動を行っているほか、識字に関する調査を行っている。
- ・「生活者としての外国人」の中には口頭言語能力は有しているが、書記言語能力が不 十分、又は有さない者がおり、書記言語能力については自然習得がほぼ不可能という ことが先行研究より明らかになっている。
- ・このような活動や調査の成果から、これまでの日本語教育や国語教育における漢字の 難易度や、教授における提出順序とは異なる発想や基準が必要であるとの示唆を得て いる。
- 生活の中で必要とされるのは、個別の漢字ではなく、「漢字語」の知識である。
- ・漢字学習は、読みと書きを分けて考える必要がある。
- ・「読み」については語彙として抽出・選択が可能かもしれない。
- ・「書き」に関しては、「生活者」全てに共通して書けなければならない語彙や文章は非 常に限られている。
- ・「住所や名前が書ける」等の Can do は可能であろうが、具体的な場面を想定した活動 Can do を作るのは難しい。
- ・職業や社会への参画の在り方の違いにより、各自に求められるリテラシーには大きな差異があるため、「生活者」として誰にでも共通するような場面や状況における語彙(「漢字語」)以外は、共通したものを抽出・選択することは困難であろうと考えられる。
- 試験の出題基準を作成するためには、レベルごとの漢字を定める必要があるが、 そのための言語活動調査については各試験団体が、対象とする受験者を想定して 実施してはどうか。
- ヨーロッパにおいては、フランスの「後期中等教育修了試験(バカロレア)」を はじめ、複数の国で中等教育段階において学習すべき漢字や数を具体的に定めて いる例がある。
  - ・ヨーロッパ日本語教師会の報告書<sup>26</sup>によれば、ヨーロッパ5カ国のA2レベルの中等教育 修了資格試験における漢字リストの漢字数は以下のとおりである。

アイルランド	英国	ドイツ	ハンガリー	フランス
101	200	251	150	145

<sup>26</sup> ヨーロッパ日本語教師会 (2011-16)「第二部, テーマ1, 第3章 ヨーロッパ5カ国の中等教育修 了資格試験における漢字リストの比較」『AJE-CEFR Project 報告書』

https://www.eaje.eu/media/0/myfiles/cefr/dainibu-full.pdf (令和 2 年 9 月 4 日閲覧)

# 9 令和2年度以降の検討課題

- 「日本語教育の参照枠」の現場への活用に向けて,以下のことについて今後検 討が必要である。
- ① 言語能力記述文の更なる収集
- ② 一次報告の6レベル別・各言語活動別の言語能力記述文の検証
- ③ 「日本語教育の参照枠」の日本語能力判定テストへの関連付け方法の開発
- ④ 「日本語能力の判定基準について(報告)」の検討・作成
- ⑤ ランゲージ・ポートフォリオ(学習の記録)の開発
- ⑥ 各レベルの文法・語彙のリストの収集
- ⑦ 教師のための支援ツール:カリキュラム作成及び評価のための手引等の作成
- ⑧ 学習者のための支援ツール:利用ガイドの作成や自律学習を支援する教材モデル の開発
- ⑨ 「日本語教育の参照枠」のイメージ図及び分かりやすい広報資料の作成
- ⑩ 「日本語教育の参照枠」の多言語翻訳
- ① 利用者間の成果物(言語能力記述文, 教材, ポートフォリオ等) 共有のためのポータルサイトの開発
- CEFR補遺版の分析及び「日本語教育の参照枠」への参照が必要かどうかに ついては、今後検討する必要がある。
- 参考とするCEFRは開発から 20 年以上を経過した現在でも、検証・見直しが行われており、「日本語教育の参照枠」も随時検証・見直しを行う必要がある。

# Ⅲ 参考資料

1	話し言葉の質的側面	• • • 67
2	「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」 について	• • • 68
3	「標準的なカリキュラム案 Can do」一覧(試案)	• • • 73
4	JF 日本語教育スタンダードについて	• • • 84
5	分野別の言語能力記述文,「JF Can do」と「標準的なカリキュラム案 Can do」	の例 ・・・86
6	言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン	• • • 87
7	「日本語教育の参照枠」一次報告取りまとめまでの沿革	• • • 98
8	日本語教育小委員会等における検討状況	99

# 話し言葉の質的側面

- 「日本語教育の参照枠」では日本語使用における話し言葉の質的側面について,CEFR<sup>1</sup>「共通参照レベル:話し言葉の質的側面」に準じたレベル及び言語能力記述文を設定することとする。 翻訳については,CEFR日本語版(2014年追補版)<sup>2</sup>の訳文を基にし,CEFR補遺版<sup>3</sup>を参考に一部修正を加えた。 A2,B1,B2レベルについては,それぞれの能力記述がA2.1,B1.1,B2.1であることを意味している。

	た幅広いて、 具体性 で、 具体性 (性のある	結束手段 ような, 構 きる。		限定されて なさがある 5る談話に		な要素を連ぎる。		ままりを結集まりを結	٢ ⟨	
型量—	適切に多様な談話構築手法と幅広い 接続表現, 結束手段を用いて, 具体性があり, 脈絡があり, また一貫性のある 談話をすることができる。	談話構築手法,接続表現,結束手段が使いこなせ,明瞭で流れるような,構成の整った話をすることができる。		使うことができる結束手段は限定されており, 長く話すとなるとぎこちなさがあるが, 発話を明瞭で一貫性のある談話につなげることができる。		一連の短い,不連続な単純な要素を連結し,並べていって,話ができる。		「そして」,「でも」,「~から」などの簡単な接続表現を使って単語の集まりを結び付けることができる。	単語の集まりや個々の単語を「そして」, 「それで」などのごく基本的な接続表現 を使って結び付けることができる。	
やの取り	非言語標識, あるいはイントネーション 標識を選んで使い, 明らかに無理せず に, 軽々と上手に会話をすることができ る。発言の機会を自然に上手につか み, 前の発言に言及したり示唆したりし ながら, 会話の流れに寄与することがで きる。	手持ちの談話表現からふさわしい語句を選んで、自分の話を切り出したり、話を続けたりすることができる。自分の発言を他の話や相手の発言に関係付けられる。		いつもエレガントとはいかないが、適切に発言の機会を獲得したり、必要なら会話を終わらせたりすることができる。身近な話題の議論で、人の発言を誘ったり、理解を確認したり、話を展開させることができる。		身近な個人的な関心事について,一対一なら, 話を始め, 続け, 終わらせることができる。お互いの理解を確認するために, 誰かが言ったことを部分的に繰り返して言うことができる。		質問に答えられ、簡単な話に対応することができる。自分で会話を続けることができるには十分に理解できていないことが多いが、話に付いていっていることを分からせることができる。	個人的な事柄について詳しく質問をしたり,答えたりすることができる。繰り返し,言い換え,修正に完全に頼ったコミュニケーションではあるが,簡単な会話はできる。	
流ちようさ	自然な流れの口語体で、ある程度の長さの自己表現ができる。難しい所は避け、修正を円滑に行い、相手がそれと気が付かないぐらいである。	概念化が難しいときにのみ,言葉の自然な滑らかさが妨げられるが,それ以外は,流ちょうに自然に,ほとんど苦労せずに自己表現できる。		文例や表現を探すのに詰まったりするが, 気になるような長い休止はほとんどなく, ほぼ同じテンポである程度の長さで表現ができる。		長い一続きの自由な発言をするとき特に、文法を考えたり語彙を探したりする際の言いよどみや言い直しが多く、修正が目立つが、分かりやすく話を進めることができる。		休止が目立ち,話し出しの仕方の間違いや,言い直しが非常にはっきり見られるが, 短い話ならできる。	表現を探したり,余り知らない語を発音したり,コミュニケーションを修正するためにつっかえ, つっかえ話すが,単発的な, あらかじめ用意された発話ならすることができる。	
お搬工	例えば, 先を考えたり, 他人の反応に注意を向けたりしながらも, 複雑な言葉を文法的に正しく使える	文法的な正確さを大体において維持することができる。誤りはめったにないし,まず気付かれないし,実際に犯したとしても大抵は自分で訂正できる。		比較的高い文法能力を示す。誤解を起こすような誤りはしない。大抵の間違いは自分で訂正できる。		予測可能な状況で,関連した非常によく 用いられる「決まり文句」や文型をかなり 正確に使える。		まだ基本的な間違いが決まったところで出てくるが、幾つかの単純な構造を正しく用いることができる。	限られた文法構造しか使えず, 構文も暗記している範囲でのみ使える。	
使用領域の幅	細かい意味のニュアンスを正確に伝えたり,強調したり,区別したり,曖昧さを避けるために,いろいろな言語形式で自由に言い換えができ,非常に柔軟に考えを表現できる。慣用表現,口語体表現も上手に用いることができる。	幅広い言葉の使いこなしができ,一般的,学術,仕事,娯楽の幅広い話題について,言いたいことを制限せずに,適切な文体ではっきりと自分を表現できる。		十分に言葉を使いこなすことができ,一般的な話題についてなら,ある程度複雑な文を用いて,言葉をわざわざ探さなくても自分の観点を示し,はっきりとした説明をすることができる。		家族, 趣味, 興味, 仕事, 旅行, 現在の出来事のような話題について, 流ちょうではないが, 言い換えを使いながら表現するだけの語彙を十分に有している。		覚えた幾つかの言い回しや数少ない語句, あるいは定式表現, 基本的な構文を使って, 日常の単純な状況の中でなら, 限られてはいるが情報を伝えることができる。	個人についての情報や具体的な状況に関する基本的な語や言い回しは使える。	
ルベル	8	2	B2+	B2	B1+	<b>B</b>	A2+	A2	<b>A</b>	
段智	熟達した言語使用者			自立した言語使用者				基礎段階の言語使用者		

Council of Europe(2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment
 欧州評議会 (2014) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』追補版, 吉島茂, 大橋理枝(訳・編)朝日出版社
 Council of Europe(2018) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion Volume with New Descriptors

### 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」について

### 1 「標準的なカリキュラム案」とは

- (1) 基本的な考え
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、対話による相互理解の促進及びコミュニケーション力の向上を図り、「生活者としての外国人」が日本語を用いて社会生活へ参加できるようになることを目指している。「標準的なカリキュラム案」は、その日本語教育の具体的な内容やプログラムを検討・作成する際の基となるものである。
- 標準的なカリキュラム案が示す内容は飽くまでも「標準的な内容」であり、各地域で日本語 教育を行う際は、標準的なカリキュラム案に工夫を加え、地域の実情や外国人の状況に応じた プログラムを編成することが必要である。

### (2) 内容

- 生活の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例,そこで必要となる日本語学習の項目・要素,関連する社会・文化的な情報などから構成されている。
- 具体的には、「来日間もない外国人が生活上の基盤を形成するために必要であると思われる もの」として、「生活者としての外国人」が日本語で行うことが期待される「生活上の行為の 事例」と「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素(能力記述、場面、やり取りの例、 機能、文法、語彙、4技能)」、「生活上の行為を行う上で必要となる社会・文化的情報(地震 や台風、電気・ガス・水道の使用開始に関する手続きなどの情報)」を取り上げている。

### カリキュラム案で扱う生活上の行為

### I 健康・安全に暮らす(大分類)

- 01 健康を保つ(中分類)
  - (01) 医療機関で治療を受ける(小分類)
  - (02)薬を利用する
  - (03) 健康に気を付ける
- 02 安全を守る
  - (04) 事故に備え、対応する
  - (05) 災害に備え、対応する

### Ⅱ 住居を確保・維持する

- 03 住居を確保する
  - (06)住居を確保する
- 04 住環境を整える
  - (07) 住居を管理する

### Ⅲ 消費活動を行う

- 05 物品購入・サービスを利用する
  - (08) 物品購入・サービスを利用する
- 06 お金を管理する
  - (09)金融機関を利用する

### Ⅳ 目的地に移動する

- 07 公共交通機関を利用する
  - (10) 電車,バス,飛行機,船等を利用する
  - (11) タクシーを利用する
- 08 自力で移動する
  - (12) 徒歩で移動する

### Ⅷ 人とかかわる

- 14 他者との関係を円滑にする
  - (31) 人と付き合う

### Ⅷ 社会の一員となる

- - (33) 住民としての手続をする
  - (34) 住民としてのマナーを守る
- 16 地域社会に参加する
  - (35)地域社会に参加する

### 区 自身を豊かにする

- 20 余暇を楽しむ
  - (44) 余暇を楽しむ

### X 情報を収集・発信する

- 2 1 通信する
  - (45)郵便・宅配便を利用する
  - (46) インターネットを利用する
  - (47) 電話・ファクシミリを利用する
- 22 マスメディアを利用する
  - (48) マスメディア等を利用する

- (3) 想定している利用者
- 各都道府県,市町村における日本語教育担当者等,各地域において日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人に活用されることを想定している。そのほかにも,各都道府県,市町村において,日本語教育施策や事業の企画を行う人や,教室活動を行う人などに利用されることを想定している。
- 2 日本語教育小委員会における検討とその成果物(5点セット)について
  - 文化庁では、日本語を母語としない住民の日本語学習のニーズが高まっていることを踏ま え、平成19年7月、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会(以下、「日本語教育小委員 会」という。)を設置し、日本語教育施策に関する検討を行ってきた。
  - 〇 日本語教育小委員会では、まず、日本語教育に関する課題の把握を行い、平成 20 年には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備及び内容の改善について検討した。そして、平成 21 年 1 月には「国語分科会日本語教育小委員会における審議について一日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討ー」の取りまとめを行った。
  - その後、平成 21 年 1 月に取りまとめられた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等に基づき、次ページの冊子(5 点セット)を作成した。5 点セット(カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、能力評価、指導力評価)は全て、下の目的・目標に沿って作成されている。また、必ずしも全てそのまま使うのではなく、必要な部分を選び出し、さらに工夫を加えるなど、地域の状況に合わせて活用することができる。

### 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

### 目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を 図り、生活できるようになること

### 目標

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- O 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにする こと
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

# 生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの実践のための5点セット

嫐

S C **(约** € 6 動 炽 数

S 0 和 煕 孙

ı

I

I

1

1

ı

ı

I

ı

I

ı

I

1

ı

I

1

ı

I

Ī

1

ı

ı

1

ı

I

ı

ı

ı

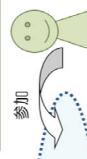
ı

I



教室活動のデザインと参加

げインと参加 介華・午時七六6本中江季、64七1-1~ 体験中心の教室活動への参加によ 相互理解 日本語学習, 行動



16

# 指導力評価

実 ュニティ ◎実践の振り返り 点検・改善から, 践者のコミンの形成

日本語教育プログラム クルの観点から振り返 の実践をPDCAサイ るためのもの。 (内容)

に対する日本語教育におけ 「生活者としての外国人」 3指導力評価について ※ 正式 名称

作成:平成25年2月18日

# ドブック 北イ

リキュ

況に合わせるときのポ 容を地域や外国人の状 ◎カリキュラム案の内 イソトの解説 げる内容を考える材料の提示

カリキュラム案の内容を 地域や外国人の状況に合 わせて実施するときのポ イントを示したもの。

育の内容を示したもの。

人」に対する日本語数

生活者としての外

[万容]

「生活者としての外国人」 に対する日本語教育におけ る標準的なカリキュラム案 ※正式名称 にりいて

※正式名称

作成:平成22年5月19日

たものガイドブック

# 教材例

◎行動・体験中心の 教材の例示

体験中心の教室活動で や工夫の仕方を説明し カリキュラム案で取り 上げている生活上の行 為を取り上げ, 行動・ 用いる数材を例示した もの(教室活動の展開 に指導ノート付き) (内容)

「生活者としての外国人」に 対する日本語教育における標 準的なカリキュラム案

「生活者としての外国人」に 対する日本語教育における標 準的なカリキュラム案活用の

作成:平成24年1月31日

ポートフォリオの提 示~やったことを確 批 の方 示~やった。 認して記録 り返り 0

学習者の自己評価に加 えて, 日本語能力を把握する方法と, 学習成 ファイルである日本語 学習ポートフォリオを 果を記録し蓄積する 提示したもの。 | | | | | |

「生活者としての外国人」に 対する日本語教育における日 本語能力評価について 作成:平成24年1月31日

I

I

I I

I

I

I

I

I

I

I

I

I

I

I

Ī

I

I

I

I

I

I I

I

I

I

I

I

I

I

I I

I I

I

I

I

I

I

I

作成: 平成23年1月25日

ハンドブック (全体を説明)

※正式名称「生活者としての外国人」のための日本語教育ハンドブック

### 【日本語】標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例

### I 健康・安全に暮らす

### 01 健康を保つ

### (01) 医療機関で治療を受ける

- 01 隣人に容態を伝えて助言を求める
- 02 初診受付で手続をする
- 03 医者の診察を受ける
- 04 病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する

### (02) 薬を利用する

- 01 医療機関で処方せんをもらい、内容を確認する
- 02 症状を説明し、薬を求める
- 03 薬剤師等の「効能, 用法, 注意」の説明を理解する
- (03) 健康に気を付ける
- 01 流行性の病気についての情報を理解し適切に対処する
- 02 食品や飲料水の安全情報を理解する

### 02 安全を守る

### (04) 事故に備え, 対応する

- <u>01</u> 各種の標識・注意書き等を理解する(高電圧危険, 感電注意,立入禁止等)
- 02 有効な施錠の仕方について理解する
- 03 警察 (110番) に電話する
- 04 近くの人に知らせる(事件等)
- 05 救急車を要請する
- 06 近くの人に知らせる(事故等)

### (05) 災害に備え、対応する

- 01 自治体広報, 掲示, 看板等を理解し, 現地を確認する
- 02 避難場所・方法を理解する・人に聞く
- 03☆地震について理解する
- 04 身を守る(地震発生時)
- 05☆台風について理解する
- 06 天気予報・台風情報に留意し理解する
- <u>07</u> 消防・救急 (119番) や警察 (110番) に電話する (火災等)

### |Ⅱ 住居を確保・維持する

### 03 住居を確保する

### (06) 住居を確保する

- 01 不動産業者に相談する
- 02 居住する地域を選択する
- 03 賃貸契約をする
- 04 引っ越し業者に依頼する
- 05 必要な手続を行う

### 04 住環境を整える

### (07) 住居を管理する

- 01☆開始手続について理解する
- 02 申込みをする(電気,ガス,水道等)

### Ⅲ 消費活動を行う

### 05 物品購入・サービスを利用する

### (08) 物品購入・サービスを利用する

- 01 必要な品物を扱う店等を探す
- 02☆目的によって店舗の種類を使い分けることを知る
- 03 販売しているところを探す
- <u>04</u> デパート, スーパーマーケット, コンビニ, 電器店, 書店等で買い物をする
- 05 店内の表示を見たり店員に尋ねて欲しいものの場所を探す
- 06 売り場を尋ねる
- 07 店員に商品について尋ねる
- 08 値段を知る
- 09 商品の機能や値段を尋ねる
- 10 商品の表示を読む
- 11 値段・税率を計算する
- 12 試着を申し出る
- 13 色違いのものを頼む
- 14 サイズの変更を申し出る
- 15 ポイントカードや割引券を利用する
- 16 クレジットカードを利用する
- 17 必要なものを選んで購入する
- 18 支払いをする (対面販売)
- 19 返品・交換をする
- 20 注文する
- 21 店ごとに受けられるサービスと代価を理解する (飲食店等の利用)
- 22 希望の食べ物を扱う店を探す
- 23 電話で予約する
- 24 店員と話す
- 25 店で人数や禁煙・喫煙などの希望を伝える
- 26 メニューを読む
- 27 メニューを選んで注文する
- 28 食券を買う
- 29 追加の注文をする
- 30 支払いをする (飲食店)
- 31☆店ごとに受けられるサービスと代価を理解する (各種サービスの利用)
- 32 店舗を探す
- 33 利用方法を知る
- 34 コンビニエンスストアのサービス (ATM, ファックス, 公共料金の支払い等) を利用する
- <u>35</u> クリーニング店,レンタルビデオ店,美容院,理容店 を利用する
- 36 商品に添えられた情報を的確に理解する
- 37 新聞広告・折り込み広告を理解する
- 38 レシートを確認する
- 39 レシートを理解する

- 40 代金を支払う
- 41 カードの利用の可・不可を確認する

### 06 お金を管理する

- (09) 金融機関を利用する
- 01 申込みをする (口座開設)
- 02 預金の引出しをする

### IV 目的地に移動する

### 07 公共交通機関を利用する

- (10) 電車, バス, 飛行機, 船等を利用する
- 01 発車する時刻や掛かる時間を尋ねる
- 02 目的地への行き方を尋ねる
- 03 券売機を利用する
- (11) タクシーを利用する
- 01 タクシー乗り場を探す
- 02 道路でタクシーを止める
- 03 行き先を告げる
- 04 運賃を聞き取り, 支払う

### 08 自力で移動する

- (12) 徒歩で移動する
- 01 住所表示, 交差点名, 街の案内地図などを読む
- 02 地図上で目的地を確認する
- 03 地図を書いてもらう
- 04 目的地の方向や距離を確認する
- 05 目的地までの道を尋ねる

### Ⅷ 人とかかわる

### 14 他者との関係を円滑にする

### (31) 人と付き合う

- 01☆あいさつの種類と目的を理解する
- 02☆TPOに合った適切なあいさつ形式を理解する
- 03 時宜に合ったあいさつを学んで実行する
- 04☆あいさつの文化的相違を理解する
- 05 相手に合わせたあいさつをする
- 06 日常のあいさつをする
- 07 人間関係のきっかけを作るあいさつをする
- 08☆自己紹介の仕方を理解する
- 09☆相手や状況に応じた自己紹介の仕方を理解する
- 10 仕事上の公的な自己紹介をする
- 11 私的な場面で自己紹介をする
- 12 分からないとき、疑問に思ったとき信頼できる相手に 質問する(日本の一般的なマナー等について)

### ™ 社会の一員となる

### 15 地域・社会のルール・マナーを守る

### (33) 住民としての手続をする

- 01☆各種手続の種類や内容について理解する
- 02 役所の受付で外国人登録窓口の場所を尋ねる
- 03 支払方法を確認する(各種税金)
- 04必要性を確認する(確定申告,還付申告)

### (34) 住民としてのマナーを守る

- 01 居住地域のゴミ出しについて地域の公的機関で発行している生活情報パンフレット等で確認し理解する
- <u>02</u>居住地域のゴミ出しの方法について隣人に質問する
- 03 マナーについて人に相談する

### 16 地域社会に参加する

### (35) 地域社会に参加する

- 01 居住地の自治会について隣人に尋ねる
- 02 自治会の会員になる
- 03 行事に参加する

### 区 自身を豊かにする

### 20 余暇を楽しむ

### (44) 余暇を楽しむ

- 01☆余暇を過ごす場所や利用方法を知る
- \_\_\_\_\_ 02 適当な人からアドバイスをもらう
- 03 同僚や周囲の人からの口コミ情報を得る
- 04☆施設の種類や制度について知る(地域の公共施設)
- 05 利用方法を尋ねる(地域の公共施設)

### X 情報を収集・発信する

### 21 通信する

- (45) 郵便・宅配便を利用する
- 01☆郵便局のシステムを理解する
- 02 手紙や葉書を書いて送る
- 03 不在配達通知に対応する
- 04 宅配便を受け取る

### (46) インターネットを利用する

- <u>01☆</u>インターネットのサービス内容・利用方法を理解 する
- 02 インターネット検索の方法を人に尋ねて理解する
- 03 電子メールを書く
- (47) 電話・ファクシミリを利用する
- 01 電話を掛ける
- 02 応答する

### 22 マスメディアを利用する

- (48) マスメディア等を利用する
- 01 テレビ番組を見る
- ※「I」~「X」は生活上の行為の大分類、「01」~「22」は中分類、「(01)」~「(48)」は小分類に対応している。なお、「標準的なカリキュラム案」120ページ「生活上の行為の分類一覧」から「V 子育て・教育を行う」及び「VI 働く」を省いてある。
- ※「<u>(数字)</u>」は基本的な生活基盤の形成に不可欠である,又は,安全に関わり緊急性があるために必要不可欠な生活上の行為の事例を示す。「☆」は基本的な生活基盤の形成,又は安全に関わり緊急性があるため,情報として知っておく必要があると考えられるものを示す。

### 「標準的なカリキュラム案Can do」一覧(試案)

- ・「標準的なカリキュラム案 Can do」とは、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」を基に、日本国内で「生活者としての外国人」が日常生活上で遭遇する場面を言語能力記述文として示したものであり
- 後、量的検証を行う予定である。 ・この資料は、第19期文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において設置された日本語教育の標準に関するワーキンググル

	フにおいし	貝的快証を控	:たものである。	。基礎賃料の作	F放に目だつ(	(は, (独)国際交流基金日本	語国院で	フター0	/ 肠刀と
No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
1	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0101適切な医療機関の選択をする	0101060隣人に容 態を伝えて助言 を求める	体の調子が悪いとき、「おなかが痛いです」、「気持ちが悪いです」、「気持ちが悪いです」など、短い簡単な言葉で、周りの人に伝えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
2	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01)医療機関で治療を受ける	0101適切な医療 機関の選択をす る	0101060隣人に容 態を伝えて助言 を求める	近所の病院について、場所や様子などの簡単な情報を友人に質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
3	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0102問診表に記 入する	0102010初診受付で手続をする	病院の受付などで、「初めてですか」、「保険証はありますか」などの基本的な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
4	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0102問診表に記 入する	0102010初診受付で手続をする	分からないことについて質問する ことができれば、病院の受付で、 問診票に名前・住所、体温、を書 いたり、「どんな症状か」「いつ からか」などの選択式の質問に答 えたりすることができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 2
5	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0103医者の説 明・指示を理解 し、応答する	0103010医者の診察を受ける	時々繰り返しや説明を求めることができれば、病院などで、どこがどのくらい痛いかなどの簡単な質問に対して、短い簡単な言葉で答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
6	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0103医者の説 明・指示を理解 し、応答する	0103010医者の診 察を受ける	自分に向かってゆっくりとはっきりと話されれば、「口を大きく開けてください」、「よく休んでください」、「第を1日3回飲んでください」、など、医者のごく管単なでもない」など、理解することができな。	理解すること	聞くこと	<b>A</b> 1
7	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で 治療を受ける	0103医者の説 明・指示を理解 し、応答する	0103120病気への 対処法・生活上 の注意などを質 問し答えを理解 する	医者に病気への簡単な対処法、生活上の基本的な留意点を短い簡単な言葉で確認し、簡単な指示を理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
8	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0201処方箋持っ て薬局へ行く	0201020医療機関 で処方せんをも らい, 内容を確 認する	医療機関の受付などで処方箋を受け取ったとき、近所の薬局の場所をた尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
9	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0202薬局・薬店 を利用する	0202050症状を説 明し、薬を求め る	薬局・薬店で薬を買うとき、薬剤師や店員に自分の状況を伝え、薬剤師からの症状や薬に関する簡単な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
10	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0202薬局・薬店 を利用する	0202050症状を説 明し,薬を求め る	薬局・薬店で薬を買うとき、自分の状況を伝え、薬剤師や店員からの症状や薬に関する簡単な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
11	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0202薬局・薬店 を利用する	0202050症状を説 明し,薬を求め る	以前も用いた薬であったり自分が 知っている薬であったりする場合 は、ラベルを見て確認することが できる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
12	I健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0202薬局・薬店 を利用する	0203070薬剤師等 の「効能、用 法、注意」の説 明を理解できる	薬局・薬店で、薬の説明書を見ながら説明されれば、薬剤師や店員からの薬の名前や効果、用法、用量などの簡単な説明を聞いて、理解することができる。	理解すること	聞くこと	<b>A2</b>
13	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(02)薬を利用する	0202薬局・薬店 を利用する	0203070薬剤師等 の「効能、用 法、注意」の説 明を理解できる	薬のパッケージなどに書かれている注意書きなどの短い簡単なテクストを見て、用法・用量など、必要な情報を探し出すことができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 2
14	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0301病気を予防する	0301090流行性の 病気についての 情報を理解し適 切に対処する	インフルエンザなど他の人に移り やすい病気が流行したとき、どん な予防方法を取ればいいかなどに ついて、友人に質問したり、質問 に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
15	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0301病気を予防する	0301090流行性の 病気についての 情報を理解し適 切に対処する	病院などに掲示してある病気に関するポスターなどの短い簡単な説明文を読んで、流行している病気の症状や対処法など、幾つかの情報を理解することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 2
16	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0301病気を予防 する	0301090流行性の 病気についての 情報を理解し適 切に対処する	インフルエンザなど、最近流行している病気に関するテレビニュースなどを見て、病名や状況など、内容を大まかに理解することができる。	理解する	聞くこと	<b>A</b> 2
17	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0301病気を予防 する	0301090流行性の 病気についての 情報を理解し適 切に対処する	インフルエンザなど、最近流行している病気に関するテレビニュースなどを見て、映像やテロップを頼りに、予防法や対処法など、主要な情報を理解することができる。	理解する	聞くこと	B1
18	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0302衛生管理を する	0302010食品や飲料水の安全情報 を理解する	スーパーやコンビニなどの店員に、原材料や産地、賞味期限、ハラルかどうかなどについて質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
19	I 健康・安全 に暮らす	01健康を保つ	(03)健康に気を付ける	0302衛生管理を する		食品表示ラベルなどの短い簡単なテクストを見て、消費期限、原材料、産地、ハラルかどうかなど、必要な情報を探し出すことができる。	理解すること	読むこと	<b>A2</b>
20	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04)事故に備え、対応する	0401事なを する(会書を は を を を 注 き る に 注 き る に き き る に を き き る に を き る く の の の の の の の り る り る り の り る り る り る り	0401030各種の標識・注意書き等 を理解する(高電圧危険,感電 注意,立入禁止等)	イラストなどの手掛かりがあれば、街中や施設内にある「禁煙」、「立入禁止」、「撮影禁止」、「危険」などの非常に短い注意書きや看板を見て、警告されている内容を理解することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
21	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04) 事故に備え、対応する	0401事故を極の する(発達の は、注意を を理解を を電圧危険、 注意 を電圧危険、 注意 で で で で で で き る で の で き き る き き る で の で の で の で の で の で の で り の り の り の り	0401030各種の標識・注意書き等 を理解する(高電圧危険,感電注意,立入禁止等)	道路、レストラン、駅、施設などでよく見かける看板や掲示に書かれている短い注意書きや説明を読んで、幾つかの情報を理解することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
22	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04)事故に備え、対応する	0403防犯に対処する	0403020警察 (110番) に電話 する	盗難などの予期しないトラブルに 遭ったとき、盗まれたものやその 状況などについて簡単に説明し、 相談することができる。	話すこと	やり取り	A2
23	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04)事故に備 え,対応する	0403防犯に対処 する	0403020警察 (110番) に電話 する	盗難などの予期しないトラブルに遭ったとき、110番に電話し、警察官の質問に応じて、事故か事件か、いつか、何が起きたか、場所はどこか、など定型の簡単で直接的な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	B1
24	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04) 事故に備え、対応する	0403防犯に対処 する	0403040近くの人に知らせる	盗難や災害など、予期しないトラブルに巻き込まれたとき、身近な人に短い簡単な言葉で助けを求めたり、求められたときに対応したりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
25	I健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04)事故に備え、対応する	0403防犯に対処 する	0403040近くの人 に知らせる	自分が被害を受けた盗難や事故な どについて、順序立てて詳細に述 べることができる。	話すこと	発表	B1
26	I健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(04)事故に備え、対応する	0404交通事故に 対処する	0404020救急車を 要請する	交通事故の現場に居合わせたと き、119番に電話し、消防署員の質 問に応じて、火事か救急か、誰が どんな様子か、場所はどこか、な ど定型の簡単で直接的な質問に答 えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
27	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備 え,対応する	0501避難場所・ 方法を確認する	0501020自治体広報,掲示,看板等を理解し,現地を確認する	地域などで発行している,外国人向けの防災パンフレットなどを読んで,避難所の位置や準備しておいた方がいいものなど,幾つかの情報を理解することができる。	理解する	読むこと	A2
28	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備 え,対応する	0501避難場所・ 方法を確認する	報,掲示,看板	近所の人に、緊急時の避難場所や そこへの行き方について質問し、 幾つかの簡単な答えを理解するこ とができる。	話すこと	やり取り	A2
29	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備 え,対応する	0501避難場所・ 方法を確認する	0501030避難場 所・方法を理解 する・人に聞く	市報やパンフレットなどの防災の記事を読んで、緊急避難時に関する重要な情報を理解することができる。	理解すること	読むこと	B1
30	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備え、対応する	0501避難場所・ 方法を確認する	0501030避難場 所・方法を理解 する・人に聞く	地震や台風などの緊急時について、避難場所や避難時の注意点などの簡単な情報を,近所の人に質問し,幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
31	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備え、対応する	0502 地震発生時 に適切に行動す る	0502020身を守る	地震や台風などの緊急時について、身の守り方や避難方法などの詳しい情報を、近所の人などに質問したり、答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	B1
32	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備え、対応する		0503020天気予 報・台風情報に 留意し理解する	映像と実況説明がほとんど重なるならば、台風や地震、津波を伝えるテレビニュースを見て、内容を大まかに理解することができる。	理解すること	聞くこと	<b>A</b> 2
33	I 健康・安全 に暮らす	02安全を守る	(05)災害に備え、対応する			火事が起きたとき、119番に電話し、火事か救急か、何が燃えているか、場所はどこか、など定型の簡単で直接的な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	A2
34	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保 する	(06)住居を確保する	0601住居を探す	0601060不動産業 者に相談する	不動産業者などに、家賃、間取り、地域、入居を希望する日にちなどの条件について、短い簡単な言葉で話すことができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
35	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保する	(06)住居を確保 する	0601住居を探す	0601060不動産業 者に相談する	不動産業者などに、紹介された物件の間取り、設備、日当たり、駅までの距離や周辺環境などについて質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
36	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保 する	(06)住居を確保 する	0601住居を探す	0601060不動産業 者に相談する	不動産業者などに貼り出してある 物件情報などの短い簡単なテクストを見て、家賃や広さ、所在地な ど、必要な情報を探し出すことが できる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 2
37	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保 する	(06)住居を確保 する	0601住居を探す	0601090居住する 地域を決める	友人に、これから住みたいところやその理由などについて、短い簡単な言葉でコメントや質問をしたり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
38	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保する	(06)住居を確保する	0602契約する	0602040賃貸契約 をする	専門用語の意味を確認するために辞書を使うことができれば、アパートの賃貸契約書を読んで、入居条件や特記事項などを理解することができる。	理解すること	読むこと	B2
39	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保 する	(06)住居を確保 する	0602契約する	0602040賃貸契約 をする	不動産業者などでの住居探しの際、入居条件等について担当者に詳細を確認し、差別的な入居資格など、納得のいかない点について、代案や譲歩案などを述べながら交渉することができる。	話すこと	やり取り	B2
40	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保する	(06)住居を確保する	0603引っ越しを する	0603070引越し業者に依頼する	引っ越し業者に日時の希望や荷物 の量など必要事項を伝え、短い簡 単な言葉でサービスを依頼するこ とができる。	話すこと	やり取り	A2
41	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保する	(06)住居を確保 する	0603引っ越しを する	0603070引越し業者に依頼する	引っ越し業者に時期や荷物の量などをある程度詳しく伝え、他の業者と比較するなど根拠を伝えて値段やサービスの交渉をすることができる。	話すこと	やり取り	B1
42	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保 する	(06)住居を確保する	0603引っ越しを する	0603080必要な手続を行う	市役所などで、転入届などを出すために、担当者に簡単な言葉で質問したり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	A2
43	Ⅱ住居を確 保・維持する	03住居を確保する	(06)住居を確保する	0603引っ越しを する	0603080必要な手続を行う	分からない点について職員に質問できれば、転入届などの書類に、 自分や家族の個人的な情報を記入 することができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
44	Ⅱ住居を確 保・維持する	04住環境を整える	(07)住居を管理する	0701電気・ガ ス・水道等の使 用を開始する	0701090申込みを する	電気・ガス・水道等の使用開始手続をするときに、案内書に書かれた事業所に連絡し、必要事項を伝え、担当者の質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	B1
45	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	0801020必要な品 物を扱う店等を 探す	友人や知人から、自分が買いたい物を扱っている店の開店時間や場所などについての簡単な情報を得ることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
46	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0801対面販売で 購入する	0801050デパー ト,スーパー マーケット,コ ンビニ,店等で 店,書をする	店で買い物をするとき、買いたい ものや個数を伝えることができ る。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
47	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	員に尋ねて欲し	スーパーなどの売り場で、店員に、買いたいものがどこにあるか尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
48	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0801対面販売で 購入する	0801100店員に商 品について尋ね る	デパートなどの店員に、店頭に出ている衣料品の他の色やサイズがあるかなどについて質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
49	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	0801130値段を知 る	店で商品の値札などを見て,値段 を確認することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
50	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0801対面販売で 購入する		電気屋などで店員に、携帯電話など買いたい商品の機能やデザインなどについての自分の好みや希望を説明することができる。	話すこと	やり取り	B1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
51	皿消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0801対面販売で 購入する	0801140商品の機 能や値段を尋ね る	店員に買いたいものの値段を尋ね、答えを聞いて理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
52	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0801対面販売で 購入する	0801190試着を申し出る	店や飲食店などで、「すみません」などの表現を使って、店員を呼ぶことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
53	皿消費活動を 行 <b>う</b>	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	0801190試着を申 し出る	店員に、例えば「着てみてもいいですか」などの覚えた表現を使って、試着できるか尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
54	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	0801220ポイント カードや割引券 を利用する	店や飲食店などでの支払いの際に、キャッシュレス決済や割引券などのサービスが使えるかどうか尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
55	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する		店で買いたい物があるとき、実物を指さしながら、「これ、ください」、「あれ、見せてください」など、短い簡単な言葉で頼むことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
56	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0801対面販売で 購入する	0801260返品・交 換をする	ホームセンターなどで店員に、購入したばかりの商品の不具合などを簡単に説明し、返品や取替えを要求することができる。	話すこと	やり取り	B1
57	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する		食べたい料理について、どこで食べられるか、どこが安い店かなどの簡単な情報を、友人に質問し、 幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
58	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0802飲食店を利 用する	0802040電話で予約する	電話でレストランなどの予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、人数などの店員の質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	A2
59	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する	0802060店員と話す	レストランの入り口で、店員に名前や予約時間などを聞かれたとき、答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
60	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する	0802080店で人数 や禁煙・喫煙な どの希望を伝え る	飲食店に入ったとき、人数と、喫煙席か禁煙席かなどの希望を店員に言うことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
61	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する	0802100メニュー を読む	ファストフード店やレストランなどでメニューを見て、自分が知っている食べ物や飲み物の名前など、幾つかの情報を理解することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
62	皿消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0802飲食店を利 用する	0802100メニュー を読む	飲食店の店員に、料理に使われている食材や味などについて質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
63	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する	0802120メニュー を選んで注文す る	飲食店で、サンプルやメニューを 指さしながら、料理や飲み物を、 「これをください」など簡単な言 葉で注文することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
64	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する		飲食店などで店員に、料理や飲み 物などを短い簡単な言葉で注文す ることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
65	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0802飲食店を利 用する	0802140食券を買う	写真などの手掛かりがあれば、飲食店の食券の券売機を見て、自分が知っているメニューなど、幾つかの情報を理解し選ぶことができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 1
66	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・サービスを利用する	0803各種サービ スを利用する	0803040店舗を探す	道に迷ったとき、目的地への行き 方について、短い簡単な言葉で人 に質問し、答えを理解することが できる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
67	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	0803080利用方法 を知る	商業施設にある比較的手順が簡単な機器(ATM, コピー機, 証明写真振影機等)の利用方法について,短い簡単な言葉で店員に尋ね, 簡単に見せてもらいながら簡単な説明を聞いて, 大まかに理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
68	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	サービス(ATM, ファックス,公	商業施設にある比較的手順が簡単な機器(ATM, コピー機, 証明写真 撮影機等)の画面に表示される, 簡単な説明や指示が理解できる。	理解する こと	読むこと	B1
69	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	0803110 クリー ニング店, レン タルビデオ店, 美容院, 理容店 を利用する	クリーニング店に服を出すとき、 実物や料金を示しながら話されれば、「染み抜きをしますか」「デラックスにしますか」などの特別な洗い方に関する店員の簡単な質問に答えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
70	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	0803110 クリー ニングにテレン テングにデ理容店 美容院 まである を利用する	美容院で、美容師とサンプルの写真を見ながら、どのような髪型がいいかなどを話し合うことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
71	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	0803110クリーニ ング店,レンタ ルビデオ店,美 を院,重容店を 利用する	クリーニング店にある看板や表示を見て、服の種類や料金など、ご く簡単な情報を探し出すことができる。	理解する こと	読むこと	<b>A</b> 1
72	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08)物品購入・ サービスを利用 する	0803各種サービ スを利用する	ノグ店, レノダ  ルビデオ店 羊	クリーニング店やレンタルビデオ店などで会員証の申込書に名前, 住所など、自分の基本的な情報を 書くことができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
73	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0804商品情報 (素材,注意書 き等)について 理解する	0804040新聞広 告・折り込み広 告を理解する	新聞折り込みやインターネットの 情報を見て、買いたい商品の値段 や店の場所などの必要な情報を理 解できる。	理解する こと	読むこと	<b>A</b> 2
74	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(08) 物品購入・ サービスを利用 する	0805購入額を確 認・計算する	0805040レシート を確認する	レシートを見て、何がいくらだっ たのか、値段に間違いはないかな どを確認することができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 1
75	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(09) 金融機関を 利用する	0901口座を開設する	0901050申込みを する	銀行の窓口で、口座開設書や振り込み依頼書などの書き方を、短い簡単な言葉で質問し、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
76	Ⅲ消費活動を 行う	05物品購入・ サービスを利 用する	(09) 金融機関を 利用する	0901口座を開設する	0901050申込みを する	銀行で、口座開設や振り込みなど の申込書に、住所、氏名、電話番 号、生年月日など、自分の基本的 な情報を書くことができる。	書くこと	書くこと	<b>A2</b>

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
77	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(10)電車, バ ス, 飛行機, 船 等を利用する	1001時刻表を確 認する	1001020発車する 時刻や掛かる時 間を尋ねる	駅で駅員に、目的地への行き方や 電車の乗り方などについて質問 し、幾つかの簡単な答えを理解す ることができる。	話すこと	やり取り	A2
78	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(10)電車, バ ス, 飛行機, 船 等を利用する	1001時刻表を確認する	1001020発車する 時刻や掛かる時間を尋ねる	駅の表示や電光掲示板などを見て、駅名、方面などの行先についての情報を確認することができる	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
79	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(10)電車, バ ス, 飛行機, 船 等を利用する	1004運賃を支払 う・切符を購入 する	1004060券売機を 利用する	駅の券売機で、駅員等と一緒に操作しながら、切符の買い方やIC カードのチャージの仕方について、短い簡単な言葉で尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
80	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(11)タクシーを 利用する	1101タクシーを 呼ぶ	1101060タクシー 乗り場を探す	駅などで、「タクシー乗り場」 「バス乗り場」「東ロ」などの掲示や標識を見て、タクシーやバスの乗り場や出入口を確認することができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 1
81	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(11) タクシーを 利用する	1101タクシーを 呼ぶ	1101060タクシー 乗り場を探す	駅などで、近くにいる人などに、 タクシー乗り場やバス乗り場がど こにあるか尋ね、ゆっくりとはっ きりと話されれば答えを理解する ことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
82	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(11) タクシーを 利用する	1102行き先を指示する	1102040行き先を 告げる	タクシーの運転手に行き先を伝え ることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
83	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(11)タクシーを 利用する	1102行き先を指示する	1102040行き先を 告げる	タクシーの運転手に行き先が書かれたメモを見せて、行き先を伝えることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
84	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(12)徒歩で移動 する	1201住所・番地 を確認する	示, 交差点名,	地名表示や家の表札を見て、訪問 先の住所や名前が書かれたメモと 同じかどうかを確認することがで きる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
85	IV目的地に移 動する	07公共交通機 関を利用する	(12)徒歩で移動 する	1202地図を理解 する	1202030地図上で 目的地を確認す る	駅や街中などにある案内板や簡単 な地図を見て、目的地を確認する ことができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
86	IV目的地に移動する	07公共交通機 関を利用する	(12)徒歩で移動 する	1202地図を理解する	1202060地図を書いてもらう	近くにいる人に、地図やメモなどの視覚的な補助を利用しながら、目的地までの行き方を、短い簡単な言葉で尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
87	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (年賀状やり取 りをする)	会社の上司などへの年賀状に、 「明けましておめでとうございます」、「昨年はいろいろお世話になりました」、「今年もどうぞといるしくお願い致します」など、こと型の簡単なメッセージを書くことができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
88	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (年末年始のや りとりをする)	近所の人や同僚などと、「よいお年を」「あけましておめでとうございます」などの年末年始の基本的な挨拶を交わすことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
89	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (結婚のお祝 い)	結婚した同僚などに、「御結婚おめでとうございます」「お幸せに」などのお祝いの言葉を言うことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
90	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (見舞いに行 く)	病院の受付で、お見舞いに来たことを伝え、見舞いの可否や病室の場所などについて質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
91	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (見舞いに行 く)	病院の受付で、スタッフや看護師に、お見舞いをする相手が何階の何号室にいるか尋ね、ゆっくりとはっきりと話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
92	哑人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (見舞いに行 く)	病室で、入院している友人と、調子はどうか、具合はよくなったかなどについて、短い簡単な言葉で話すことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
93	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (見舞いに行 く)	入院している知人の病室から帰る際に、「そろそろ失礼します」などと退出する旨を伝えたり、「どうぞお大事に」と快復を祈る定型の表現を言うことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
94	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030 時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (引越しの挨 拶)	引っ越しするとき、近所の人に、 「お世話になりました」、「あり がとうございました」など、お礼 の言葉を言うことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
95	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101030時宜に 合った挨拶を学 んで実行する (引越しの挨 拶)	新しいところに引っ越ししたときなどに、近所の人に、「これからお世話になります」、「よろしくお願いします」など、基本的な挨拶をすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
96	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする		友人や近所の人と、時間帯に合った基本的な挨拶を交わすことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
97	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする	3101060相手に合 わせた挨拶をす る	友人や近所の人と、その日の天気や気候について、「いい天気ですね」「暑いですね」などの基本的な挨拶を交わすことができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
98	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3101挨拶をする		初めて会った人に、名前、出身、 仕事などを尋ねたり、答えたりす ることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
99	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31)人と付き合 う	3102自己紹介を する		取引先の会社などを訪問したとき、短い簡単な言葉で丁寧な挨拶をすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
100	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	3102自己紹介を する	3102070私的な場面で自己紹介をする	初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。	話すこと	発表	A2
101	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	3103日本の一般 的なマナーを理 解し、マナーに のっとって行動 する	3103150分からないとき、疑問に思ったる相手に質問する	結婚式や葬式などの日本の習慣やマナーについて、短い簡単な言葉で友人に質問し、写真を見せてもらいながら簡単な説明を理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
102	Ⅷ人と関わる	14他者との関 係を円滑にす る	(31) 人と付き合 う	的なマナーを理解し、マナーに	いとき, 疑問に 思ったとき信頼	冠婚葬祭などのマナーに関する本の中の、ある程度長い文章に目を 通して、振る舞い方や服装など、 必要な情報を探し出し、要点を理 解することができる。	理解すること	読むこと	B1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
103	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(33)住民として の手続をする	3301 各種手続 (転入・転出・ 外国人登録等) をする	3301080役所の受 付で外国人登録 窓口の場所を尋 ねる	役所の受付で、用事のある窓口の 場所を訪ね、ゆっくりとはっきり と話されれば答えを理解すること ができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
104	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(33)住民として の手続をする	3302各種税金 (所得税, 住民 税等)を支払う	3302080支払い方 法を確認する	税金の納付書を見て、支払う期限 や場所など、必要な情報を探し出 すことができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 2
105	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(33)住民として の手続をする	3302各種税金 (所得税, 住民 税等)を支払う	3302080支払い方 法を確認する	役所の窓口などで担当者に、納税 の期限や場所などについて質問 し、幾つかの簡単な答えを理解す ることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
106	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3401ゴミ出し (ゴミの分け 方)について理 解する	3401040居住地域 のゴミ出しについて地域の公は 機関で発情報の で発情報の でなる生活が でなる でなる で変い で変い で変い で変い で変い で変い で変い で変い で変い で変い	ごみ収集所の掲示などの短い簡単なテクストを見て、捨てたいごみは何曜日に捨てられるかなど、必要な情報を探し出すことができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 2
107	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3401ゴミ出し (ゴミの分け 方)について理 解する	3401040居住地域 のゴミ出しにつ いて地域の公し 機関を生活情報の いフレット等で 確認し理解する	住んでいる地域やマンションのゴミ収集所で、近所の人に実際にゴゴミを見せながら、何曜日に捨てることができるか尋ね、ゆっくりとはっきりと簡潔に話されれば、答えを理解することができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 1
108	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3401ゴミ出し (ゴミの分け 方)について理 解する	3401040居住地域 のゴミ出しについて地域の公しいで地域ので多様情報で がる生活情報が ンフレット等で 確認し理解する	ごみの捨て方や分類について,近 所の人に,短い簡単な言葉で質問 したり,質問に答えたりすること ができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
109	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3402公共マナー (ポイ捨て禁 止, 歩きたばこ 禁止等)を理解 する	3402030マナーに ついて人に相談 する	街中や施設内にある「禁煙」「撮 影禁止」などのイラスト入りの短 い表示や看板を見て、理解するこ とができる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 1
110	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3402公共マナー (ポイ捨て禁 止,歩きたばこ 禁止等)を理解 する		職場の壁やドアに掲示された指示 や規則などの短い簡単な説明を読 んで、禁止事項や注意事項など、 幾つかの情報を理解することがで きる。	理解する	読むこと	<b>A</b> 2
111	™社会の一員 となる	15地域・社会 のルール・マ ナーを守る	(34)住民として マナーを守る	3402公共マナー (ポイ捨て禁 止,歩きたばこ 禁止等)を理解 する	3402030マナーに ついて人に相談 する	ゴミの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて,短い簡単な言葉で近所の人に質問したり,質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A</b> 2
112	™社会の一員 となる	16地域社会に 参加する	(35)地域社会に 参加する	3501自治会行事 に参加・協力す る		自治会など地域でのイベントについて、当日の集合場所や時間などの簡単な情報を、近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
113	™社会の一員 となる	16地域社会に参加する	(35)地域社会に 参加する	3501自治会行事 に参加・協力す る	3501050自治会の 会員になる	会報や回覧板をきっかけに、住んでいる地域の自治会について、どんな活動をしているか、どうしたら会員になれるかなど、近所の人に短い簡単な言葉で質問をしたり、答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
114	™社会の一員 となる	16地域社会に参加する	(35)地域社会に 参加する	3501自治会行事 に参加・協力す る	3501100行事に参加する	地域の祭りなどのイベントの手伝いをするとき、作業の担当や進め方について、短い簡単な言葉で確認したり、指示を受けたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
115	™社会の一員 となる	16地域社会に 参加する	(35)地域社会に 参加する	3501自治会行事 に参加・協力す る	3501100行事に参加する	町内会やマンションの住民の集まりなどで、イベントの相談など、 議題の概要を理解し、事実確認を したり、自分の意見を述べたりし て、ディスカッションに参加する ことができる。	話すこと	やり取り	B1

No.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
116	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4401外出や余暇 の計画を立てる	4410070適当な人 からアドバイス をもらう	体みの前などに、余暇にお勧めの場所について、どこにあるか、そこに何があるか、そこで何ができるかなどの簡単な情報を友人に質問したり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>
117	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4401外出や余暇 の計画を立てる	4410070適当な人 からアドバイス をもらう	旅行パンフレットやガイドブックなどの短い簡単なテクストを見て、主な名所やお店など、必要な情報を探し出すことができる。	理解する	読むこと	<b>A2</b>
118	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4401外出や余暇 の計画を立てる	4410070適当な人 からアドバイス をもらう	旅行雑誌やガイドブックなどの, ある程度長い文章に目を通して, 名所や名物の特徴など, 行き先を 決めるために必要な情報を探し出 すことができる。	理解する	読むこと	B1
119	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4401外出や余暇 の計画を立てる	4410070適当な人 からアドバイス をもらう	旅行代理店などで、旅行申込書などに、住所、氏名、生年月日、連絡先など、自分の基本的な情報を書くことができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
120	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4402情報(イベント、娯楽施設、地域のサークル活動等)を収集する	4402080同僚や周 囲の人からのロ コミ情報を得る	行ってみたいと思っている店や娯楽施設について、友人に、そこに行ったことがあるか、どんなところかなど、短い簡単な言葉で質問したり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	A2
121	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4402情報(イベント、娯楽施設、地域のサークル活動等)を収集する	4402080同僚や周 囲の人からのロ コミ情報を得る	地域で行われている趣味の教室やイベントなどについて、日時や参加費、内容などの簡単な情報を、 友人に質問したり、質問に答えたりすることができる。	話すこと	やり取り	A2
122	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4403地域の公共 施設 (図書館, スポーツセン ター等) を利用 する	4403030利用方法 を尋ねる	ゆっくりとはっきりと話されれば、図書館などで、スタッフによる図書館の使い方(例えば、貸出し方法、貸出し期間、注意事項)などの簡単な説明を聞いて、理解することができる。	話すこと	やり取り	A2
123	区自身を豊か にする	20余暇を楽しむ	(44)余暇を楽しむ	4403地域の公共 施設(図書館, スポーツセン ター等)を利用 する	4403030利用方法 を尋ねる	図書館や体育館などに置かれている短い簡単な利用案内を読んで、 幾つかの情報を理解することができる。	理解する	読むこと	<b>A2</b>
124	X情報を収 集・発信する	21通信する	(45)郵便・宅配 便を利用する	4501郵便を利用 する	4501100手紙や葉 書を書いて送る	見本があれば、葉書や封筒に、宛 名や差出人の住所や名前を書くこ とができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
125	X情報を収 集・発信する	21通信する	(45)郵便・宅配 便を利用する	4501郵便を利用 する	4501100手紙や葉 書を書いて送る	ポストの投かん口の「手紙・はがき」「その他の郵便」「大型」 「速達」など、短い表示を見て、 理解することができる。	理解すること	読むこと	<b>A</b> 1
126	X情報を収 集・発信する	21通信する	(45)郵便・宅配 便を利用する	4501郵便を利用 する	4501120不在配達 通知に対応する	郵便物や宅配便の不在連絡票の短い簡単なテクストを見て、再配達 依頼の電話番号やURL、再配達が可能な期間など、必要な情報を探し 出すことができる。	理解すること	読むこと	A2
127	X情報を収 集・発信する	21通信する	(46) インター ネットを利用す る	4603電子メール を利用する	4603090電子メー ルを書く	見本があれば、お世話になった人に「この間はありがとうございました」など短い簡単な文で、お礼のメールを書くことができる。	書くこと	書くこと	<b>A</b> 1
128	X情報を収 集・発信する	21通信する	(46) インター ネットを利用す る	4603電子メール を利用する	4603090電子メー ルを書く	メールなどの日本語をチェックしてもらうために、友人や同僚に短い簡単な言葉で事情を伝えて頼むことができる。	話すこと	やり取り	<b>A2</b>

N	lo.	大分類	中分類	小分類	事例 1	事例 2	Can-do案	CEFR 大分類	CEFR 小分類	CEFR レベル
1		X情報を収 集・発信する	21通信する	(46) インター ネットを利用す る	4603電子メール を利用する		同じ会社の人に、打合せの日程や 内容について、短い簡単な文で メールを書くことができる。	書くこと	書くこと	A2
1		X情報を収 集・発信する	21通信する	(48) マスメディ ア等を利用する	4801新聞・雑 誌・テレビ・ラ ジオ・インター ネットから情報 を収集する	4801080テレビ番 組を見る	好きなスポーツに関するテレビ ニュースなどを見て、試合の勝敗 や好きな選手の活躍など、内容を 大まかに理解することができる。	理解すること	聞くこと	A2
1		X情報を収 集・発信する	21通信する	(48) マスメディ ア等を利用する	4801新聞・雑 誌・テレビ・ラ ジオ・インシ情報 を収集する	4801080テレビ番 組を見る	好きなスポーツに関するテレビニュースなどを見て、映像やテロップを頼りに、キャスターの解説の主要な点を理解することができる。	理解すること	聞くこと	B1
1		X情報を収 集・発信する	21通信する	(48) マスメディ ア等を利用する	4801新聞・雑 誌・テレビ・ラ ジオ・インシ情報 を収集する	4801080テレビ番 組を見る	テレビの番組表を見て、興味を 持った番組がいつ、どのチャンネ ルでやるかなど、必要な情報を探 し出すことができる。	理解すること	読むこと	A2

### JF日本語教育スタンダードについて

### 1 「JF日本語教育スタンダード」<sup>(1)</sup>(以下, JFSという。)とは

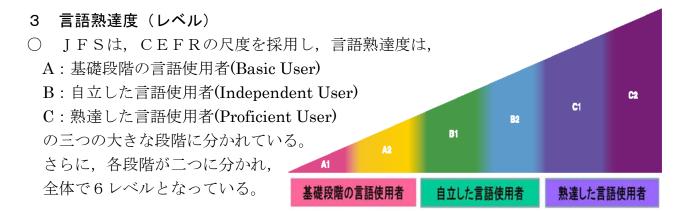
- 言語教育における「スタンダード」とは、その言語教育の主体や目的、理念によって、教育環境をデザインする際の枠組みや目安を提供するものである。 J F S は、日本語教育のコースデザイン、授業設計、評価を考えるための枠組みとして国際交流基金(以下、基金という。) が開発したもので、2010 年に公開し、以来、様々なサポートやツールの提供を行ってきた。
- JFSは、現在のヨーロッパの言語教育の基盤であり、発表以来、世界で広く注目され、多くの言語で実際に利用されるようになった「CEFR」(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment) の考え方を基礎に作られている。
- JFSの理念は「相互理解のための日本語」であり、コミュニケーションを共同行為と捉えている。そして、コミュニケーションには、日本語に関する知識だけでなく、日本語を使って、ある「領域」や「場」で、特定の課題を共同で遂行するための「課題遂行能力」が必要になると考えている。このコミュニケーションは、母語話者と非母語話者との間のものだけではなく、非母語話者同士によるものも含まれている。
- JFSの目指す「相互理解のための日本語」は、これを学んだり使ったりする中で、 学習者が母語とは異なる文化にも触れ、自分の文化を相対化できるようになると考えられており、その際に求められる能力を「異文化理解能力」と呼んでいる。

### 2 「JFスタンダードの木」

- JFSでは、各教育現場において、「課題遂行能力」の向上を目指した教育実践を行いやすくするために、言語によるコミュニケーションの力を「JFスタンダードの木」で表している。
- 木の根として表現され、言語によるコミュニケーションを支えるのが「言語能力」であり、この言語能力を基盤として、木の枝のように広がっているのが「言語活動」である。
- 「言語能力」は、「言語構造的能力」、「社会言語能力」、「語用能力」 の三つから構成されており、「言語 活動」は、「受容的活動」、「産出活



動」,「相互行為活動(やりとり)」の三つに分類している。さらに, それぞれの言語活動 を行うための「方略」についても, 言語活動ごとに配している。



### 4 Can do

- CEFRやJFSでは、各レベルで何がどのくらいできるかを例示したり、その段階で持っている言語能力を例示したりするために、言語の熟達度を「~できる」(Can do)という形式で表している。
- 2008年に基金が国内外の教育現場で行った調査では、日本語教育でも、CEFRの項目が共通の枠組みとして機能することが確認できたが、一方で、記述が抽象的であることから、実際の授業や評価への関連付けが難しいという課題も明らかになった<sup>②</sup>。そのため、CEFRの Can do 記述の特徴を詳細に分析し、その構造を「条件」、「話題・場面」、「対象」、「行動」の4要素に分解したモデルを示し、これに基づいて、授業や評価に使いやすいように、具体的な言語活動を例示する Can do を新たに作成した。
- 現在,基金の「みんなの Can-do サイト」<sup>(3)</sup>では, CEFRの Can do を和訳した 493 項目と基金オリジナルの 552 項目を公開している。このうち 100 項目について, 2018 年 に量的検証を行った。

### 5 JFSの活用

- JFSは、基金がこれに基づいて、「JF生活日本語 Can-do」(4)や「介護の日本語 Can-do ステートメント」(5)などの Can do リスト、『まるごと 日本の文化とことば』(6) 『いろどり 生活の日本語』(7)のような教材、ロールプレイテスト(8)を開発し、公開している。また、基金の付属機関における教師研修や日本語研修、海外拠点における研修事業や講座等でも活用されている。
- さらに、国内外の日本語教育機関において、コースデザインやシラバス作成、学習内容の検討、評価など、様々な用途で広く使われており、こうした教育現場から得られるフィードバック等も活用しつつ検証を行っている。
- (1) https://jfstandard.jp/top/ja/render.do
- (2) https://jfstandard.jp/pdf/trial\_all.pdf (主として第V章・第VII章)
- (3) https://jfstandard.jp/cando/top/ja/render.do
- (4) https://www.jpf.go.jp/j/urawa/j\_rsorcs/seikatsu.html#download
- (5) http://nihongo.hum.tmu.ac.jp/KCDS/
- (6) https://www.marugoto.org/
- (7) https://www.irodori.jpf.go.jp/
- (8) https://jfstandard.jp/roleplay/ja/render.do

### 分野別の言語能力記述文、「JF Can do」と「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)の例

- ・「標準的なカリキュラム案 Can do」とは、「標準的なカリキュラム案について」を基に、国内で「生活者としての外国人」が日常生活上で遭遇する場面を言語能力記述文として示したものである。 ・下表は言語活動別に示した「JF Can do」と「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)の例である。 ・「JF Can do」、「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)はCEFRカテゴリーに関連付けることができる。 ・「標準的なカリキュラム案 Can do」(試案)は、今後、量的検証を行う予定である。

言語活動別の 熟達度 A 2:聞くこと		(ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所、仕事などの) 直接自分につながりのある領域で最も頻繁に使われる語 なや表現を理解することができる。短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。									
CEFRカテゴリー	トピック	JF Can do	中分類	標準的なカリキュラム案 Can do							
広報・アナウンス や指示を聞くこと	旅行と 交通	駅のホームや電車の中などで、発着案内や電車の乗り換えなどの簡単なアナウンスを聞いて、理解することができる。	健康を保つ	薬局・薬店で、薬の説明書を見ながら説明されれば、薬剤師や店員からの薬の名前や効果、用法、用量などの簡単な説明を聞いて、理解することができる。							
テレビや映画を 見ること		インフルエンザなど、最近流行している病気に関するテレビニュースなどを見て、病名や状況など、内容を大まかに理解することができる。		映像と実況説明がほとんど重なるならば、台風や地震、津波を伝えるテレビニュースを見て、内容を大まかに理解することができる。							

言語活動別の 熟達度 A 2:読むこと	ごく短い簡単なテクストなら理解できる。広告や内容紹介のパンフレット, メニュー, 予定表のようなものの中から日常 の単純な具体的に予測が付く情報を取り出せる。簡単で短い個人的な手紙は理解できる。				
CEFRカテゴリー	トピック	JF Can do	中分類	標準的なカリキュラム案 Can do	
世情を把握するために読むこと	生活と人生	ごみ収集所の掲示などの短い簡単なテクストを見て、捨てたいごみは何曜日に捨てられるかなど、必要な情報を探し出すことができる。	健康を保つ	食品表示ラベルなどの短い簡単なテクストを見て, 消費期限,原材料,産地,ハラルかどうかなど,必 要な情報を探し出すことができる。	
情報や議論を読むこと	買い物	電気製品などを紹介するネットショッピングのサイトの短い簡単な説明文を読んで、機能や大きさなど、幾つかの簡単な情報を理解することができる。	安全を守る	地域などで発行している、外国人向けの防災パンフレットなどを読んで、避難所の位置や準備しておいた方がいいものなど、幾つかの情報を理解することができる。	
説明書を読むこと	自由時間 と娯楽	キャンプ場の案内板などの短い簡単な説明を読んで、禁止や注意事項など、幾つかの情報を理解することができる。	地域・社会 のルール, マナーを守 る	職場の壁やドアに掲示された指示や規則などの短い 簡単な説明を読んで、禁止事項や注意事項など、幾 つかの情報を理解することができる。	

言語活動別の 熟達度 A 2:話すこと (やり取り)	単純な日常の仕事の中で、情報の直接のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話合いができる。 通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社交的なやり取りをすることはできる。				
CEFRカテゴリー	トピック	JF Can do	中分類	標準的なカリキュラム案 Can do	
会話	自由時間と 娯楽	待ち合わせの時間に遅れたり、約束を守れなかったりしたとき、友人に短い簡単な言葉で理由を言って謝ることができる。	係を円滑に	病室で、入院している友人と、調子はどうか、具合はよくなったかなどについて、短い簡単な言葉で話すことができる。	
公式の議論と ミーティング	仕事と職業	職場の定期的な会議で、自分の担当業務に関する現状や今後の予定などについて、直接自分に向けられた簡単な質問に答えたり、人の助けがあれば、自分の考えや賛意を示すことができる。	地域社会に 参加する	地域の祭りなどのイベントの手伝いをするとき、作 業の担当や進め方について、短い簡単な言葉で確認 したり、指示を受けたりすることができる。	
製品やサービスを得るための取引	買い物	デパートなどの店員に、店頭に出ている衣料品の他 の色やサイズがあるかなどについて質問し、幾つか の簡単な答えを理解することができる。	住居を確保する	市役所などで、転入届を出すために、担当者に簡単な言葉で質問したり、質問に答えたりすることができる。	
情報の交換	旅行と 交通	道に迷ったとき、目的地への行き方について、短い 簡単な言葉で人に質問したり、説明したりすること ができる。	安全を守る	近所の人に、緊急時の避難場所やそこへの行き方について質問し、幾つかの簡単な答えを理解することができる。	
インタビュー すること, インタビューを 受けること	仕事と職業	時々くり返しや説明を求めることができれば、仕事 の面接試験などで、経歴や条件などの簡単な質問に 対して、短い簡単な言葉で答えることができる。	健康を保つ	医者に病気への簡単な対処法,生活上の基本的な留 意点を短い簡単な言葉で確認し,簡単な指示を理解 することができる。	

言語活動別の 熟達度 A 2:話すこと (発表)	家族、周囲の人々、居住条件、学歴、職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。				
CEFRカテゴリー	トピック	JF Can do	中分類	標準的なカリキュラム案 Can do	
長く一人で話す : 経験談	仕事と職業	来客に自分の会社などを案内するとき、各部署や施設、スタッフなどを短い簡単な言葉で紹介することができる。	係を円滑に	初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。	

	直接必要のある領域での事柄なら簡単に短いメモやメッセージを書くことができる。 短い個人的な手紙なら書くことができる:例えば礼状など。					
CEFRカテゴリー	トピック	トピック JF Can do 中分類 標準的なカリキュラム案 Can do				
通信	人との関係	お世話になった人に、短い簡単な文でお礼の手紙や メールなどを書くことができる。	通信する	同じ会社の人に、打合せの日程や内容について、短い簡単な文でメールを書くことができる。		
記録, メッセー ジ, 書式	健康	自分の生活習慣に関する選択式などの簡単なアンケート調査の質問を理解し、答えを書くことができる。		銀行で、口座開設や振り込みなどの申込書に、住 所、氏名、電話番号、生年月日など、自分の基本的 な情報を書くことができる。		

### 言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン

### 1 ガイドラインの目的

### (1)目的

- 令和元年度に「日本語教育の参照枠」一次報告(案)が示された。今後,「日本語教育の参照枠」を参照し、様々な教育機関や企業等で、生活、就労、留学等の分野別の言語能力記述文が作成されることが予想される(p.13、図1、点線部)。「日本語教育の参照枠」の言語能力記述文の尺度の質的水準を一つの参考に、分野別の言語能力記述文の作成方法及び検証手法を示すことを目的として本ガイドラインを作成する。
- 本ガイドラインは、主に教育機関や企業等が、日本語学習者、外国人従業員等の日本語能力の把握や教育・研修活動の改善及び自律学習の促進等を目的として言語能力記述文を作成する際の参考となるものである。
- 本ガイドラインは、今後も継続して作成・検証の事例等を収集し、内容の充実 を図っていくものである。

### (2) 言語能力記述文とは

- 言語能力記述文とは、社会的存在である日本語の使用者及び学習者が、日常生活、就労、就学等の場面で直面する課題を達成するために必要な言語能力の水準を、日本語を学ぶ上での目標として具体的に示したものであり、日本語を使ってできることについて、「~できる」という形で示された文である。
- 言語能力記述文について、CEFR (2001) では descriptors という用語で示している。日本語教育では Can do (Can do statements の略) と呼ばれることが多い。本ガイドラインにおいては図1のとおり、「日本語教育の参照枠」で示している CEFR の言語能力記述文を CEFR Can do、分野別の言語能力記述文を○○Can do (例:生活 Can do、就労 Can do、留学 Can do) と呼ぶこととする。
- 言語能力記述文は、日本語学習者、日本語教師、学習者の家族や職場の人を含む 日本語教育に関わる全ての人が、日本語によるコミュニケーション能力を表すため の参考として、活用できるものである。言語能力記述文が果たす機能は以下のとお りである。
  - ① 学習者自らが自分自身の該当する能力レベルと目標言語を使って何ができるか 具体的に把握できるチェックリストとしての機能。

- ② 診断的評価道具の開発とともに、言語活動を基本にしたカリキュラム、教材の開発に関わる基盤としての機能。
- ③ 日本語の訓練及び企業の人材採用に関わる人々にとって役立つ、活動ベースの言語学的調査を実施する手段としての機能。
- ④ 異なる言語間での能力の枠組みや、同じ言語学習環境下に存在する、教育や教材の目的及び、内容などを比較する手段としての機能。
- ⑤ 日本語学習者への指導や試験作成等に関わる者に対して,実用的な情報や資料 を提供する機能。
- ⑥ 試験結果を活用しようとする者が、あるレベルでの試験の認定証の認定内容をより具体的に分かりやすく解釈できる機能。
- ⑦ 日本語学習者が異なる教育機関で学習した際の、学習の接続を有機的なものに し、効率の良い継続学習が実現できる機能。
- ⑧ 研修や人事管理に関わる人にとって、職務内容に関わる職能を策定する際や、新しい職務について日本語能力の必要条件を特定する際の参考情報として活用できる機能。

### 2 CEFRの尺度に基づいた言語能力記述文の作成方法と事例

### (1) 作成の原則

○ CEFRでは言語能力記述文を開発する際の原則¹として以下の項目を挙げている。

・肯定的表現:熟達度レベルが,学習者の振り分けの道具としてではなく,学習目標を 設定することに資するよう,「肯定的記述」が望ましい。

・具体性: 言語能力記述文は、言語を使って達成する具体的な課題及び/又は課題を実行する上での言語的技能の具体的な程度を描写することが望ましい。

・明確さ : 言語能力記述文は、分かりやすく、はっきりとした表現でなければならない。専門用語はできるだけ用いないことが望ましい。

・簡潔さ : 言語能力記述文は、教師にとっても、学習者にとっても短い能力記述が 望ましい。

<sup>1</sup> 各原則の訳文は、吉島茂・大橋理枝 訳・編 (2014) pp.223-228 を基に修正した。

- ・独立性: 言語能力記述文は,他のレベルの記述文との相対的比較でしか意味を持たないということがないよう,独立していることが望ましい。
- CEFR で示されている言語能力記述文には、言語活動別(受容的言語活動:「聞くこと」、「読むこと」、産出的言語活動:「話すこと(発表)」、「書くこと」、相互行為的言語活動:「話すこと(やり取り)」など)、言語活動の方略別、言語能力別にそれぞれカテゴリーを設定している。
- North (2000) では、言語能力記述文に用いられる表現内容の要素を、行動 (Action)、 話題/場面 (Topic/Setting)、条件 (Limitation) に整理し、かつレベルごとに特徴と なる具体的な言語記述内容を示している。
- 言語能力記述文には、適切なカテゴリー(「聴衆の前での講演」、「レポートやエッセイ(を書く)」、「広報・アナウンスや指示を聞くこと」、「説明書を読むこと」、「テレビや映画を見ること」、「公式な議論とミーティング」など)を設けることが望ましい。

### 言語活動「話すこと(やり取り)」の言語能力記述文の例2

【A2.1:カテゴリー「公式の議論とミーティング」】

<u>もし必要な場合に鍵となるポイントを繰り返してもらえるならば</u>, (条件)

公的な会合で(話題/場面)

直接自分に向けられた質問に対して自分の考えを言うことができる。(行動)

【A1:カテゴリー「インタビューをすること、インタビューを受けること」】

個人的なことについて, (話題/場面)

<u>慣用句的な言葉遣いもなく、ごくゆっくりはっきりと話してもらえるなら、</u>(**条件**) 簡単かつ直接的な質問に答えることができる。(**行動**)

### (2) 作成方法

- 【1 既にある言語能力記述文を基に新たな言語能力記述文を作成する場合】
  - ① 生活,就労,留学などの分野において達成したい目標を,言語活動別(受容的言語活動:「聞くこと」,「読むこと」,産出的言語活動:「話すこと(発表)」,「書くこと」,相互行為的言語活動:「話すこと(やり取り)」など)に挙げる。
  - ② CEFR Can do 一覧, 標準的なカリキュラム案 Can do 一覧などから, 参考にな

<sup>2</sup> 言語能力記述文の訳は吉島茂・大橋理枝 訳・編 (2014)

りそうな言語活動についての言語能力記述文を探す(複数の Can do 一覧から 選択抽出してもよいが、そのまま利用する場合は出典を明記すること)。又、必 要に応じて、言語活動を支える方略や能力についての言語能力記述文について も適切なものを選ぶ。

- ③ 選んだ言語能力記述文の行動,場面/話題,条件が自分の教育現場でそのまま使えるかを検討する。そのまま使えないものについては、書換えを行う。
- ④ 書き換えた言語能力記述文は、コースを担当する複数の教師間で検討し、達成したい言語行動を反映しているものになっているかどうかを確認する。
- ⑤ 教師の間で見解が分かれる言語能力記述文については、再度書換えを行う。

### 【2 コースの学習目標を基に言語能力記述文を作成する場合】

- ① コースで定められている学習目標を言語活動,方略,言語能力ごとに整理する。
- ② 整理の過程で言語行動に関する学習目標をコースの軸に据える。文法や語彙知識などの言語能力に関するものは、言語行動を支える補助的な目標として再配置する。
- ③ 整理した言語活動に関する学習目標に、行動、場面/話題、条件についての記述が盛り込まれているかを確認する。足りない記述については、CEFR Can do や標準的なカリキュラム案 Can do などの既存の Can do 一覧を参考にしながら書き加え、適切なカテゴリー、レベルを設定する。
- ④ 書き加えた言語能力記述文は、コースを担当する複数の教師間で検討し、達成したい言語行動を反映しているものになっているかどうかを確認する。
- ⑤ 教師の間で見解が分かれる言語能力記述文については、書き換えを行う。
- 上記二つの方法においては、言語能力記述文作成の過程で学習目標の具体的なイメージとレベルを担当する教師間で共有することが可能となる。このような評価に関する価値観を共有することで、コース全体で達成したい学習目標がより明確になり、それを基にした教育実践の改善をチーム全体で進めることができるようになる。

### (3) 作成事例

### ○標準的なカリキュラム案 Can do

- ① 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 について」で示している「能力記述」293項目に、行動、話題/場面、条件等に 関する表現を加え言語能力記述文(試案)としての文章を整えた。
- ② 同時に、複数の「能力記述」を一つの言語能力記述文にまとめたりするなどの整理を行った。
- ③ CEFR のレベルとカテゴリーへの関連付けを行った。
- ④ 作成担当者相互で、完成した言語能力記述文の検証を行った。似ているものについては統合、一つの言語能力記述文の中に複数の言語活動が含まれている場合は分割、などの修正を行い、同時にレベルとカテゴリーの修正を行った。
- ⑤ 作成担当者以外の専門家による検討を行い, 言語能力記述文中の表現修正やレベルやカテゴリーの変更等を行った。

### OJF Can do<sup>3</sup>

- ① CEFR Can do から、Can do を「条件」、「話題・場面」、「対象」、「行動」の4要素に分解することを決定し、各要素の観点にしたがって、レベル毎の Can-do の特徴や記述の差異を抽出した。
- ② 言語活動の分類に合わせ、一つの Can-do につき一つの言語行動を記述した言語能力記述文を作成した。
- ③ 作成した言語能力記述文(②) についてカテゴリーを明確化した上で、CEFR Can do には設定されていないトピック(「自分と家族」、「自由時間と娯楽」、「仕事と職業」、「旅行と交通」、「食生活」、「学校と交通」など)を付与し、場面や話題を具体的に記述した。
- ④ さらに、①で整理したレベル別の特徴的な表現を記述し、言語能力記述文の原案を完成させた。
- ⑤ 言語能力記述文(④)は、国際交流基金の日本語専門員による評価や基金の日本語教師研修の参加者など、実際の教育現場からのフィードバックを基に検証し、書き換えを行って公開した。
- ⑥ CEFR の検証に準じた方法で、量的検証を行った。

<sup>3</sup> 塩澤・石司・島田 (2010)、森本・塩澤・小松・石司・島田 (2011) を参照しまとめた。

### 3 言語能力記述文の検証手法

### (1)検証手法の種類

○ CEFR (2001) では、言語能力記述文を尺度として用いる場合の検証について、以下の手法を組み合わせて 検証を行うことを示している。また CEFR (2011) では、言語能力記述文の検証についての詳しい手法を示している。

表 1 CEFR (2001) で示されている尺度開発の方法論4

	表 ]	CEFR(2001)で示されている尺度開発の万法論 <sup>4</sup>
直観的手法 (intuitive	No.1	エキスパート (expert) 言語能力記述文に詳しい個人がスケールの作成を行う。
method)	No.2	委員会(committee) まず、エキスパートとして小規模なチームで開発を行い、それを より大きなコンサルタントのグループ(=委員会)が監督を行 う。草稿はコンサルタントからコメントを受けたりもする。
	No.3	経験主義 (experiential) No.2 の委員会による方法を主として用いるが、一定期間、機関内部で了解が得られる段階までスケールを試行してみる。核になるメンバーはスケールに関して共通理解を持つようになり、組織的に試用を行うことで文言などの修正に関してもフィードバックをきちんとできるようにする。
質的調査法 (qualitative method)	No.4	スケール設計上の重要概念の形成 (key concepts: formulation) その尺度を使う典型的なインフォーマントに対して、尺度の草稿をレベル順に並べ替えさせる活動を行ってもらい、尺度の並べ替えについての判断基準についての検討を行う。
	No.5	重要概念とパフォーマンスの照合 (key concepts: performances) 言語能力記述文と実際の典型的パフォーマンスを照合させてみて、書かれていることと実際の言語使用の例が一致しているかを確認する。
	No.6	主要特性 (primary trait) 複数のインフォーマントに、実際の作文などのパフォーマンスを 最初は個人個人で順位付けしてもらい、その後、順位を集団で話 し合って統一してもらう。統一順位が出たら、どのような原理原

<sup>4</sup> 枠内の説明文は、投野(2013) pp.105-109 から抜粋の上、一部修正した。

則でそのランクが決まったのかを記述してそれを特性(trait)として抽出する。

# No.7 YES/NO によるレベル決定過程の作成 (binary decision) 作文をほぼ同じレベルの山に分け、その異なる山を分ける特徴は何かを話し合う。そこで抽出された特性を、今度は YES/NO で答えられるような判定文に書き換えて、二値 (YES/NO) で答えられる決定木のようなツリー構造を作る。これによって、決定プロセスを客観的に示すことができる。

# No.8 ペア比較による判断 (comparative judgements) 異なるパフォーマンスをペアにして相互比較し、どちらが優れているかに関しての議論を分析する。評価者が用いているメタ言語を集積して言語能力記述文に集約していく。

### No.9 並べ替えタスク (sorting tasks)

言語能力記述文の草稿が出来上がった段階で、インフォーマントにレベル順に並べ替え作業をしてもらい、同時にインフォーマントによる言語能力記述文へのコメント、修正、破棄などを依頼することもある。こうすることにより、言語能力記述文の性能を上げていくと同時に、有効な言語能力記述文を蓄えていく。

### 量的調査法

# (quantitative method)

### No.10 判別分析(discriminant analysis)

判別分析は多変量解析の一種で、個体がどのグループに属するかが明確である学習データから判別モデルを構築し、そのモデルを用いて所属不明の個体(テスト・データ)がどのグループに帰属するのかを判別する方法である。

### No.11 多次元尺度法(multidimensional scaling)

個体の持つ様々な変数特性を基に個体間の類似度を表す距離を統計的に求め、個体間の親近性データを二次元あるいは三次元以上の空間に布置する方法で、空間の次元度も決定できる方法で、これによりデータの構造を考察することができる。

### No.12 項目応答理論(IRT)または潜在特性分析 項目応答理論(または項目反応理論、Item Response Theory、 IRT)は、多変量解析モデルのうち潜在変数モデル(latent variables model, LVM)の一種である。学力または能力という 潜在変数をθという連続尺度のスケールで表そうとする。項目応 答理論のモデルの中で言語テスト分野において最もよく用いられ るのはラッシュモデルである。

項目応答理論の特徴は、古典的なテスト理論と異なり、項目困難 度はサンプルや特定のテストやアンケート項目に左右されない点 で、異なるテストやアンケートでもいわゆるアンカー項目(一部 他のテストと共有した項目)を用いることで、共通のスケール上 に異なるテストやアンケートの結果を表現することが可能な点で ある。

### (2) 言語能力記述文の検証の実例

- CEFR Can do (野口・大隅・熊谷・島田 2019)
  - ・ CEFR2001 年版の受容的言語活動(「聞くこと」, 「読むこと」) に関する能力記述文を対象として, CEFR における順序性が日本語でも同様に成り立つかについての量的検証を行った。
  - ・ 70 項目 (「聞く」34 項目, 「読む」36 項目) の言語能力記述文について, 557 名の日本語学習者 (漢字圏 222 名, 非漢字圏 335 名) に対し自己評価で調査を実施した。
  - ・ 収集したデータを項目応答理論 (IRT) の段階応答モデルを用いて分析を行った 結果,言語能力記述文の順序性は日本語を目標言語とした場合でも CEFR と一致 する部分が多いという分析結果が出た一方で,IRT 尺度上の位置が大きく動く言語 能力記述文があることも分かった。

### ○ CEFR-J (投野 2013, 根岸 2011)

- ・ 日本の教育環境における英語に関する枠組みである CEFR-J は、CEFR を参照 して言語能力記述文 (Can do) を作成し、検証を行っている。
- ・ 小中高の教員約 200 名が Can do リストのレベルごとの並べ替え調査に参加し、 並べ替えの成果率についての分析を行った。(質的調査法: No.9)
- 5,468 名の日本人英語学習者に対し質問指標による自己評価の判断を実施し、解答データをテストデータへの応答として扱い、項目応答理論(IRT)を用いて分析し、項目困難度を算出して言語能力記述文を検証し、必要な修正を加えた。(量的調査法: No12)
- ・ 項目応答理論 (IRT) による分析においては、最低 300 名の実験参加者が必要となる。

### ○ JF 日本語教育スタンダード(国際交流基金 2020)

- ・ 国際交流基金 (2020) における量的検証では 100 の項目 (CEFR Can do 52, JF Can do 48) について教師による学習者の評価を実施し、項目応答理論 (IRT) 多相ラッシュモデルを用いた分析を行った。 (量的調査法: No12)
- ・ 調査は漢字圏の教師 56 名が学習者 588 名, 非漢字圏の教師 87 名が学習者 604 名の評価を行いその結果を分析した。
- ・ 分析の結果, CEFR Can do の困難度は, オリジナルのものとよく合致しており, 元の CEFR 尺度への対応付けが可能であった。
- JF Can do は CEFR Can do に比べやや難しいものもあったが、カテゴリー×レベルごとの平均でつないでいくと、想定レベルによく合致し、カテゴリーごとに見ても、おおむね順序性は保たれていた。
- ・ 学習者の母語特性(漢字圏・非漢字圏)が、Can do の困難度に影響するのかについては、語彙や文法などの類似性から、特定の母語(中国語、韓国語)話者のCan do による評定能力の分布が、他と比べて高くなることがあることが分かった。

### <参考文献>

- ○国際交流基金(2020)「JF 日本語教育スタンダードの Can-do の量的検証について —産出, やりとりの Can-do を中心として—」 <a href="https://jfstandard.jp/pdf/JFS Cando Report 2020.pdf">https://jfstandard.jp/pdf/JFS Cando Report 2020.pdf</a> (令和2年8月20日閲覧)
- ○塩澤真季・石司えり・島田徳子(2010) 「言語能力の熟達度を表す Can-do 記述の分析: JF Can-do 作成のためのガイドライン策定に向けて」『国際交流基金日本語教育紀要』6号 pp.23-39
  - https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teach/research/report/06/pdf/02.pdf (令和 2 年 8 月 20 日閲覧)
- ○投野由紀夫(2013)『CAN-DO リスト作成・活用 英語到達度指標 CEFR-J ガイドブック(CD-ROM 付)』大修館書店
- ○根岸雅史(2011)「CEFR-J 開発の経緯」『ARCLE Review』5号 pp.38-52 https://www.arcle.jp/research/books/data/html/data/pdf/vol5\_4-0.pdf (令和2年8月20日閲覧)
- ○野口裕之・大隅敦子・熊谷龍一・島田めぐみ(2019)「CEFR の日本語への適用可能性 ―受容的能力の場合―」『日本テスト学会第 17 回大会発表論文抄録集』, pp.116-117
- ○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2020)『「日本語教育の参照枠」一次報告(案)』,第 101 回文化審議会国語分科会日本語教育小委員会,資料 2 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\_nihongo/kyoiku/ikenboshu/nihongokyoiku\_sanshowaku/pdf/92343201\_01.pdf">https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\_nihongo/kyoiku/ikenboshu/nihongokyoiku\_sanshowaku/pdf/92343201\_01.pdf</a> (令和 2 年 8 月 20 日閲覧)
- ○森本由佳子・塩澤真季・小松知子・石司えり・島田徳子(2011) 「コミュニケーション言語活動の熟達度を表す JF Can-do の作成と評価—CEFR の A2・B1 レベルに基づいて—」 『国際交流基金日本語教育紀要』7号 pp.25-42 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teach/research/report/07/pdf/121206\_02.pdf (令和 2 年 8 月 20 日閲覧)
- ○Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Cambridge University Press. (吉島茂・大橋理枝訳・編(2014)「外国語の教育Ⅱ 外国語の学習,教授,評価のためのヨーロッパ共通参照枠(追補版)」朝日出版社. ) <a href="https://www.goethe.de/ins/jp/ja/spr/unt/kum/ger.html">https://www.goethe.de/ins/jp/ja/spr/unt/kum/ger.html</a> (令和 2 年 8 月 20 日閲覧)

- ○Council of Europe (2011).Relating language examinations to the Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (CEFR) Highlights from the Manual.

  <a href="http://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=0900001680667a2d">http://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=0900001680667a2d</a> (令和2年8月20日閲覧)
- ONorth, B. (2000) The Development of a Common Framework Scale of Language Proficiency. New York: Peter Lang

以上

### 「日本語教育の参照枠」一次報告取りまとめまでの沿革

<b>4-57</b>	<b>37</b> 97		古取りまとめまじの沿車 Township
和暦	西暦	国内	海外
昭和50	1975		欧州評議会がその国の言葉を使って自立的に生活できる 言語習熟度である「敷居レベル(The Threshold Level)」 (現行B1)を発表する
平成2	1990		
平成3	1991		スイスのルシュリコンでスイス政府主導での政府間シンポジウムが開催され、「ヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages:Learning, teaching, assessment, CEFR)」の開発が提案される
平成4	1992		
平成5	1993		「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」の開発チーム発足
平成6	1994		
平成7	1995		
平成8	1996		
平成9	1997		欧州評議会「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)試行版」 公開
平成10	1998		
平成11	1999		
平成12	2000		
平成13	2001		欧州評議会「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」公開
平成14	2002		
平成15	2003		
平成16	2004	[	
平成17	2005	「日本語教育スタンダードの構築をめざす国際ラウンド テーブル会議」開催(国際交流基金)	
平成18	2006	「地域における多文化共生推進プラン」策定(総務省)	
平成19	2007	文化審議会国語分科会の下に日本語教育小委員会を 設置	
平成20	2008		
平成21	2009		欧州評議会「試験をCEFRに関連付けするための手引 (Relating Language Examinations to the 'Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment' (CEFR). A Manual)」公開
平成22	2010	「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準 的なカリキュラム案について」公開(文化庁) 「JF日本語教育スタンダード」公開(国際交流基金)	
平成23		「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブック」公開(文化庁)	
平成24	2012	「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」公開(文化庁)「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」公開(文化庁)	
平成25	2013	「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」公開(文化庁) 「「生活者としての外国人」のための日本語教育ハンドブック」公開(文化庁)	
平成26	2014		
平成27	2015		
平成28	2016		
平成29	2017		
平成30	2018		欧州評議会「ヨーロッパ言語共通参照枠補遺版(CEFR Companion Volume with new Descriptors)」公開
平成31 /令和 元年	2019	「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」公開(文化庁) 「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行	
令和2年	2020	「日本語教育の参照枠」一次報告(9月)	欧州評議会「ヨーロッパ言語共通参照枠補遺版改定版 (CEFR Companion Volume with new Descriptors (definitive English version))」公開

### 日本語教育小委員会等における検討状況

### 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿(19 期, 20 期)

(敬称略,五十音順)

	WL	1,1	え り こ	
$\bigcirc$	石	井	恵理子	東京女子大学教授

NO

うえ 靖 学校法人柴永国際学園JET日本語学校長 上 夫

£ 1. おお 木 株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員 大 義 徳

かね 智 子 金 田 学習院大学教授(~令和2年3月)

かみ よし いち 神 吉 宇 武蔵野大学准教授

黒 崎 公益財団法人ラボ国際交流センターラボ日本語教育研修所所長 誠

だ めぐみ 日本大学大学院総合社会情報研究科教授 島 田

まつ よう いち 東 陽 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課 松

多文化共生推進室長

戸田 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事 佐 和

根 岸 雅 史 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授

だ ひさ 野 史 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授・ 田尚

研究主幹

はま だ 里 国立大学法人京都教育大学教授 浜 田 麻

じま じゅん 子 国立大学法人大阪大学大学院言語文化研究科 眞 嶋 潤

日本語・日本語文化専攻教授

まつ おか 洋 子 国立大学法人岩手大学教授 松 岡

みなみ あゆみ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 南 田

政策研究事業本部主任研究員

はる 村 文 独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部長 田 春

めん じゅ とし 公益財団法人日本国際交流センター執行理事 毛 受 敏

めぐみ 国立大学法人群馬大学教授(~令和2年3月) 城 結

(◎:主查, ○:副主查)

### ワーキンググループの設置について

令和元年5月17日 文化審議会国語分科会 日本語教育小委員会決定

### 1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」(令和元年5月17日文化審議会国語分科会長決定) 2の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループ を置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
日本語教育能力の判定に関する ワーキンググループ	(1)日本語教師の養成課程及び試験・ 実習等の内容の検討について (2)その他
日本語教育の標準に関する ワーキンググループ	(1)日本語教育の標準の策定に向けた 検討について (2)その他

### 2 ワーキンググループの構成

- (1)各ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、日本語教育小委員会の主査が指名する。主査は、必要に応じ、委員・臨時委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができる。
- (2)各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及 び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他, ワーキンググループの運営に関し, 必要な事項は, 日本語教育小委員会が定める。

### 3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

### 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 日本語教育の標準に関するワーキンググループ名簿

(敬称略)

いしい えりこ 石 井 恵理子 東京女子大学教授

かね た とも こ ◎金 田 智 子 学習院大学教授

まっ おか よう こ 松 岡 洋 子 国立大学法人岩手大学教授

協力者:宇佐美 洋 国立大学法人東京大学教授

協力者:島田 めぐみ 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

協力者: 菊岡 由夏 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター副主任

(〇:座長)

### 審議経過

# 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

### 【第19期】

### 第93回 令和元年5月17日

- (1)主査・副主査の選出について
- (2)日本語教育小委員会の会議の公開について
- (3)その他

### 第94回 令和元年6月24日

- (1)日本語教育の標準について
- (2)日本語教育能力の判定について
- (3)その他

### 第95回 令和元年7月25日

- (1)日本語教育能力の判定について
- (2)その他

### 第96回 令和元年9月20日

- (1)日本語教育能力の判定について
- (2)その他

### 第97回 令和元年12月23日

- (1)日本語教育能力の判定について
- (2)日本語教育の標準について

### 第98回 令和2年1月30日

- (1)日本語教育能力の判定について
- (2)日本語教育の標準について

### 第99回 令和2年2月14日

- (1)日本語教育能力の判定について
- (2)日本語教育の標準について

# 文化審議会国語分科会 日本語教育小委員会

### 【第20期】

### 第100回 令和2年5月20日

- (1)主査・副主査の選出について
- (2)日本語教育小委員会の会議の公開について
- (3)ワーキンググループの設置について

### 第101回 令和2年6月25日

- (1)日本語能力の判定基準について
- (2)カリキュラム案等の改定について
- (3)「日本語教育の参照枠」一次報告案について

く国民に対する意見募集> 「日本語教育の参照枠」一次報告案について

### 第102回 令和2年9月10日

- (1)日本語能力の判定基準について(中間報告案)
- (2)「日本語教育の参照枠」一次報告案について

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会日本語教育の標準に関するワーキンググループ

### 第1回 令和元年6月10日

- (1) 日本語教育の標準の策定に向けた検討について
  - ○「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等 について
  - ○JF日本語教育スタンダードについて

### 第2回 令和元年9月13日

- (1)日本語教育の標準の策定に向けた検討について
  - ○日本語教育の標準に関する検討事項 (案)
  - ○共通参照レベル (案)
  - ○自己評価表 (案)

### 第3回 令和元年10月8日

- (1) 日本語教育の標準の策定に向けた検討について
  - ○検討事項について
    - 1. 現状と課題
    - 2.「日本語教育の標準(仮)」について
    - 3. CEFRを参考とすることについて
    - 4. 一次報告(案)の検討範囲
    - 5. 令和2年度以降の検討課題
  - ○言語能力記述文について

### 第4回 令和元年11月20日

- (1)「日本語教育の標準(仮)」の策定に向けた検討について
- (2)「日本語教育の標準(仮)」における漢字の扱いに関するヒアリング

### 第5回 令和2年1月24日

- (1)「日本語教育の参照枠」全体構成の検討
- (2)「日本語教育の参照枠」収録図表の検討
- (3)「日本語教育の参照枠」標準的なカリキュラム案 can do の検討
- (4)「日本語教育の参照枠」における漢字の扱いについて(案)の検討